



# 富士市 ごみ処理基本計画

2025-2034

～資源を循環させるまち～



富士市

## はじめに

本市では、これまで「富士市ごみ処理基本計画 2015-2024」に基づき、ごみの減量や資源の有効活用に取り組んでまいりました。その結果、皆様のご理解とご協力により、この10年間でごみの処理量は着実に減少しております。

このような中、国際社会では、SDGs（持続可能な開発目標）に象徴される持続可能な社会の構築に向けた流れが加速し、資源を大量に消費する一方通行の「線形経済（リニアエコノミー）」から、資源を循環させながら経済を成長させていく「循環経済（サーキュラーエコノミー）」に移行することが求められております。

また、国においても、「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」や「食品ロスの削減の推進に関する法律」など、持続可能な循環型社会の形成に向けた法整備が進んでおります。

産業のまちとして発展してきた本市におきましても、雄大な富士山や美しい駿河湾をはじめとする豊かな自然環境を未来へ繋いでいくため、資源の持続可能な利用を確保しつつ、サーキュラーエコノミーを基盤とした社会への移行を積極的に進めていかなければなりません。

このような状況を踏まえ、本市はこのたび「富士市ごみ処理基本計画 2025-2034」を策定しました。豊かな自然環境を守り、持続可能な都市として本市を発展させていくことが、今を生きる私たちの使命であります。ごみを減らし資源を有効に活用することは、その第一歩です。本計画の基本理念である「資源を循環させるまち」を目指し、市民や事業者、関係団体等の皆様と連携・協働し、諸施策を推進してまいりますので、一層のご支援とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定に当たり、様々な視点からご審議いただきました富士市廃棄物減量化等推進審議会委員の皆様をはじめ、貴重なご意見やご提言をいただきました多くの皆様に、心から感謝申し上げます。

令和7年3月

富士市長 小長井 義正



# 目 次

|                      |    |
|----------------------|----|
| 第1章 計画の概要と富士市の特色     | 1  |
| 第1節 計画の概要            | 1  |
| 1 ごみ処理基本計画とは         | 1  |
| 2 本計画の位置づけ及び対象となる廃棄物 | 1  |
| 3 計画期間               | 4  |
| 第2節 本市の特色            | 5  |
| 1 自然環境と地理            | 5  |
| 2 産業                 | 6  |
| 3 まちづくり              | 6  |
| 4 人口動態               | 7  |
| 第2章 本市におけるごみ処理の現状    | 8  |
| 第1節 ごみ処理の体制          | 8  |
| 1 ごみ処理の流れ            | 8  |
| 2 ごみの区分ごとの出し方        | 9  |
| 第2節 ごみと資源の現状         | 10 |
| 1 前計画の目標値と実績値        | 10 |
| 2 前計画期間内における取組       | 10 |
| 3 ごみ処理の状況            | 12 |
| 4 これまでの主なごみ処理事業関係の年表 | 14 |
| 5 ごみ処理関連施設           | 15 |
| 第3章 ごみ処理基本計画         | 16 |
| 第1節 計画策定の背景          | 16 |
| 1 SDGsの実現に向けた動き      | 16 |
| 2 循環型社会形成に向けた取組の強化   | 17 |
| 3 脱炭素に向けた動き          | 18 |
| 4 プラスチック問題への対応       | 18 |
| 5 食品ロス削減に向けた動き       | 19 |
| 6 自然災害への対応           | 19 |
| 7 デジタル技術活用の流れ        | 19 |
| 第2節 基本理念・基本方針        | 20 |
| 1 基本理念               | 20 |
| 2 基本方針               | 21 |
| 第3節 目標値              | 23 |
| 1 目標値項目について          | 23 |
| 2 目標値項目の対象と設定理由      | 24 |

|                                     |    |
|-------------------------------------|----|
| 3 目標値の設定について .....                  | 25 |
| 4 目標値の算出方法と目標値 .....                | 25 |
| 第4節 目標達成に向けた施策 .....                | 30 |
| 基本施策① デジタルを活用した効率的なごみ処理の実現 .....    | 34 |
| 基本施策② 紙をつくるまちから紙を大切に使うまちへ .....     | 37 |
| 基本施策③ 「みんなでなくそう食品ロス」の推進 .....       | 40 |
| 基本施策④ 行政・市民・事業者が連携したごみ処理体制の構築 ..... | 45 |
| 基本施策⑤ 豊かな自然環境を未来へつなぐ取組 .....        | 48 |
| 基本施策⑥ 3Rの推進に向けた取組 .....             | 52 |
| 基本施策⑦ 誰も取り残さないごみ処理体制の構築 .....       | 58 |
| 基本施策⑧ 安全で適正なごみ処理に関する取組 .....        | 60 |
| 第4章 計画の推進体制 .....                   | 64 |
| 第1節 計画推進・進行管理計画 .....               | 64 |
| 第2節 計画推進スケジュール .....                | 65 |

## コラム

|                   |    |
|-------------------|----|
| 3R .....          | 1  |
| 地域循環共生圏 .....     | 16 |
| サーキュラーエコノミー ..... | 17 |
| カーボンニュートラル .....  | 18 |
| サーマルリサイクル .....   | 21 |
| 野焼き .....         | 50 |

## 計画を読むに当たって

### ごみとは

「ごみ」とは、自ら利用または他人に有償で売却することができないために不要になったものであり、一般的にはもうこれ以上使わないものを指します。リサイクルできるものはきちんと分別することで、「資源」となります。



### ごみに対する責務等

ごみの処理や減量について、市民・事業者・市の役割が「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」において次のように定められています。

特に、ごみの減量はすべてに共通した責務です。

#### ★市民の役割

##### 法第2条の4 国民の責務

- ごみの減量と分別
- 環境にやさしい製品の利用
- 市の施策への協力

#### ★事業者の役割

##### 法第3条 事業者の責務

- ごみの減量とリサイクル、適正処理
- 適正処理が可能な製品・容器等の開発（環境に配慮した設計）
- 市の施策への協力

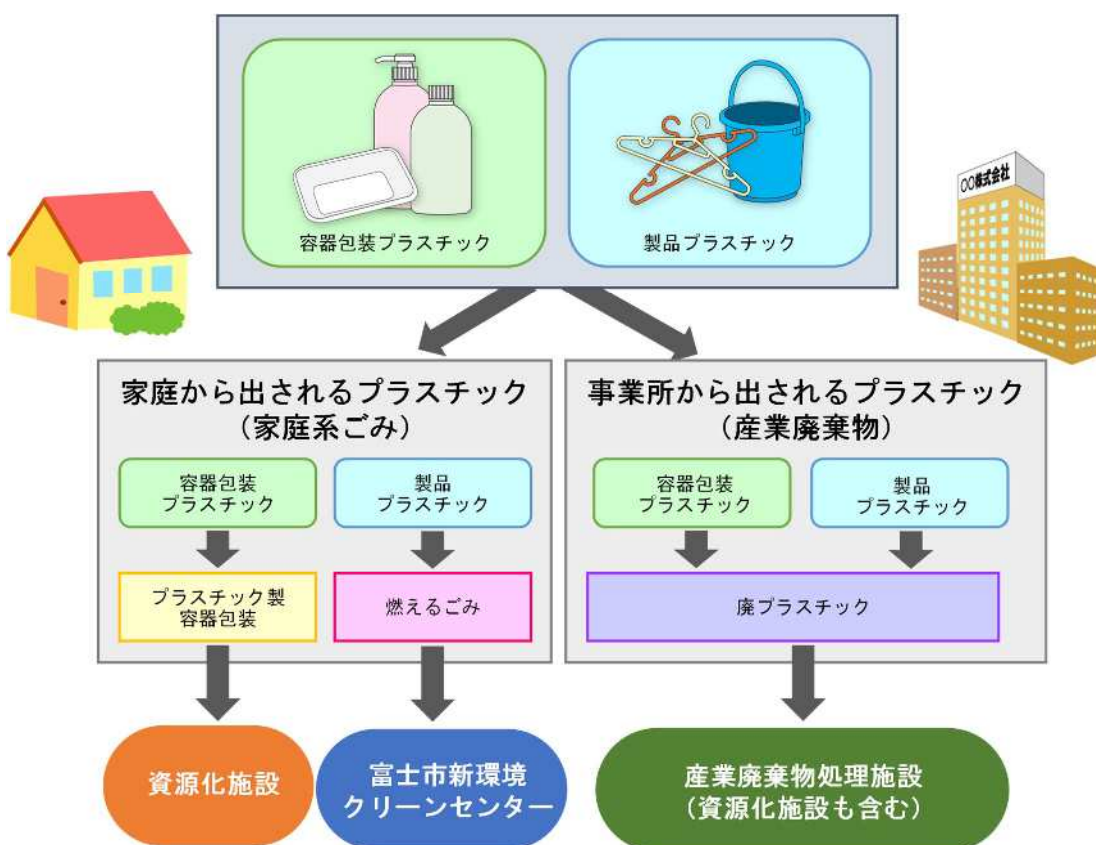
#### ★市の役割

##### 法第4条 地方公共団体の責務

- ごみの適正な処理
- ごみの減量に向けた意識啓発

### 家庭で出すごみと職場で出すごみの違い（例）

例えばプラスチックは、家庭から出される場合は一般廃棄物に該当し、下図のようにプラスチック製容器包装として民間事業者により資源化、あるいは燃えるごみとして本市の新環境クリーンセンターで焼却処理されます。一方で、事業所から出されるプラスチックは産業廃棄物に該当し、家庭から出されるプラスチックとは別に、産業廃棄物処理施設で処理されます（資源化されるものもあります）。



このように同じプラスチックごみでも、家庭と事業所（職場）では、分別や処理方法が異なります。

## 第1章 計画の概要と富士市の特色

### 第1節 計画の概要

#### 1 ごみ処理基本計画とは

一般廃棄物処理基本計画とは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下、「廃棄物処理法」とします。）第6条第1項及び第2項に基づいて市町村が策定する一般廃棄物処理計画のうち、長期的な視点に立った一般廃棄物の3Rの推進及び適正処理等の基本方針となる計画であり、ごみ処理基本計画と生活排水処理基本計画からなります。

富士市（以下、「本市」とします。）における「富士市ごみ処理基本計画 2025-2034」（以下、「本計画」とします。）は、「ごみ処理基本計画」として策定します。

#### 3Rとは

3Rとはごみを減らすためのキーワードであり、以下の3つの英語の頭文字を表しています。

- ・Reduce（リデュース）：ごみを減らす
- ・Reuse（リユース）：繰り返し使う
- ・Recycle（リサイクル）：資源として再利用する



#### 2 本計画の位置づけ及び対象となる廃棄物

##### (1) 本計画の位置づけ

本計画の策定に当たっては、国や静岡県法律・計画等との整合を図るとともに、本市の関連計画である「第六次富士市総合計画」、「第三次富士市環境基本計画」等の上位計画のほか、「富士市ゼロカーボン戦略 2050」、「富士市地球温暖化対策実行計画」、「第四次富士市情報化計画」及び「富士市災害廃棄物処理計画」等の関連計画とも整合を図るものとします。

本計画は、ごみの発生量及び処理量の見込み、ごみの排出の抑制のための方策に関する事項等、ごみ処理に関する基本的事項を定めるものです。

##### ●食品ロス削減推進計画について

食品ロスの削減の推進に関する法律（以下、「食品ロス削減推進法」とします。）第13条第1項に基づき策定する食品ロス削減推進計画についても、本計画の中に位置づけるものとします。

本計画の位置づけを図1-1に、廃棄物処理関連法令の体系を図1-2に示します。

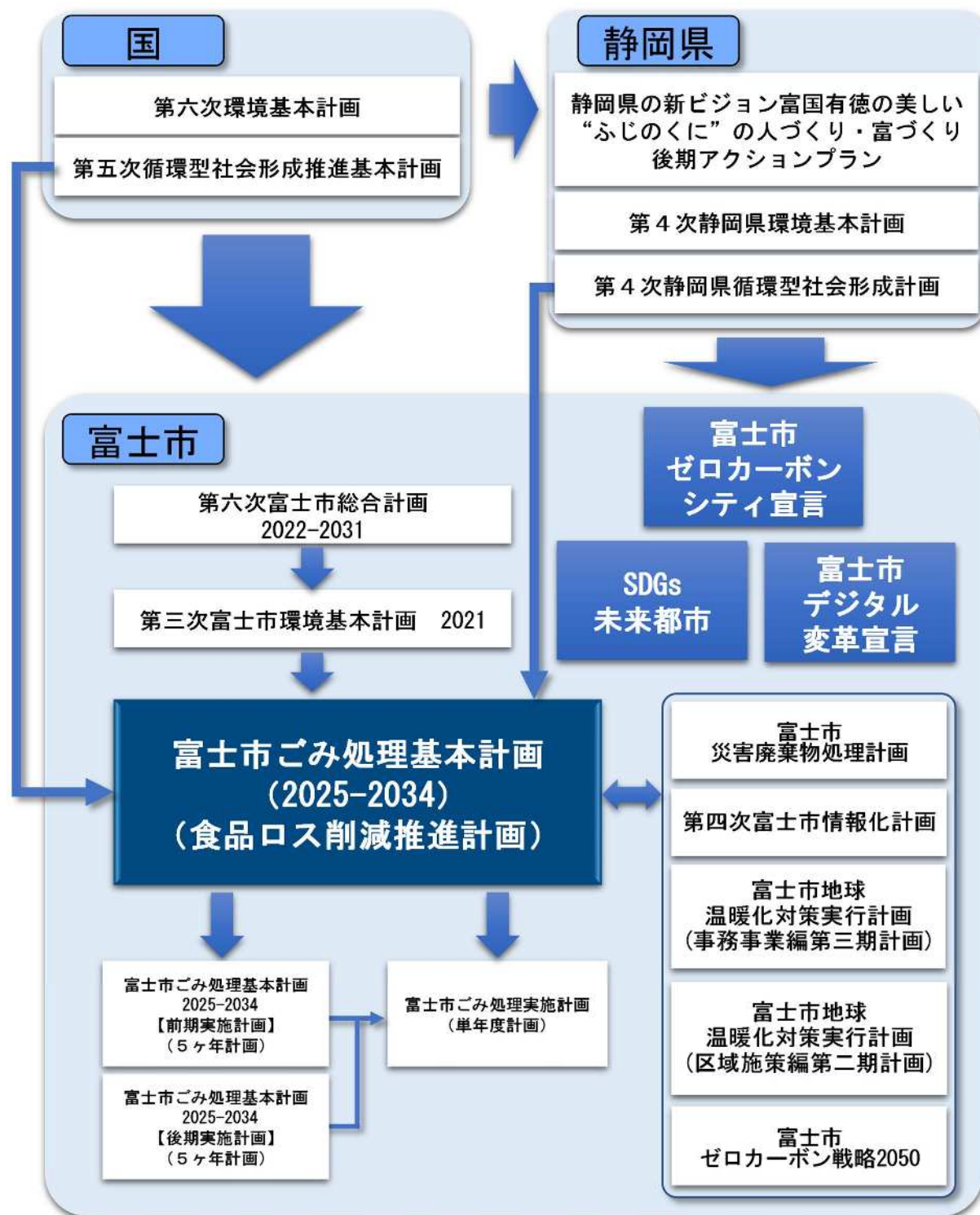


図 1-1 本計画の位置づけ

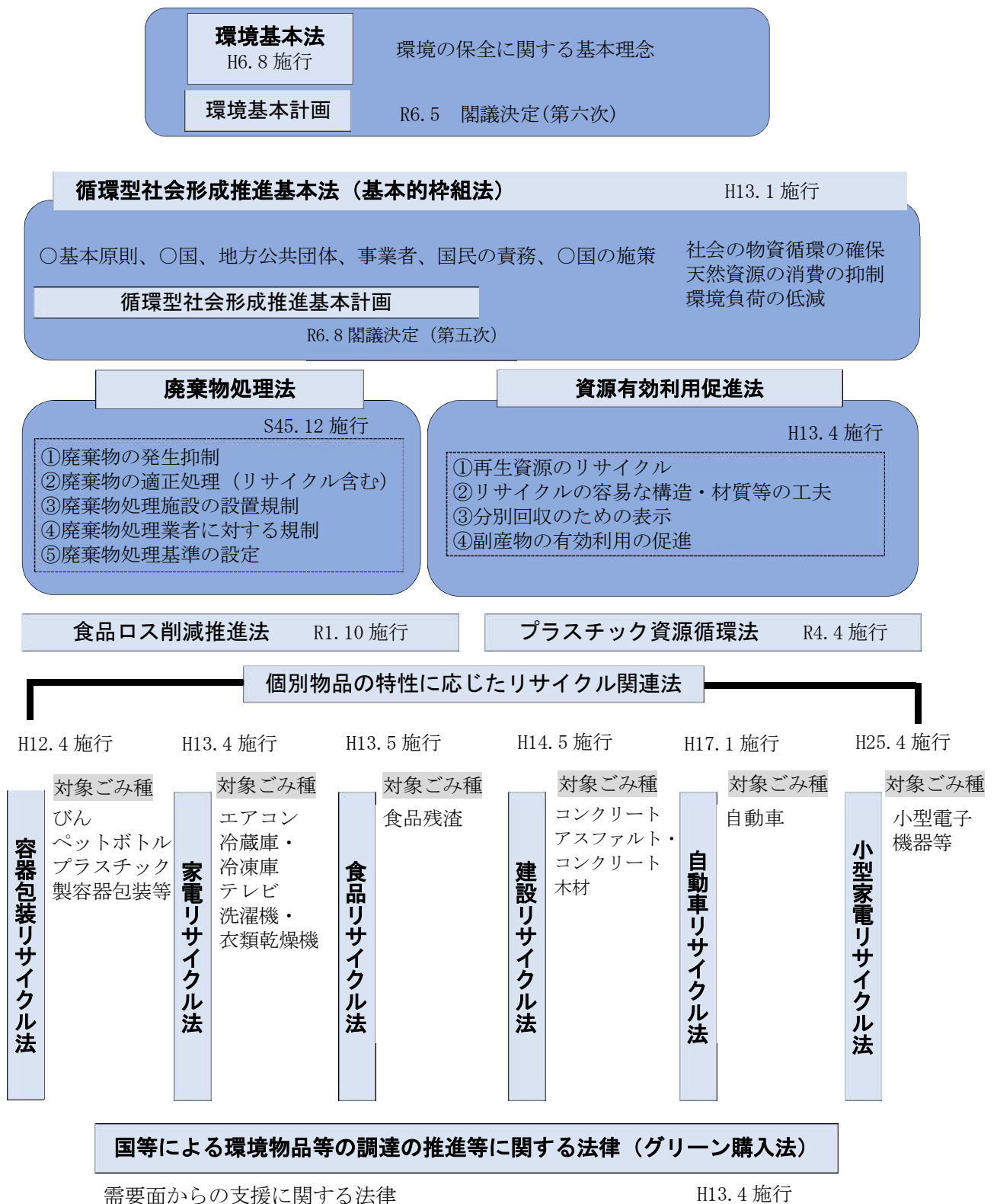


図 1-2 廃棄物処理関連法令の体系

## (2) 対象とする廃棄物

本計画では、市内で発生する一般廃棄物のうち、「ごみ」を対象とします。

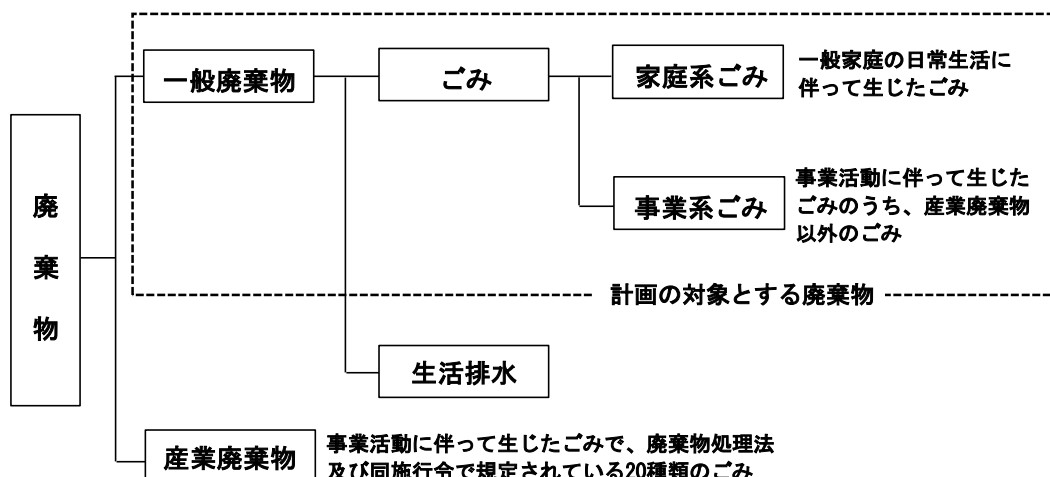


図 1-3 対象廃棄物

## 3 計画期間

本計画の計画期間は10年間（令和7年度～令和16年度）とします。

施策の具体的な内容やスケジュールについては、5年ごとに作成する前期及び後期実施計画によるものとしますが、社会状況や廃棄物を取り巻く環境の変化に注視し、目標値や施策の見直しが必要となった場合は臨機応変に対応することとします。

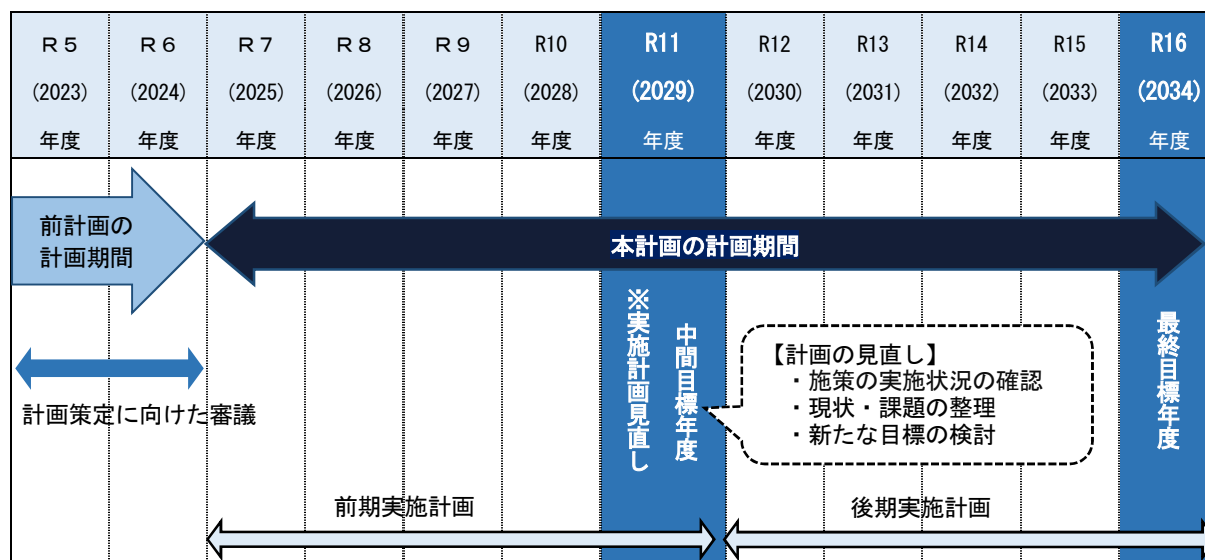


図 1-4 計画期間

## 第2節 本市の特色

### 1 自然環境と地理

本市は静岡県東部に位置し、北には2013年に世界文化遺産に登録された富士山、南には広大な駿河湾があり、海拔0メートルから標高約3,680メートルの富士山までを市域に持つ日本で唯一のまちです。また、市域が縦にも横にも広く、市域内に市街地と自然が共存する自然に恵まれたまちです。

江戸時代には東海道五十三次の宿場として吉原宿が置かれるなど、昔から交通の要所でもあり、現在では東京まで東海道新幹線で約70分（品川へは最短で54分）と首都圏へのアクセスも良好で、市内には新幹線通勤・通学者が多くいるほか、観光客の集客にも力を入れています。

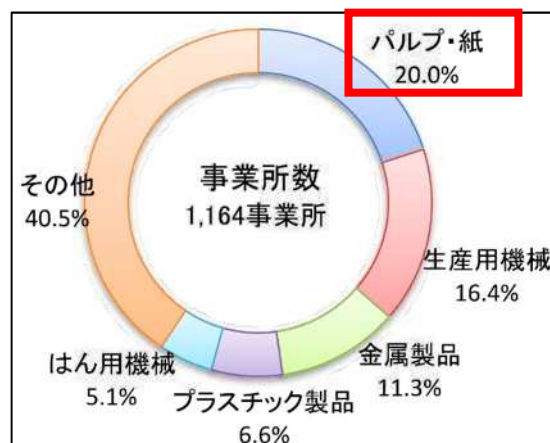


図1-5 富士市の自然環境と地理

## 2 産業

本市は、豊富な水資源、紙の原料である木材の供給地や製品の主要な消費地である大都市への近接などを背景に、明治期以降の近代製紙産業が集積し、全国有数の「紙のまち」として発展してきました。特に、衛生用紙（トイレットペーパー、ティッシュなどの家庭紙）の製造量については、全国で3割以上のシェアを誇っています。

また、「紙のまち」である本市は、古くから民間事業者自らが古紙類の回収ボックスを設置し、不要な古紙類を回収、リサイクルして新しい紙をつくる仕組みを作り上げています。



出典：2020 年工業統計調査結果

図 1-6 本市における事業所数

## 3 まちづくり

本市では、地区のコミュニティ活動の拠点である地区まちづくりセンターを、市内のすべての小学校区（26 地区）に設置しており、地区まちづくりセンターを中心に町内会（区）やまちづくり協議会の活動が活発に行われています。また、地区まちづくりセンターは、衣類や小型家電などの資源物の回収拠点としての役割も担っています。

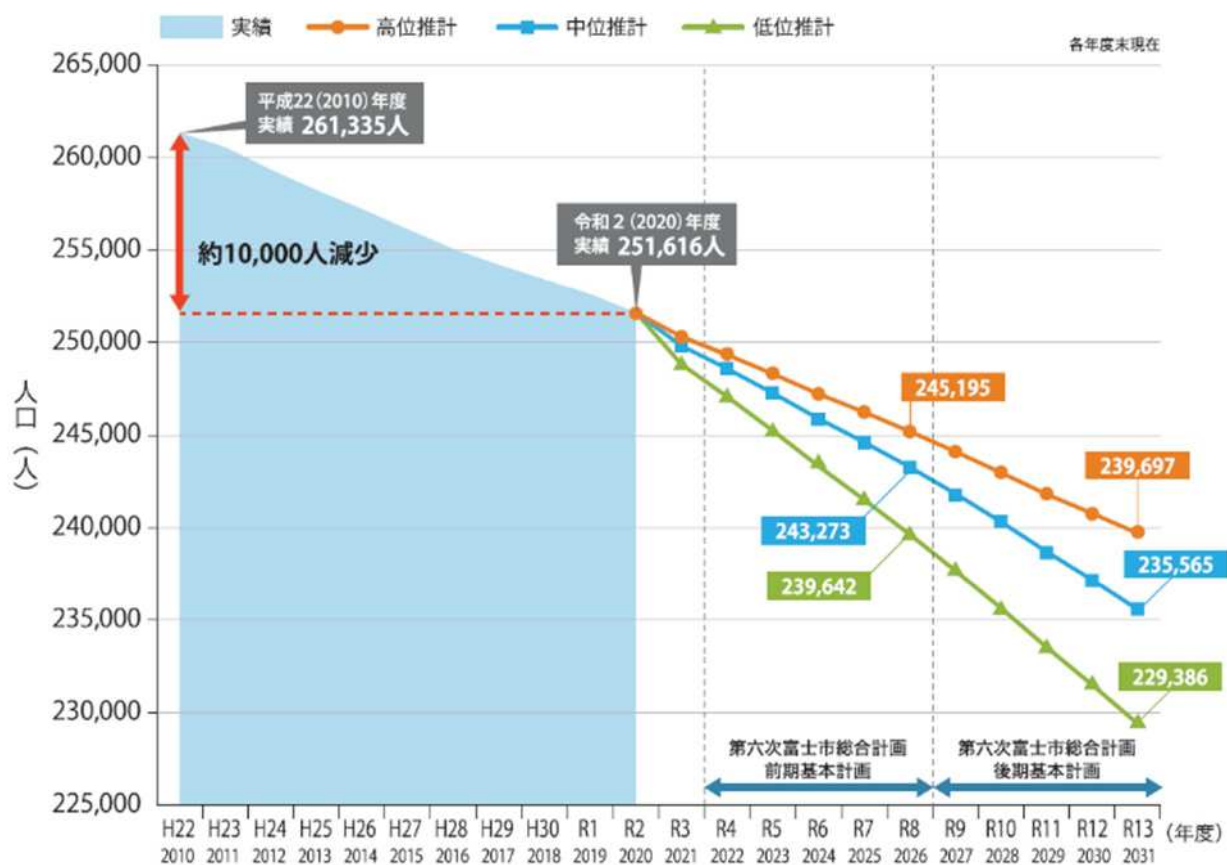


図 1-7 吉原まちづくりセンター

## 4 人口動態

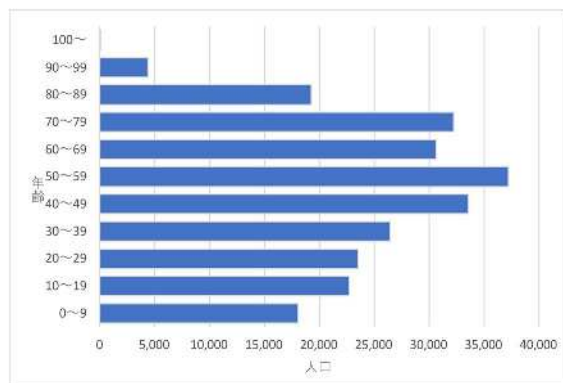
本市の人口は過去 10 年以上減少傾向が続いており、将来の推計においても今後減少していくことが予想されています。しかし、外国人居住者については過去 10 年間で増加傾向を示しており、今後も転入者は増加することが想定されます。

また、人口減少が進行すると同時に、少子高齢化も進行しており、10 代から 20 代の人口よりも 60 代から 70 代の方が多くなっています。



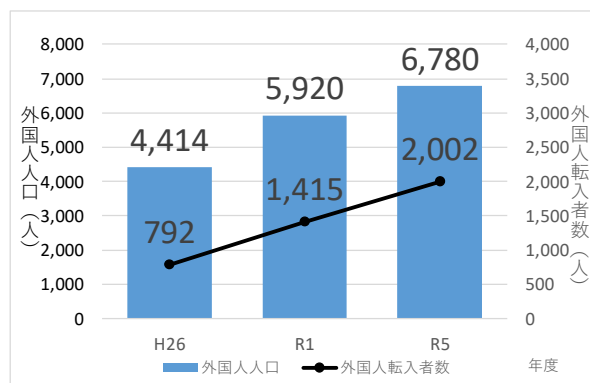
出典：第六次富士市総合計画（令和4年3月）

図 1-8 本市における将来人口推移



出典：富士市人口統計（令和5年度）

図 1-9 令和5年度の本市の年齢別人口



出典：富士市人口統計（令和5年度）

図 1-10 外国人居住者の推移

## 第2章 本市におけるごみ処理の現状

### 第1節 ごみ処理の体制

#### 1 ごみ処理の流れ

令和6年度における本市のごみ処理の流れを以下に示します。「燃えるごみ」の焼却により発生する焼却灰を含め、可能な限り再資源化を行っています。

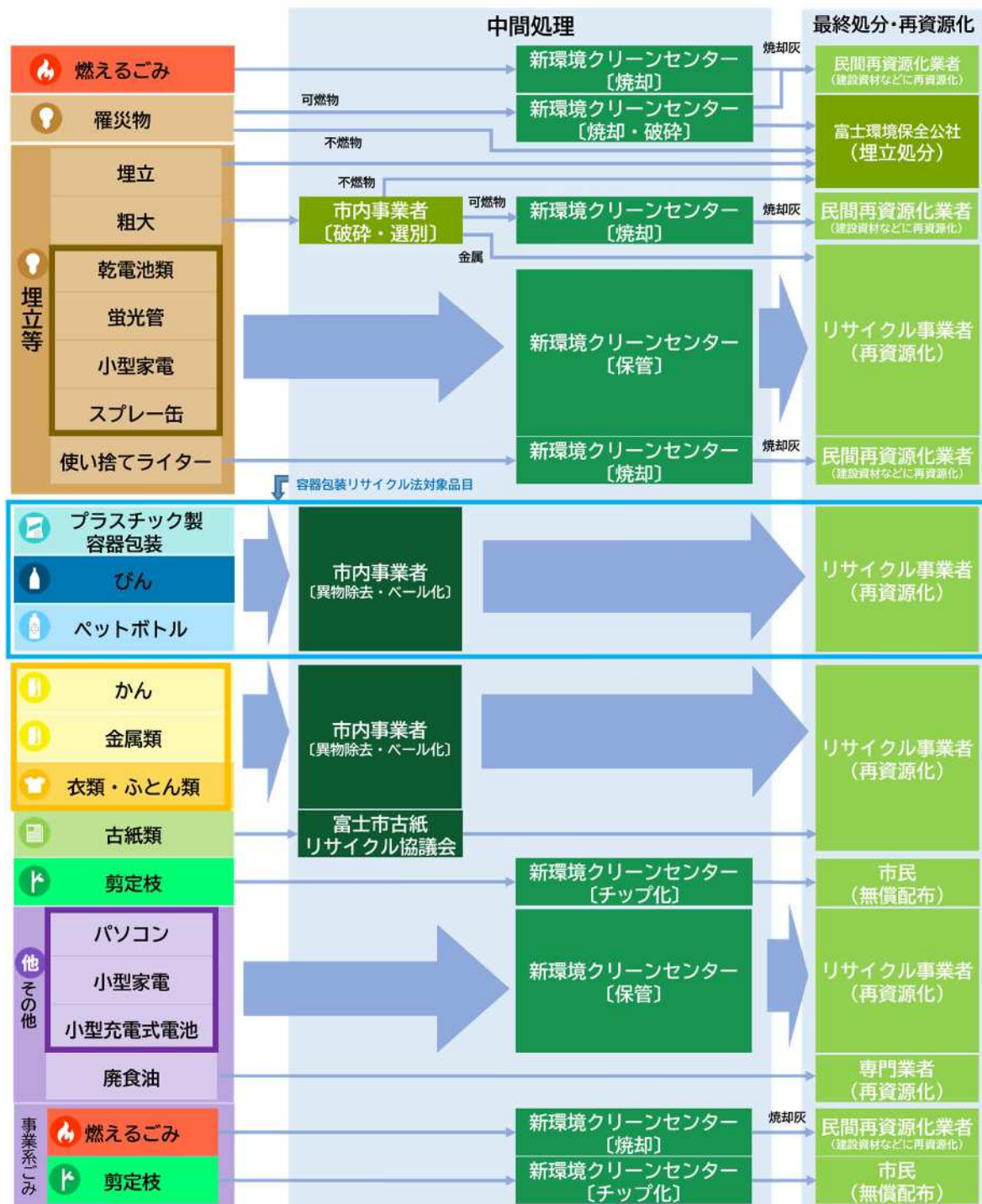


図 2-1 本市のごみ処理の流れ

## 2 ごみの区分ごとの出し方

市内から排出されるごみを収集する方法は、家庭系ごみを市の責任において収集する方法（計画収集）と、事業系ごみを許可業者が収集する方法及び一般市民が多量なごみや引っ越しごみ等を新環境クリーンセンターへ持ち込む方法（直接搬入）があります。ステーションは町内会（区）が設置、維持管理しているため、利用については、町内会（区）との協議になります。

ごみの区分に応じて排出場所、排出方法、収集頻度などを決めています。

表 2-1 ごみの区分ごとの出し方

（令和6年度時点）

| ごみの区分 |             | 排出場所又は持込先        | 排出方法               | 収集頻度                |
|-------|-------------|------------------|--------------------|---------------------|
| 計画収集  | 燃えるごみ       | ステーション※1         | 指定袋<br>(半透明黄色)     | 週2回                 |
|       | 資源物         | 剪定枝              | ステーション<br>(事前申込必要) | 随時                  |
|       |             | プラスチック製容器包装      | ステーション             | 指定袋（透明）             |
|       |             | びん類              | ステーション             | 指定袋（透明）             |
|       |             | ペットボトル           | ステーション             | コンテナ                |
|       |             | かん               | ステーション             | ネット                 |
|       |             | 金属類              | ステーション             | 指定袋（透明）             |
|       |             | 古紙類              | 段ボール・新聞紙・紙パック類     | 指定袋（透明）             |
|       |             |                  | その他の紙              | そのまま                |
|       |             | 衣類・布類<br>くつ類・小物類 | ステーション             | 紙紐括り                |
|       |             | ふとん類             | ステーション             | 紙袋（指定なし）<br>指定袋（透明） |
|       |             | 廃食用油             | ステーション             | 月1回<br>-----<br>随時  |
|       |             | パソコン             | 拠点（公共施設など）※2       | 指定袋（透明）             |
|       | 埋立等         | 埋立ごみ             | ステーション             | 紐括り                 |
|       |             | 粗大ごみ             | ステーション             | 月1回                 |
|       |             | 小型家電             | ステーション             | 車両積込                |
|       |             |                  | 拠点（公共施設など）         | 回収ボックス              |
|       |             | 小型充電式電池          | 拠点（公共施設など）         | 回収ボックス              |
|       |             | 蛍光灯              | ステーション             | 随時                  |
|       |             | 乾電池類             | ステーション             | 紙に包む                |
|       |             | スプレー缶            | ステーション             | 回収缶                 |
|       |             | 使い捨てライター         | ステーション             | 無色透明の袋              |
| 直接搬入  | 事業系ごみ       | 新環境クリーンセンター      | 車両積込               | —                   |
|       | 剪定枝（事業系を含む） |                  |                    |                     |
|       | 多量ごみ（家庭系）   |                  |                    |                     |
|       | 罹災物・し尿汚泥    |                  |                    |                     |

※1 ステーション：町内会（区）により設置されたごみ集積所

※2 拠点（公共施設など）：市が設置した資源物等の回収場所

## 第2節 ごみと資源の現状

### 1 前計画の目標値と実績値

前計画（富士市ごみ処理基本計画 2015-2024）における目標値と令和5年度実績値を以下に示します。前計画期間内において、様々な取組を行ってきましたが、事業系ごみ量（剪定枝除く）以外の3つの目標値については、令和5年度時点で目標を達成できていません。

表 2-2 前計画における目標値と令和5年度実績値

| 前計画目標項目 |                        | 単位    | R6年度<br>目標値 | R5年度<br>実績値 |
|---------|------------------------|-------|-------------|-------------|
| ①       | 家庭系ごみ1人1日当たり排出量（資源物除く） | g/人・日 | 460         | 478         |
| ②       | 資源化率（焼却灰の再資源化除く）       | %     | 19.0        | 12.2        |
| ③       | 1人1日当たりごみ焼却量（家庭系＋事業系）  | g/人・日 | 620         | 629         |
| ④       | 事業系ごみ量（剪定枝除く）          | t/年   | 15,800      | 14,553      |

### 2 前計画期間内における取組

前計画期間内における主な取組状況は以下のとおりです。

表 2-3 前計画における施策と取組状況

| 施策の柱         | 施策                        | 取組状況（抜粋）                                                                                                            |
|--------------|---------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 3Rの啓発及び学習の推進 | (1) 地域を軸とした減量啓発・指導        | ○市政いきいき講座の実施<br>○ごみのカレンダー及びごみの分け方便利帳の作成・配布<br>○ごみ分別アプリ「さんあ〜る」の配信<br>○出前講座の開催<br>○市民団体との協働による講座の開催<br>○ふじさんエコトピアの整備  |
|              | (2) さまざまなメディア・ツールの活用      |                                                                                                                     |
|              | (3) 教育機関との連携              |                                                                                                                     |
|              | (4) 市民団体との連携・活動支援         |                                                                                                                     |
|              | (5) 各種団体、他の行政機関との連携       |                                                                                                                     |
|              | (6) 各種イベントによる啓発           |                                                                                                                     |
|              | (7) 啓発・学習拠点の整備と運営方法の検討・実施 |                                                                                                                     |
| 家庭系ごみの減量と資源化 | (1) 資源物の分別徹底              | ○ごみの分け方便利帳、ごみ情報誌の発行<br>○生ごみたい肥化用バケツ配布事業<br>○ふじさんエコトピアでの家具の修理・販売<br>○粗大ごみ有料化の検討<br>●家庭系食品ロスの削減<br>●「その他の紙」の分別及び回収の推進 |
|              | (2) 生ごみの減量と自家処理の推進        |                                                                                                                     |
|              | (3) 不用品リユース・リサイクル拠点の検討・整備 |                                                                                                                     |
|              | (4) ごみ処理有料化の検討            |                                                                                                                     |
|              | 後期実施計画：家庭系食品ロスの削減         |                                                                                                                     |
|              | 後期実施計画：「その他の紙」の分別及び回収の推進  |                                                                                                                     |

| 施策の柱                | 施策                           | 取組状況（抜粋）                                                                                    |
|---------------------|------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------|
| 事業系ごみの減量と資源化        | (1) 指定袋の導入                   | ○事業系一般廃棄物の搬入検査<br>○事業系一般廃棄物減量化等計画書の提出・指導<br>○事業者向けパンフレットの作成・配布<br>○ごみ処理料金の改定<br>●事業系食品ロスの削減 |
|                     | (2) 紙類・廃プラスチック類の分別徹底の啓発・指導   |                                                                                             |
|                     | (3) 焼却施設での搬入検査強化             |                                                                                             |
|                     | (4) 生ごみ資源化の推進                |                                                                                             |
|                     | (5) 指導要綱に基づく減量指導の実施          |                                                                                             |
|                     | (6) 少量排出事業所の適正排出促進制度の創設      |                                                                                             |
|                     | (7) スマートショップ制度を活用したごみ減量指導の実施 |                                                                                             |
|                     | (8) 事業系ごみ処理料金の見直し            |                                                                                             |
|                     | 後期実施計画：事業系食品ロスの削減            |                                                                                             |
| 不法投棄対策              | (1) 不法投棄監視の強化                | ○不法投棄監視パトロール隊によるパトロールの実施<br>○My City Reportの導入<br>○不法投棄防止看板等の配布<br>●海洋プラスチック問題への対応          |
|                     | (2) 関係機関や隣接市町との連携強化          |                                                                                             |
|                     | (3) 自己所有地等での不法投棄防止対策の促進      |                                                                                             |
|                     | (4) 不法投棄廃棄物の処理               |                                                                                             |
|                     | 後期実施計画：海洋プラスチック問題への対応        |                                                                                             |
| 収集運搬業者の許可           | (1) 収集運搬業のあり方                | ○収集運搬業許可数の適正化                                                                               |
|                     | (2) 収集運搬業の新規許可の方向性           |                                                                                             |
| ニーズ・時勢に合った収集運搬体制の整備 | (1) 効率的な収集運搬体制の検討・整備         | ○65歳以上の高齢者を対象とした大型ごみの戸別収集                                                                   |
|                     | (2) 超高齢社会に対応した収集体制の検討        |                                                                                             |
| 新たな処理方法や資源化の研究      | (1) 新たな処理方法や資源化の研究           | ○「衣類・布団類」分別収集の推進<br>○「その他の紙」分別収集の推進<br>●使用済み紙おむつ再資源化の調査・研究                                  |
|                     | 後期実施計画：使用済み紙おむつ再資源化の調査・研究    |                                                                                             |
| 中間処理施設における適正処理と再資源化 | (1) 環境負荷を抑えた処理施設の運転          | ○新環境クリーンセンターの整備<br>○新環境クリーンセンターにおける適正処理とサーマルリサイクル<br>○災害廃棄物処理計画の策定及び改定                      |
|                     | (2) 新たな中間処理施設の整備・運転          |                                                                                             |
|                     | (3) 剪定枝資源化の継続実施              |                                                                                             |
|                     | (4) 災害廃棄物の処理                 |                                                                                             |
|                     | (5) 他の自治体との連携                |                                                                                             |
|                     | (6) 適正処理困難物の取扱               |                                                                                             |
|                     | (7) 中間処理業に関する許可              |                                                                                             |
| 最終処分量の削減と適正処理       | (1) 焼却灰の資源化の検討・実施            | ○焼却灰資源化の開始                                                                                  |
|                     | (2) （株）富士環境保全公社への処理委託        |                                                                                             |
|                     | (3) 次期最終処分場の検討・整備            |                                                                                             |

●：前計画の後期実施計画における重点目標

### 3 ごみ処理の状況

#### (1) 総ごみ排出量（汚泥除く）

本市では、家庭系ごみ・事業系ごみの排出量削減に向けた様々な取組を実施し、ごみの減量に努めてきました。生ごみの水切りや堆肥化、食品ロスの削減を推進するなどの取組の結果、平成 26 年度以降、総ごみ排出量は減少しています。



図 2-2 総ごみ排出量（汚泥除く）の推移  
※下水汚泥・し尿汚泥は「汚泥」と省略する。

#### (3) 事業系ごみ量（剪定枝を除く）

本市では、新環境クリーンセンターに搬入される事業系一般廃棄物の搬入検査を実施し、適切な分別指導等を実施することで、事業系ごみ量の削減に努めてきました。平成 26 年度以降、事業系ごみ量は減少しています。

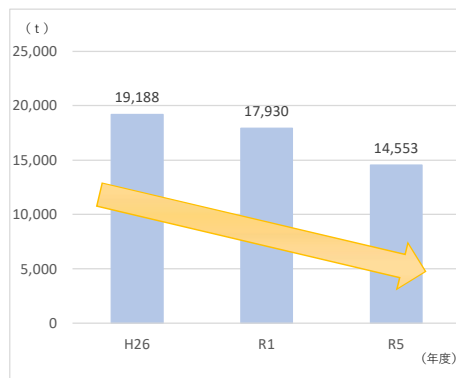


図 2-4 事業系ごみ量（剪定枝除く）の推移

#### (2) 1人1日当たりの家庭系ごみ量（資源物を除く）

本市では、啓発・情報提供、環境学習等を通じたりデュースや適正排出の推進、食品ロス削減に向けた取組等により、家庭系ごみ量の削減に努めてきました。平成 26 年度以降、1人1日当たりの家庭系ごみ量は減少しています。

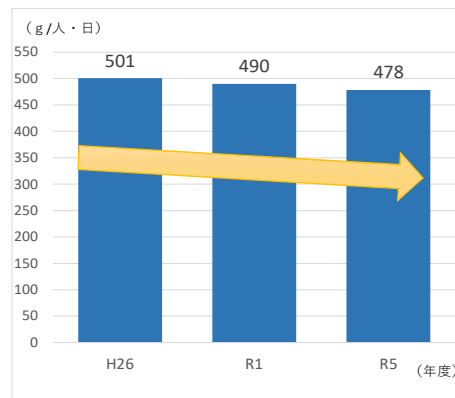


図 2-3 1人1日当たりの家庭系ごみ量（資源物を除く）の推移

#### (4) 資源化率

本市では、令和 2 年度から焼却灰の再資源化を開始したことで、資源化率が大きく向上しました。その他、衣類・ふとん類等の回収・資源化等、資源化率向上に向けた様々な取組を実施してきました。

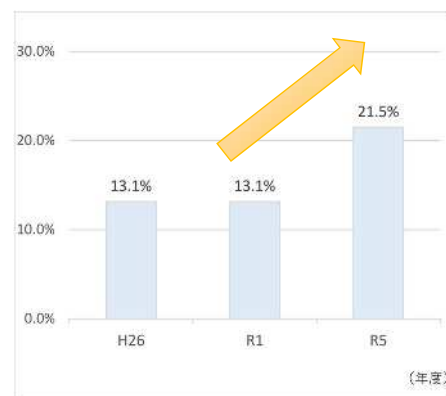


図 2-5 資源化率の推移

### (5) 最終処分量

本市では、令和2年度から焼却灰の再資源化を開始したことで、最終処分量が大きく減少しました。その他、粗大ごみの破碎・選別等により埋立容量を最小限に抑える取組を実施してきました。

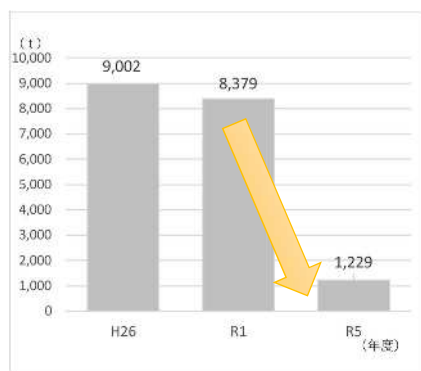


図 2-6 最終処分量の推移



図 2-7 最終処分場  
(株式会社富士環境保全公社)

### (6) ごみ処理経費

令和5年度におけるごみ処理経費はそれぞれ以下に示すとおりです。ごみ量の削減と資源物の適正な分別が市民一人ひとりの負担軽減にもつながります。

#### 【支出】

|                  |               |
|------------------|---------------|
| 収集運搬             | 8 億 2,087 万円  |
| 中間処理 (リサイクル・焼却等) | 13 億 6,293 万円 |
| 最終処分 (埋立)        | 623 万円        |

#### 総ごみ処理費用

21 億 9,003 万円

市民1人当たり

約8,862円

ごみ1kg当たり

約32円

※令和5年度人口 247,121 人 (4月1日現在)



#### 【収入】

ごみの焼却により発電した電気の売却

4 億 1,384 万円

資源物の売却、事業系ごみ処理手数料等

3 億 8,567 万円

図 2-8 令和5年度におけるごみ処理経費

#### 4 これまでの主なごみ処理事業関係の年表

本市のこれまでの主なごみ処理事業関係の年表を以下に示します。

表 2-4 これまでの主なごみ処理事業関係の年表

| 年  | 月  | 内容                                                                            |
|----|----|-------------------------------------------------------------------------------|
| 昭和 |    |                                                                               |
| 61 | 3  | 富士市廃棄物の処理及び清掃に関する条例制定                                                         |
|    | 9  | 第1清掃工場（旧環境クリーンセンター）竣工                                                         |
| 平成 |    |                                                                               |
| 6  | 3  | 富士市ごみ処理基本計画（第一次計画）を策定                                                         |
| 11 | 7  | <b>ペットボトル</b> の拠点回収を開始（令和6年3月終了）                                              |
| 12 | 4  | <b>剪定枝</b> の資源化事業を開始                                                          |
| 13 | 3  | 富士市ごみ処理基本計画 2000-2014（第二次計画・フジスマートプラン 21）を策定                                  |
| 15 | 3  | 富士市廃棄物の減量及び清掃に関する条例制定                                                         |
| 15 | 4  | <b>株式会社富士環境保全公社</b> の最終処分場・中間処理施設の事業開始                                        |
| 18 | 4  | <b>その他の紙、ペットボトル</b> のステーション回収を開始                                              |
|    | 10 | <b>白色トレイ</b> の拠点回収を開始（平成24年3月終了）                                              |
| 21 | 4  | 家庭系ごみ指定袋の導入                                                                   |
|    |    | <b>プラスチック製容器包装</b> の分別収集を開始                                                   |
|    | 6  | 市内一部店舗でレジ袋の無料配布中止                                                             |
| 22 | 6  | 小学校において <b>廃食用油</b> の拠点回収を開始                                                  |
| 24 | 4  | 地区まちづくりセンターでの <b>衣類・小物類</b> の拠点回収を開始                                          |
| 25 | 4  | <b>小型家電</b> のステーション回収を開始                                                      |
|    | 10 | <b>高品位小型家電</b> の拠点回収を開始                                                       |
| 26 | 4  | 協働型古紙回収制度を開始                                                                  |
| 27 | 3  | 富士市ごみ処理基本計画 2015-2024（第三次計画）を策定                                               |
| 30 | 11 | 食品ロス削減強化月間キックオフイベント開催                                                         |
|    |    | 毎年12月と1月を食品ロス削減強化月間に指定                                                        |
| 令和 |    |                                                                               |
| 2  | 10 | <b>新環境クリーンセンター</b> 供用開始（ <b>ふじさんエコトピア・ふじかぐやの湯</b> オープン）<br>ごみ分別アプリ「さんあ〜る」供用開始 |
|    |    | <b>スプレー缶と使い捨てライター</b> の収集区分を埋立等に変更                                            |
|    |    | 新環境クリーンセンターにおいて <b>焼却灰の資源化</b> を開始                                            |
| 5  | 4  | 高品位小型家電の拠点回収対象に、 <b>小型家電・小型充電式電池</b> を追加                                      |
| 7  | 3  | 富士市ごみ処理基本計画 2025-2034（第四次計画）を策定                                               |

## 5 ごみ処理関連施設

本市のごみ処理に関連する施設について、以下に示します。

### ①新環境クリーンセンター



新環境クリーンセンターは令和2年10月に供用開始したごみ処理施設です。工場棟、資源回収棟、循環啓発棟から成り立っています。

工場棟では、燃えるごみを焼却した際に発生する熱を利用して発電を行い、施設内の消費電力を賄っています。併せて循環啓発棟の余熱利用体験施設「ふじかぐやの湯」に給湯熱源として熱を供給しています。

資源回収棟では、市民が持ち込んだ資源物等を一時的に保管し、リサイクルや適正処理につないでいます。

### ②ふじさんエコトピア



ふじさんエコトピアは新環境クリーンセンターの循環啓発棟で、展示室、展示コーナー、修理再生室、修理工房、食材再生室等を備える、市民の環境学習・環境啓発を推進する施設です。

団体の活動の拠点としても利用されており、資源循環や環境に関する様々な講座やイベントを開催しています。

また、家庭で不要になった家具の修理・販売、自然環境の創造（森林環境創造ゾーン）も行っており、3Rや環境保全について啓発しています。

### ③ふじかぐやの湯



ふじかぐやの湯は新環境クリーンセンターの循環啓発棟で、ごみ処理により発生する熱エネルギーを有効活用したさまざまなお風呂が楽しめる余熱利用体験施設です。休憩できる大広間や食事处なども備えています。

随所に地元産の富士ヒノキを使用し、リラックスできるように落ち着いた空間になっており、明るく開放的な空間の中で、食・遊・憩・浴を楽しめる市民の憩いの施設です。

### ④株式会社富士環境保全公社



株式会社富士環境保全公社（以下、「公社」とします。）は、最終処分場の確保が非常に困難な状況の中で、社会的にも信頼性の高く安定した廃棄物処理事業の推進を図るために、市内の排出事業者と富士市が一体となり産業廃棄物と市の収集する一般廃棄物を併せて処理する第3セクターとして設立されました。

第一期・第二期最終処分場、中間処理施設の運営・管理を行っています。



## 2 循環型社会形成に向けた取組の強化

国が策定する循環型社会形成推進基本計画について、令和6年度に第五次計画が策定されました。循環型社会の形成に向けて資源生産性・循環利用率を高める取組を一段と強化するためには、従来の延長線上の取組を強化するのではなく、経済社会システムそのものを循環型に変えていくこと、つまり循環経済（サーキュラーエコノミー）への移行が求められています。

また、上記計画において、国が地方自治体に求める役割として、「地域の市民、事業者、NPO・NGO、有識者等と連携する仕組みを構築すること」、「環境教育・環境学習の場の提供」、「様々な状況にある住民の多様性を配慮すること」、「循環資源の拠点・店頭回収をすることによる環境負荷の削減効果の発信と拠点・店頭回収の促進」、「リデュース・リユース、リペア等の重要性を市民に啓発すること」などが挙げられています。

### サーキュラーエコノミーとは

サーキュラーエコノミーとは、日本語で「循環経済」と言います。これまでの大量生産、大量消費、大量廃棄型のリニアエコノミー（直線型経済）に代わって、あらゆる段階で資源の効率的・循環的な利用を図りつつ、付加価値の最大化を目指す社会経済システムです。

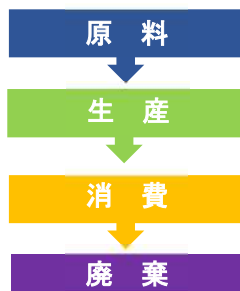
#### リニアエコノミーでは…

廃棄物の増加や環境汚染が引き起こされる可能性がある。

使い捨てられる製品が多く、廃棄物処理の負担が増大し、環境への負荷が高まる。

石油などの再生利用が困難な資源の使用が一般的であり、資源の枯渇や環境への負荷が懸念される。

人間活動において、廃棄物（ごみ）は必ず発生するものという考えが前提にあった。



#### サーキュラーエコノミーでは…



**廃棄物・汚染を出さない**  
有害物質の排出や大気汚染など、人や自然環境への負荷となる原因を明らかにし、製品から排除する。

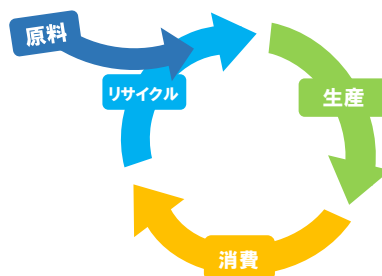


**製品や資源を使い続ける**  
設計によって製品や素材などの価値を高め、循環させ続けること。製品の再製造やリサイクルも含む。



**自然のシステムを再生する**  
自然によって作られる水や土壌、森林などの自然資本の保存・増加が目的。再生可能な資源を活用すると、枯渇が進む化石燃料などの非再生資源の使用も抑えられる。

設計段階から廃棄物（ごみ）を出さないように製品やサービスをデザインするなど、そもそもごみを出さない前提の経済システムで、ごみを資源として循環させることで、資源の投入量を最小限にし、資源循環に対する付加価値を生み出す経済を目指す。



### 3 脱炭素に向けた動き

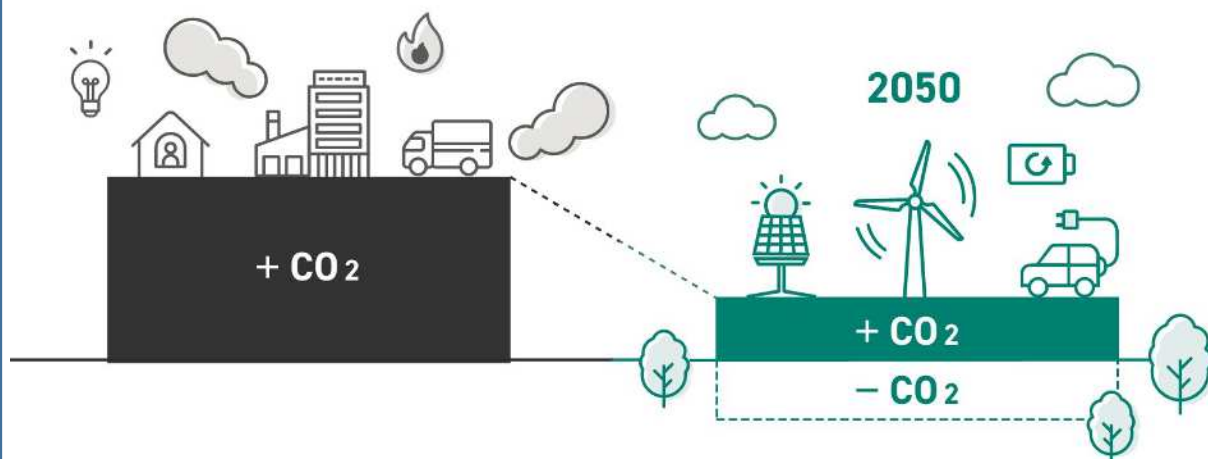
120以上の国と地域が「2050年カーボンニュートラル」という目標を掲げており、廃棄物分野でも国が本格的な検討を開始しています。静岡県においても令和3（2021）年2月の『2050年温室効果ガス排出量実質ゼロ』表明後、令和4（2022）年3月策定の「静岡県地球温暖化対策実行計画（区域施策編、事務事業編）」の中で、脱炭素社会の実現に向けた道筋を示しています。

本市も令和3（2021）年4月の「富士市ゼロカーボンシティ宣言」の後、「富士市ゼロカーボン戦略2050」、「富士市地球温暖化対策実行計画（事務事業編第三期計画）」等の関連計画を策定し、脱炭素に向けた取組を推進しています。

#### カーボンニュートラルとは

2020年10月、政府は2050年までに温室効果ガスの排出を全体として実質ゼロにする、カーボンニュートラルを目指すことを宣言しました。カーボンニュートラルとは、二酸化炭素をはじめとする人為的な温室効果ガスの「排出量」から、植林、森林管理などによる人為的な「吸収量」を差し引いて、合計をゼロにすることを意味しています。

カーボンニュートラルの達成のためには、ごみ処理分野においても温室効果ガスの排出量を削減する必要があります。



出典：環境省ウェブサイト

図 3-2 カーボンニュートラルのイメージ

### 4 プラスチック問題への対応

令和元年5月の「プラスチック資源循環戦略」に続き、令和4年4月の「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（以下、「プラスチック資源循環法」とします。）」の施行等、プラスチック削減のための取組が急務となっています。特に市町村においては、製品プラスチックの再資源化に努めることとされています。また、静岡県は、約506kmの海岸線を有しており、海岸への漂着ごみ（海岸漂着物）が広範囲で確認されています。このような状況を受けて静岡県では「海洋プラスチックごみ防止6R県民運動」の実施等、海洋プラスチック問題への取組に力を入れています。

## 5 食品ロス削減に向けた動き

まだ食べられるのに、捨てられてしまう食べ物のことを「食品ロス」と言います。食べ物を捨ててしまうのは、もったいないだけでなく、地球環境にも悪影響を与えることから、食品ロスを減らすためのさまざまな取組が行われています。

令和元年 10 月より「食品ロス削減推進法」が施行され、令和 2 年 3 月に「食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針」が策定される等、食品ロス削減のための法体制が整備されました。静岡県でも「第 4 次静岡県循環型形成計画」の中に食品ロス削減推進計画を位置づけています。



図 3-3 食品ロス削減国民運動ロゴマーク（ろすのん）

## 6 自然災害への対応

東日本大震災や能登半島地震などの大地震をはじめ、台風や線状降水帯の発生に伴う大雨による水害や土砂災害等も近年頻発化し、静岡県内でも大規模な被害が発生しています。自然災害発生時における災害廃棄物の処理に関して、これらの経験を踏まえ、平時から災害を想定した備えが重要になっています。本市でも被災後における復旧、復興の妨げとなる災害廃棄物を適正かつ迅速に処理すること、廃棄物に起因する初期の混乱を最小限にすることを目的とし、「富士市災害廃棄物処理計画」を令和 3 年 6 月に改定しています。



図 3-4 静岡市清水区への収集支援（令和 4 年度）

## 7 デジタル技術活用の流れ

「誰一人取り残されない、人に優しいデジタル化を」を掲げ、令和 3 年（2021 年）9 月、日本のデジタル社会実現の司令塔としてデジタル庁が発足しました。デジタル庁は、この国で暮らす一人ひとりの幸福を何よりも優先に考え、国や地方公共団体、民間事業者など関係者の方々と連携して、社会全体のデジタル化を推進する取組を牽引していくため、その羅針盤となる重点計画を整理しています。

本市においても、令和 2 年 8 月に「富士市デジタル変革宣言」を発出しています。本宣言は、デジタル変革の柱として「市民サービス」、「地域活性化」、「行政経営」の 3 つを掲げており、国の考え方、技術動向、市独自の政策との整合を図りつつ、デジタルを原動力とし、誰一人取り残すことなく、市全体を発展させることを目指しています。

したがって、ごみ処理分野においてもデジタル技術の活用を推進していく必要があります。

## 第2節 基本理念・基本方針

### 1 基本理念

本市における現状やごみ処理分野における社会情勢の変化を踏まえ、本計画における基本理念は以下のとおりとします。

#### 本市の特色

- ・駿河湾から富士山を市域に持つ日本で唯一のまちであり、豊かな自然にめぐまれたまち

#### 本市の上位計画における目指す姿

- ・第六次富士市総合計画における「富士山とともに 輝く未来を拓くまち ふじ」の実現
- ・第三次富士市環境基本計画における「資源を有効活用する ごみのない美しいまち」の実現

#### 計画策定に向けて踏まえるべき社会背景

- ・「ごみ」や「エネルギー」を「資源」として捉える価値観の転換
- ・脱炭素化、サーキュラーエコノミーへの移行及び循環型社会の形成
- ・SDGsの実現及び地域循環共生圏の形成を想起させる意識の醸成
- ・富士市デジタル変革宣言に基づく、デジタル技術の活用
- ・食品ロス削減推進法に基づく、食品ロスの削減の推進
- ・大規模な自然災害の頻発化を受けた災害廃棄物の適正かつ迅速な処理の重要性
- ・長期的でグローバルな視点による資源循環・ごみ処理体制の構築



**【基本理念】 資源を循環させるまち**

## 2 基本方針

基本理念を踏まえ、本計画における基本方針は以下のとおりとします。

### (1) 長期的でグローバルな視野による計画づくり

持続可能な開発目標 SDGs は、「誰一人取り残さない」という理念のもと、世界の貧困をなくすこと及び持続可能な世界を実現することを目指しています。

本市におけるごみ処理分野においても、脱炭素化やサーキュラーエコノミーへの移行及び循環型社会の形成による持続可能な社会の構築を目指す中で、食品ロス削減の推進、自然環境の保全、少子高齢化への対応など、あらゆる面において持続可能な体制の構築を進めます。

このように、単にごみを処理するという考え方ではなく、長期的かつグローバルな視点に立ち、将来に向けてより望ましいごみ処理の在り方を目指す計画とします。

### (2) 資源循環における効率的な処理体制の構築

「資源を循環させるまち」という基本理念の下、ごみを資源と捉え、効率的に循環させる処理体制を構築します。

そのために、行政による資源回収に留まらず、市民・事業者・行政が連携し、より便利で効率的な資源化体制の構築を目指します。特に、「紙のまち」として知られる本市においては、紙をつくるだけでなく紙を大切に作る気持ちを醸成し、本市全体で紙を資源として循環させる体制を強化・推進します。

また、新環境クリーンセンターにおけるサーマルリサイクルや焼却灰のリサイクル等、燃えるごみの処理においても徹底した資源の有効活用・省エネルギー化を行うほか、災害廃棄物の発生を見据えた必要な取組を行い、安全・適正で持続可能な処理を推進します。

#### サーマルリサイクルとは

サーマルリサイクルとは、廃棄物から熱エネルギーを回収することです。ごみの焼却から得られる熱は、ごみ発電をはじめ、施設内の暖房・給湯、温水プール、地域暖房等に利用されています。本市の新環境クリーンセンターでは発電した電力を施設内利用しているほか、ふじかぐやの湯への熱供給も実施しています。

### (3) 3Rの推進

デジタル技術を活用した普及啓発・情報提供や、食品ロス削減に向けた取組など、まずはリデュース（発生抑制）を推進し、不要となったものはリユース（再使用）を促すような仕組みづくりに努めます。それでも発生するごみについて、できる限り資源物として分別収集しリサイクル（再生利用）するといった3Rの優先順位の原則を守りつつ、3Rを推進します。その中で、市民・事業者・行政の3者が連携することで、より効果的な3Rの推進を目指します。

#### 心がける順番は？



① Reduce（リデュース） は、物を大切に使い、ごみを減らすこと。

○マイバックを持って無駄な包装は断る。○食品ロスを出さない。○詰め替え用の製品を選ぶ。

② Reuse（リユース） は、使える物は繰り返し使うこと。

○衣類を「おさがり」する。○フリーマーケットやフリマアプリを活用し、不用品の再使用に努める。

③ Recycle（リサイクル） は、ごみを資源として再び利用すること。

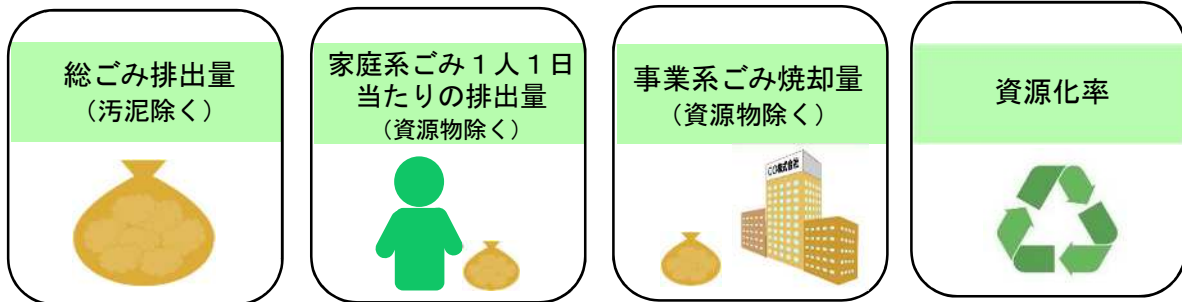
○ごみを正しく分別し、資源として再利用できるようにする。○リサイクル製品を積極的に利用する。

図 3-5 3Rのイメージ図

### 第3節 目標値

#### 1 目標値項目について

基本理念と基本方針を踏まえ、本計画における「ごみ」や「資源物」に関する目標値項目として、以下の4つを設定します。



前計画における目標値項目から、本計画において変更となるものは以下のとおりです。

表 3-1 前計画と本計画との目標値項目の変更点

| 目標値項目                   | 前計画                 | 本計画               |
|-------------------------|---------------------|-------------------|
| 総ごみ排出量（汚泥除く）            | —                   | ○                 |
| 家庭系ごみ1人1日当たりの排出量（資源物除く） | ○                   | ○                 |
| 事業系ごみ焼却量（資源物除く）         | ○                   | ○                 |
| 資源化率                    | ○<br>（焼却灰の資源化を含まない） | ○<br>（焼却灰の資源化を含む） |
| 1人1日当たりごみ焼却量            | ○                   | —                 |

前計画においては、新環境クリーンセンターの整備に関する指標として、家庭系と事業系を合わせた「焼却量」に着目した目標値項目を用いていましたが、新環境クリーンセンターの整備が終了したため、「1人1日当たりごみ焼却量」に代わり、ごみの排出状況の基礎的な指標である「総ごみ排出量」を新たに目標値項目として設定します。

## 2 目標値項目の対象と設定理由

目標値項目の対象となるごみと3R及びそれぞれの設定理由は以下のとおりです。

表 3-2 本計画における目標値項目とその対象

| 項目                           | 対象とするごみ |       | 対象とする3R       |       | 設定した理由                                     |
|------------------------------|---------|-------|---------------|-------|--------------------------------------------|
|                              | 家庭系ごみ   | 事業系ごみ | リデュース<br>リユース | リサイクル |                                            |
| ① 総ごみ排出量<br>(汚泥除く)           | ○       | ○     | ○             | ○     | 市全体で「ごみ」として捨てられるものを減らしていくための目標値項目です。       |
| ② 家庭系ごみ1人1日当たり排出量<br>(資源物除く) | ○       |       | ○             | ○     | 市民一人ひとりが出す「燃えるごみ」や「埋立ごみ」を減らしていくための目標値項目です。 |
| ③ 事業系ごみ焼却量<br>(資源物除く)        |         | ○     | ○             | ○     | 事業所から出るごみを減らしていくための目標値項目です。                |
| ④ 資源化率                       | ○       | ○     |               | ○     | ごみの分別やリサイクルを推進していくための目標値項目です。              |

ごみの発生から処理までの流れの中で、各目標値項目が示す部分を以下のとおり示します。

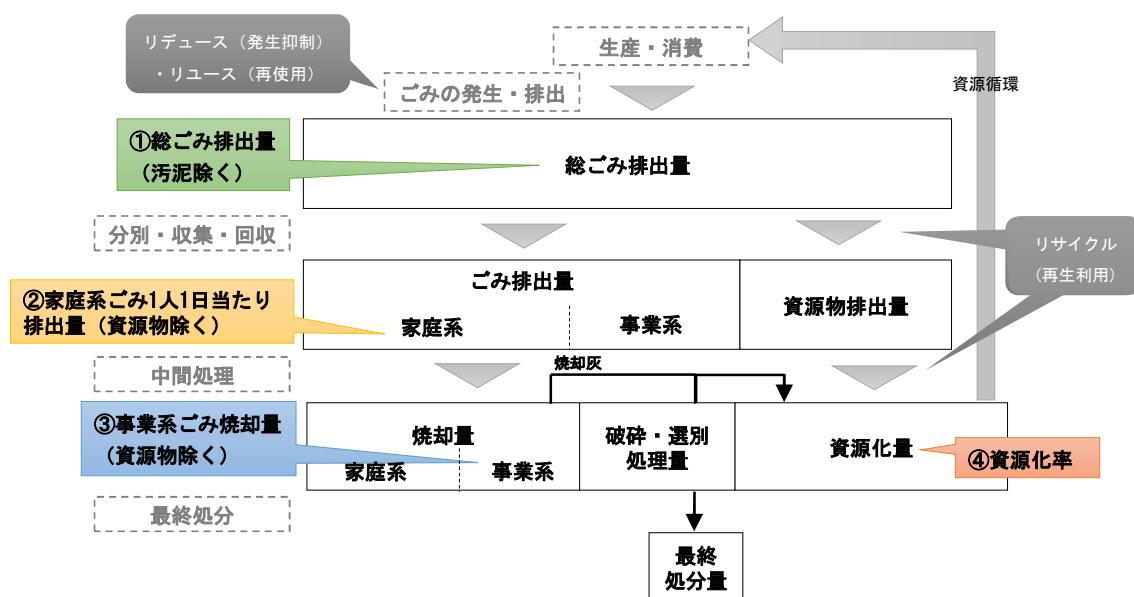


図 3-6 ごみの発生から処理までの流れと本項目における目標値項目の関係性

### 3 目標値の設定について

それぞれの項目に対する目標値（令和 16 年度）及び中間目標値（令和 11 年度）について、以下のとおり設定します。

表 3-3 本計画における目標値

| 項目                               | 単位    | R 5 年度<br>(2023 年度)<br>実績値 | 中間目標値<br>R 11 年度 (2029 年度) |              | 目標値<br>R 16 年度 (2034 年度) |              |
|----------------------------------|-------|----------------------------|----------------------------|--------------|--------------------------|--------------|
|                                  |       |                            | 値                          | 増減率※1        | 値                        | 増減率※1        |
| ① 総ごみ排出量<br>(汚泥除く)               | t     | 66,002                     | 63,885                     | -3.2%        | 61,521                   | -6.8%        |
| ② 家庭系ごみ 1 人 1 日当<br>り排出量 (資源物除く) | g/人・日 | 478                        | 469                        | -1.9%        | 460                      | -3.8%        |
| ③ 事業系ごみ焼却量<br>(資源物除く)            | t     | 14,553                     | 14,519                     | -0.2%        | 14,490                   | -0.4%        |
| ④ 資源化率※2                         | %     | 21.5                       | 22.2                       | +0.7<br>ポイント | 22.6                     | +1.1<br>ポイント |

※1：増減率は令和 5 年度実績値を基準とした目標値の増減率を示す（ただし、資源化率については差分を示す）

※2：焼却灰の資源化を含む

### 4 目標値の算出方法と目標値

目標値については、これまでのごみ処理実績を踏まえた単純推計値※3に、本計画の施策による効果を反映させることで設定しました。反映に当たっては、数値化が容易で、施策の効果が比較的わかりやすい以下の 4 つを選出しています。

※3：単純推計値とは、本市における現行の施策及び分別収集・処理体制を維持した場合のごみ量の将来的な推移を算出した値のこと。

| 家庭系生ごみ（食品ロスを含む）の削減 |                                                                                                                                                                                     |
|--------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 施策<br>効果           | <ul style="list-style-type: none"> <li>・家庭系生ごみの堆肥化や水切りを推進し、生ごみをさらに減らします。</li> <li>・家庭系食品ロスの削減に向けた取組を強化します。</li> </ul>                                                               |
| 家庭系燃えるごみ中の混入資源物の削減 |                                                                                                                                                                                     |
| 施策<br>効果           | <ul style="list-style-type: none"> <li>・家庭系ごみの組成分析調査の結果によると、家庭からの燃えるごみには資源物の混入が多く見られます。このうち特に混入率が高く分別徹底の余地が大きいと考えられる古紙、衣類、プラスチック製容器包装について、分別排出への協力を呼び掛けることで資源化量の増加を図ります。</li> </ul> |
| 家庭系粗大ごみの削減         |                                                                                                                                                                                     |
| 施策<br>効果           | <ul style="list-style-type: none"> <li>・家庭で捨てられる粗大ごみにはまだ使えるものがあります。家庭でのリユースや新環境クリーンセンターでの修理・販売を推進し、粗大ごみの削減を図ります。</li> </ul>                                                         |
| 事業系ごみの削減           |                                                                                                                                                                                     |
| 施策<br>効果           | <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業者への啓発・指導のほか、新環境クリーンセンターでの展開検査の強化、事業所への立入検査等の実施等により、事業系ごみの削減を図ります。</li> </ul>                                                              |

### (1) 総ごみ排出量（汚泥除く）

市内で排出される燃えるごみや資源物、埋立ごみ等の総計です（汚泥は除きます）。事業所から排出される生ごみやリサイクルできない紙くずなども含みます。



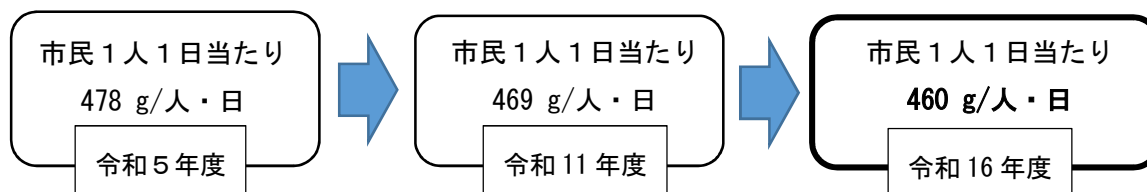
この目標を達成するために、デジタル技術を積極的に活用し、行政・市民・事業者が連携しながら、民間事業者と連携した資源物回収の推進や、リデュース・リユースの推進等に取り組みます。



図 3-7 総ごみ排出量（汚泥除く）の目標値

## (2) 家庭系ごみ 1 人 1 日当たり排出量（資源物除く）

家庭から排出されるごみのうち、資源物を除く「燃えるごみ」や「埋立ごみ」等を、市民一人ひとりが 1 日あたりに排出する量を示した値です。



この目標を達成するために、行政と市民が連携しながら、食品ロスの削減を含む家庭系ごみのリデュース、民間事業者と連携したリユースの推進、ごみ・資源物の分別・リサイクルの推進等に取り組めます。

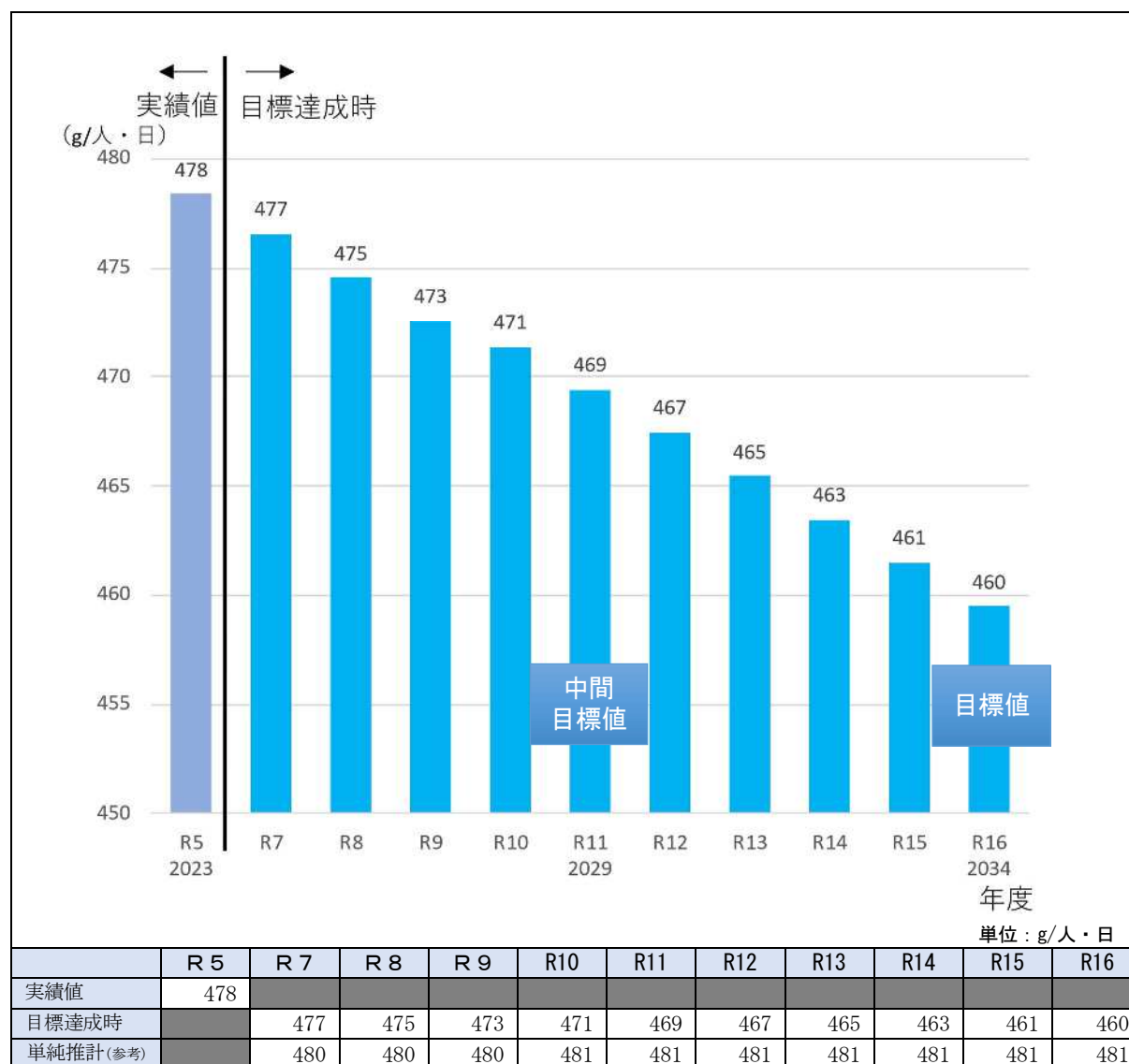


図 3-8 家庭系ごみ 1 人 1 日当たり排出量（資源物除く）の目標値

### (3) 事業系ごみ焼却量（資源物除く）

事業所から排出されるごみのうち、新環境クリーンセンターで焼却するごみの総量です。生ごみや、リサイクルできない紙くず、草花類等は「事業系一般廃棄物（事業系ごみ）」と呼ばれ、市が有料で処理を引き受けています（プラスチックや金属などの産業廃棄物は対象外です）。



この目標を達成するために、事業所から排出される古紙のリサイクルの徹底、事業系一般廃棄物の搬入検査の強化や事業者に対する分別の啓発等、事業者に対する3Rの推進に取り組みます。

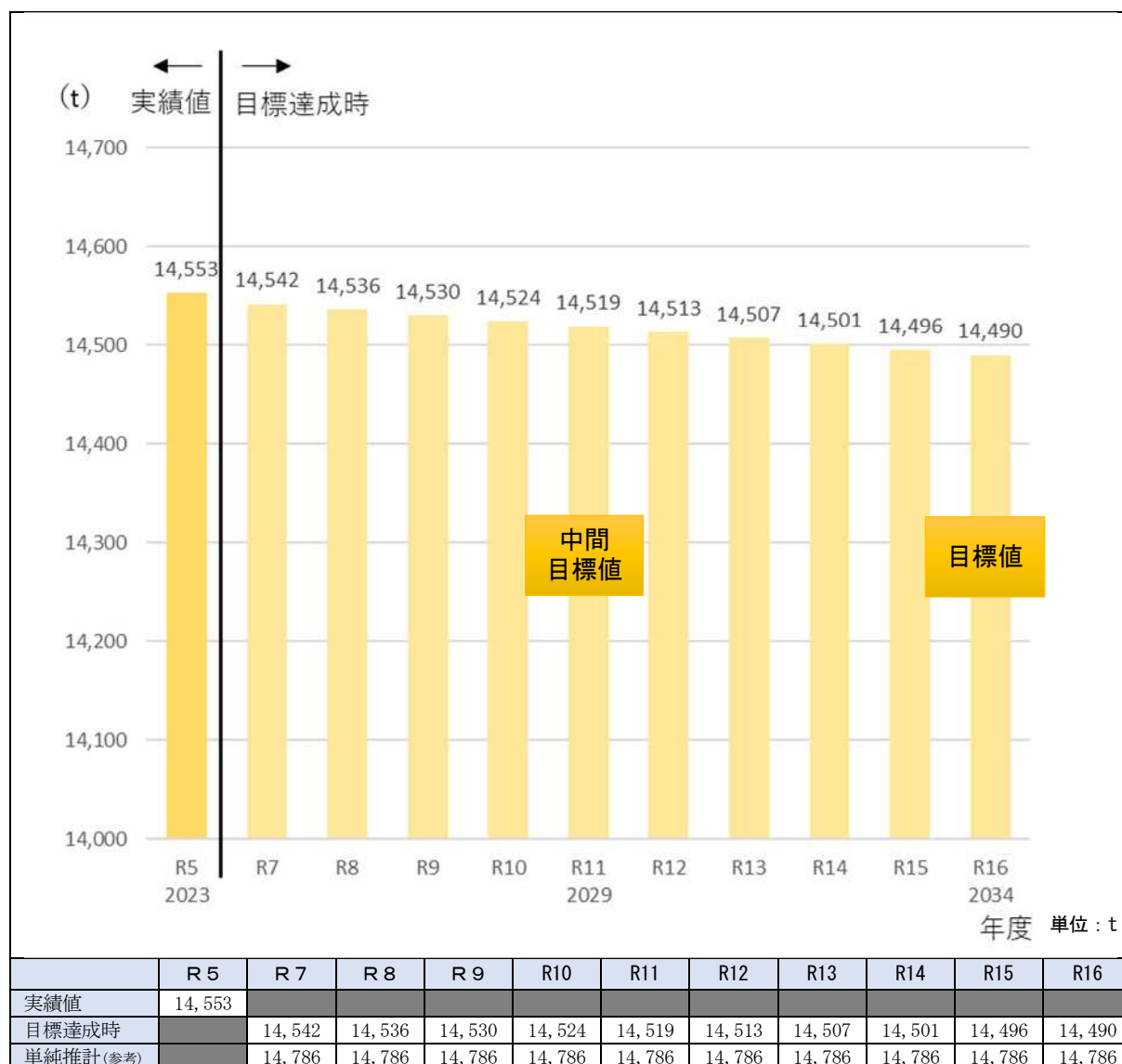
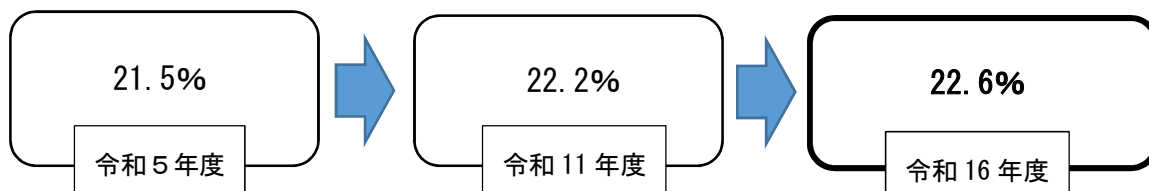


図 3-9 事業系ごみ焼却量（資源物除く）の目標値

#### (4) 資源化率

家庭及び事業所から排出されたごみのうち、資源物として収集、または市の施設で処理後に資源化したものの割合です。この数値が大きければ大きいほど、ごみを資源として有効に活用していることになります。



この目標を達成するために、「その他の紙」等の分別推進による古紙回収量の増加、ごみ・資源物の分別・リサイクルの推進、新たなリサイクルの研究等に取り組みます。



図 3-10 資源化率の目標値

## 第4節 目標達成に向けた施策

目標達成に向けた基本施策①～⑧について、現状の社会情勢や基本理念及び基本方針を踏まえて、次のように設定します。

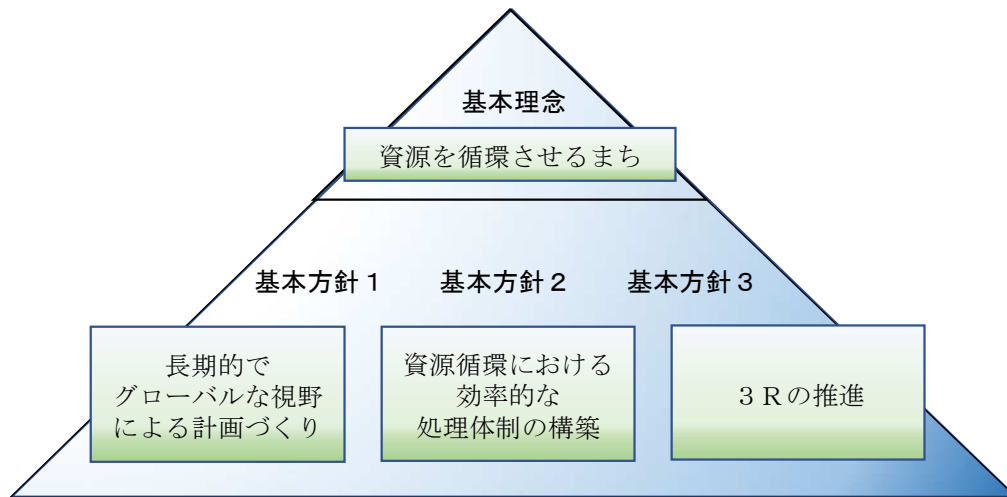


図 3-11 基本理念及び基本方針

### デジタル推進

急速に進化するデジタル技術を最大限活用することが暮らしの質や価値を高めることにつながることから、富士市デジタル変革宣言のもと、ごみ処理分野においてもデジタル技術を活用した施策を実施することとし、次の基本施策を掲げます。

### 基本施策① デジタルを活用した効率的なごみ処理の実現

これまで本市は、紙を多く生産する「紙のまち」として発展してきました。本計画の基本理念である「資源を循環させるまち」を目指す上で、紙の資源循環は本市にとって大切なことです。

これまでの「紙のまち」としての強みを活かし、富士市全体で「紙を大切にするまち」を目指すため、次の基本施策を掲げます。

### 紙の循環

### 基本施策② 紙をつくるまちから紙を大切にするまちへ

### 食品ロスの削減

多くの食品ロスが発生している現状を受け、食品ロス削減推進法が令和元年10月に施行され、全国的に食品ロス削減に対する気運が高まりを見せています。本市においても「みんなでなくそう食品ロス」をスローガンに、これまで様々な食品ロス削減対策に取り組んできました。食品ロスの削減にさらに取り組むため、次の基本施策を掲げます。

### 基本施策③ 「みんなでなくそう食品ロス」の推進

ごみを効率的に処理することや、これまで以上にごみの減量を推進していくためには、市だけではなく、市民や事業者と連携して取り組んでいくことが不可欠です。

様々な主体との連携を強化・構築していくため、次の基本施策を掲げます。

### **基本施策④ 行政・市民・事業者が連携したごみ処理体制の構築**

本市は富士山や駿河湾をはじめ、豊かな自然環境に恵まれています。今後もこの豊かな自然環境を守り次世代へとつないでいくために、次の基本施策を掲げます。

### **基本施策⑤ 豊かな自然環境を未来へつなぐ取組**

本計画の基本理念である「資源を循環させるまち」を実現するため、ごみ減量・資源循環のキーワードである3Rを推進していきます。ごみをしっかりと分別することはもちろん、リデュース（排出抑制）とリユース（再利用）をさらに推進していくため、次の基本施策を掲げます。

### **基本施策⑥ 3Rの推進に向けた取組**

急速に進む少子高齢化や、外国人居住者の増加、多様化するライフスタイルなど、変化する社会情勢に対応したごみ処理体制を整えることが求められています。そのため、SDGsにおける「誰一人取り残さない」という理念を踏まえた基本施策を掲げます。

### **基本施策⑦ 誰も取り残さないごみ処理体制の構築**

ごみを安全かつ適正に処理することは市の責務です。これまで新環境クリーンセンターを中心にごみの適正処理を行ってきました。これからもごみの適正処理を行っていくとともに、循環型社会の形成や脱炭素化といった社会情勢の変化に対応したごみ処理を行っていくため、次の基本施策を掲げます。

### **基本施策⑧ 安全で適正なごみ処理に関する取組**

| 基本施策                                          | 個別施策                                                                                                                                                                                                         |
|-----------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>① デジタルを活用した効率的なごみ処理の実現</p> <p>P34～</p>     | <p>(1) デジタル技術を活用した情報発信</p> <p>(2) アプリを活用したごみの減量の推進</p> <p>(3) リサイクルマップの作成</p> <p>(4) ごみ処理分野における手続きの電子化の推進</p> <p>(5) 収集運搬へのデジタル技術の導入</p>                                                                     |
| <p>② 紙をつくるまちから紙を大切に<br/>するまちへ</p> <p>P37～</p> | <p>(1) 紙のリデュースの推進(不要な紙を使わない・受け取らない)</p> <p>(2) 町内会(区)との協働による古紙回収制度の継続</p> <p>(3) 民間事業者による古紙回収の推進</p> <p>(4) 事業系古紙のリサイクルの徹底</p> <p>(5) 古紙の集団回収の推進</p> <p>(6) その他の紙の分別推進</p> <p>(7) プラスチックに代わる紙製品の研究・導入の推進</p> |
| <p>③ 「みんなでなくそう食品ロス」の推進</p> <p>P40～</p>        | <p>(1) 食品ロス量の把握に向けた組成分析調査の実施</p> <p>(2) 事業系食品ロスの削減</p> <p>(3) 食品ロス削減等に関する講座の開催</p> <p>(4) 食品ロス削減に関するイベントの開催</p> <p>(5) フードドライブの推進</p> <p>(6) 食品ロス削減強化月間の継続</p> <p>(7) 日常生活における食品ロス削減の推進</p>                  |
| <p>④ 行政・市民・事業者が連携したごみ処理体制の構築</p> <p>P45～</p>  | <p>(1) 町内会(区)と連携したステーションの管理体制の継続</p> <p>(2) 事業者と連携した3Rの推進</p> <p>(3) 市民団体との連携</p>                                                                                                                            |

| 基本施策                                             | 個別施策                                                                                                                                                                                                                               |
|--------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>⑤ 豊かな自然環境を<br/>未来へつなぐ取組</p> <p>P48～</p>       | <p>(1) 不法投棄の未然防止策の推進及び早期発見体制の整備</p> <p>(2) 不法投棄に関する情報発信</p> <p>(3) 不法投棄（ポイ捨て）に関する環境教育の実施</p> <p>(4) 不適切処理の防止</p> <p>(5) 美化活動の推進</p> <p>(6) 海洋ごみ問題への取組</p>                                                                          |
| <p>⑥ 3Rの推進に向けた取組</p> <p>P52～</p>                 | <p>(1) 日常生活におけるリデュースの推進</p> <p>(2) 所有（購入）から共有（レンタル）への意識転換</p> <p>(3) リユースの推進</p> <p>(4) ごみの分別や排出方法に関する周知</p> <p>(5) 生ごみの減量化・たい肥化</p> <p>(6) イベント等における3Rの推進</p> <p>(7) 環境教育の推進</p> <p>(8) 事業系ごみにおける3Rの推進</p> <p>(9) 分別・リサイクルの推進</p> |
| <p>⑦ 誰も取り残さない<br/>ごみ処理体制<br/>の構築</p> <p>P58～</p> | <p>(1) 多様な手法による情報発信の継続</p> <p>(2) 対象を明確化した情報発信の強化</p> <p>(3) 社会状況及び多様な生活スタイルに対応したごみ収集体制の検討</p>                                                                                                                                     |
| <p>⑧ 安全で適正なごみ<br/>処理に関する<br/>取組</p> <p>P60～</p>  | <p>(1) 適正排出の推進</p> <p>(2) 新環境クリーンセンター運営</p> <p>(3) 一般廃棄物処分業許可</p> <p>(4) 一般廃棄物収集運搬業許可</p> <p>(5) 新たなごみ処理体制・手法・制度等の研究</p> <p>(6) 災害廃棄物への対応</p>                                                                                      |

## 基本施策① デジタルを活用した効率的なごみ処理の実現

### 本市のこれまでの取組と課題

「富士市デジタル変革宣言」のもと、一層のデジタル技術の活用が求められています。

デジタル技術の普及拡大が進む中、本市では、急速に進化するデジタル技術を最大限活用し、様々な社会的課題に果敢に取り組むことにより、暮らしの質や価値を高め、安心で豊かなまちづくりを推進していく「富士市デジタル変革宣言」を令和2年8月に宣言しました。この中では、『市民サービス』のデジタル変革、『地域活性化』のデジタル変革、『行政経営』のデジタル変革の3つの柱を掲げ、取組を進めています。

また、本市が令和元年度及び2年度に実施した「情報化アンケート」において、「充実してほしいと思う行政情報の提供方法」という問いに対し、富士市ウェブサイトやSNSに関して、平成28年度時点よりも希望が大きくなっており、デジタル推進の機運が高まっていることが伺えます。

このような状況を受け、本市のごみ処理分野においても、ごみ分別アプリ「さんあ〜る」の導入や、SNSを活用した旬な情報の発信など、デジタル技術を活用した情報発信を強化してきました。ごみ分別アプリ「さんあ〜る」は、令和2年10月の配信開始以降、ダウンロード数が急速に増えており、アプリによる情報発信の需要が高まっています。

今後もデジタル技術をさらに活用した、効率的・効果的な手法で情報発信を行っていくことが求められます。また、問い合わせや各種手続きにおいても、デジタル技術を活用した効率化を図る必要があります。

加えて、情報発信のみならず、収集運搬などのごみ処理分野についても、デジタル技術を活用したより効率的なごみ処理体制を構築していくことが求められます。



図 3-12  
「さんあ〜る」のロゴマーク  
とアイコン

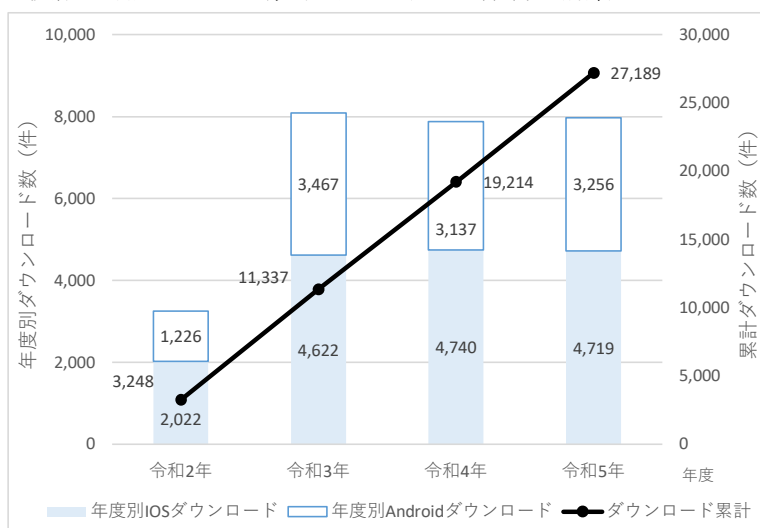


図 3-13 「さんあ〜る」のダウンロード件数の推移

## 今後の具体的な取組

ごみ処理分野においてもデジタル技術を積極的に活用した施策を実施します。

### ①-（１）デジタル技術を活用した情報発信

ごみ分別アプリ「さんあ〜る」や市ウェブサイト、SNS（Instagram 等）を活用し、効率的な情報発信を行います。また、市ウェブサイト（ごみの出し方、ごみのカレンダー及びごみの情報コーナー等）などのプラットフォームを最大限に活用し、より効果的でわかりやすい情報発信ができるよう努めます。



#### 利用できる機能

- ①ごみのカレンダー  
ごみの収集日をカレンダーで表示
- ②ごみ出し方あいうえお検索  
捨てたいごみを 50 音順に表示
- ③ごみ出し日の通知  
ごみの収集日を前日や当日に通知でお知らせ
- ④リサイクルマップ  
古紙回収ボックスや資源物の拠点回収の位置・回収品目等の公開

図 3-14 「さんあ〜る」の特徴

### ①-（２）アプリを活用したごみの減量の推進

ごみ分別アプリ「さんあ〜る」の利用を推進し、ごみの適正な排出・分別方法等を周知します。さらに、市民がより簡単に情報を取得できるよう、「さんあ〜る」においてチャットボット機能の追加を検討します。また、「さんあ〜る」のみならず、食品ロス削減アプリやごみ拾いアプリ、リユースアプリなど、民間事業者が配信するアプリの情報提供を行うなど、ごみの減量等につながるアプリの利用を推進します。さらに、上記のようなアプリの使い方がわからない市民に向けて、アプリの使い方に関する講座の開催を検討します。

### ①-（３）リサイクルマップの作成

ごみ分別アプリ「さんあ〜る」において、資源物の拠点回収場所や民間事業者が設置している古紙回収ボックスや公共施設等での拠点回収の位置・回収品目等を示したリサイクルマップを作成します。

また、民間事業者による資源物の回収に関する情報の把握に努め、リサイクルマップの内容の充実を図ります。



図 3-15  
リサイクルマップイメージ図

### ①-（４）ごみ処理分野における手続きの電子化の推進

本市のごみ処理分野において、新環境クリーンセンターへのごみの搬入に関する手続きや、看板等の各種配布物に対する報告、一般廃棄物処理手数料などの各種手数料の支払いなど、紙媒体による対応が多くあります。このような紙媒体による手続きを電子化することは、紙の使用量を抑えることはもちろん、市民の利便性の向上につながることから、ごみ処理分野においても各種手続きの電子化を推進します。

また、産業廃棄物を排出する事業者として、市庁舎や市の公共施設が率先して電子マニフェストを導入し、手続きの電子化を推進します。

### ①-（５）収集運搬へのデジタル技術の導入

家庭系ごみの収集運搬について、デジタル技術を活用することにより、車両台数や収集運搬ルート等のさらなる適正化・効率化を図ることで、作業時間の短縮や温室効果ガスの排出量の削減が期待できることから、収集運搬へのデジタル技術の導入を検討します。

## 基本施策② 紙をつくるまちから紙を大切にするまちへ

### 本市のこれまでの取組と課題

「紙のまち」として、富士市全体で紙を資源として大切にする意識醸成が必要です。

本市は良質な水資源に恵まれ、明治期以降の近代製紙業の発展とともに製紙産業が集積し、全国でも有数な「紙のまち」として知られるようになりました。特に本市におけるトイレットペーパー等の衛生紙の製造量は、全国で3割以上のシェアとなっています。

一方で、デジタル技術の普及が急速に進む中で、新聞や雑誌の流通量自体が減少するなど、紙の使用量が減少していることから、本市における古紙の回収量も減少傾向となっています。

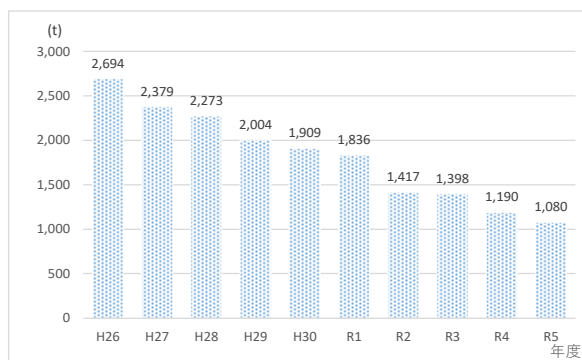


図 3-16 本市の古紙回収量の推移(行政回収量)

### 古紙の分別状況

本市では、町内会（区）及び古紙回収事業者との協働で、古紙回収を行ってきました。特に燃えるごみに混入しやすい「その他の紙」の分別を推進してきた結果、家庭から排出される燃えるごみの中に混入している古紙類は5～7％程度と、全国的にも混入率が非常に低くなっています。

### 民間事業者による古紙回収

「紙のまち」である本市では、製紙の原料となる「古紙」の需要が特に高いことから、多くの民間事業者が独自に古紙の回収を行っています。市内各地に古紙回収ボックスが設置されており、その回収量は本市による古紙回収量を大きく上回っています。

このように民間事業者による古紙回収の取組は、本市全体の古紙回収量に大きく寄与していることから、古紙を排出できる場所や機会を増やすなど、民間事業者と連携し、市民が古紙を排出しやすい環境を整備することが必要です。

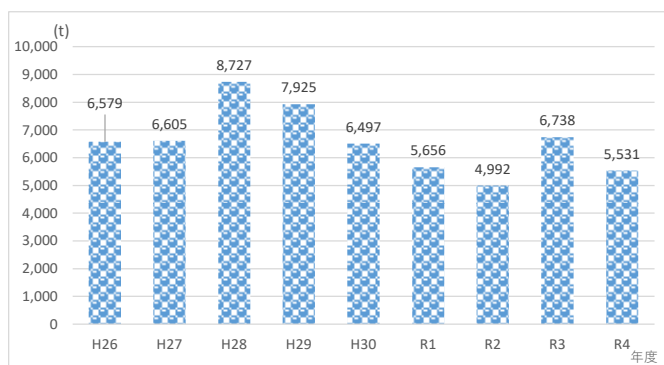


図 3-17 民間事業者による古紙回収量の推移

## 今後の具体的な取組

「紙を大切にする」意識を醸成し、古紙の回収量を増加させます。

本市では紙を生産するまちにとどまらず、生産された紙を「大切にするまち」としてのイメージが付け加えられるように、啓発を進めていきます。また、啓発により「紙を大切にするまち」としての文化及び意識の醸成を図ると同時に、古紙の回収量を増加させるための施策を展開していきます。

### ②-（１）紙のリデュースの推進（不要な紙を使わない・受け取らない）

「紙を大切にするまち」として、文化・意識の醸成に向けた考え方をウェブサイトやアプリ等のデジタル媒体を中心に発信し、紙を大切にする文化・意識の醸成を図り、紙のリデュースを推進します。

### ②-（２）町内会（区）との協働による古紙回収制度の継続

本市の古紙回収体制としてこれまで実施している「協働型古紙回収制度」について、町内会（区）と協働し、今後も継続して実施します。また、古紙回収をさらに推進していくために、公共施設への古紙回収拠点を設置することを検討します。

### ②-（３）民間事業者による古紙回収の推進

本市では、民間事業者により古紙回収ボックスが多く設置されており、古紙の回収・リサイクルが盛んに行われています。市内の様々な場所に設置されている古紙回収ボックスは、いつでも古紙を排出することができ、買い物のついでに古紙を排出できるなど、市民にとって利便性が高く、多くの古紙が回収されています。行政による回収と併せて、民間事業者による古紙回収を推進することで、市全体での古紙の回収量を増加させます。

古紙回収ボックスの利用を推進するため、古紙回収ボックス設置事業者と連携し、設置場所や回収品目等の情報をリサイクルマップとして公開し、周知します。

また、市全体の古紙回収量を把握するため、民間事業者による古紙回収量についても今後も可能な限りの把握に努めます。



図 3-18 民間古紙回収ボックス

## ②-（４）事業系古紙のリサイクルの徹底

事業系ごみにリサイクル可能な古紙が含まれないように、事業者に対する周知・指導を強化します。

具体的には、事業系ごみの収集運搬許可業者（以下、「許可業者」とします。）と連携して、リサイクル可能な古紙が多量に混入しているものは収集しないようにすることや、許可業者から排出事業者へ古紙回収業者に関する情報等について提供するように働きかけます。

また、リサイクル可能な古紙については引き続き新環境クリーンセンターへの持ち込みを禁止し、事業所から排出される古紙の燃えるごみへの混入防止による、リサイクルの推進を図ります。

## ②-（５）古紙の集団回収の推進

学校や町内会（区）等が独自に行う古紙回収を「集団回収」といいます。古紙の集団回収を推進するとともに、新たに実施を検討している団体に対し富士市古紙リサイクル協議会を紹介するなどの情報提供を行います。

また、集団回収の回収量についても、集団回収団体にアンケート調査を実施し、回収状況の把握に努めていきます。

## ②-（６）その他の紙の分別推進

一般的にリサイクルに適さない感熱紙等の紙類についても、本市では「その他の紙」として回収・リサイクルをしています。

「その他の紙」を古紙として排出してもらえよう、分別方法の周知・啓発を行います。

また、「その他の紙」を分別するための紙袋を配布し、その紙袋に排出できる紙の種類を具体的に記載するなどして、「その他の紙」の分別を推進します。



図 3-19 その他の紙回収袋

## ②-（７）プラスチックに代わる紙製品の研究・導入の推進

海洋プラスチック問題やプラスチック資源循環法の施行により、国内におけるプラスチックに代わる代替製品の開発の気運が高まっています。本市においても、「紙のまち」としての特性を活かし、情報提供等、プラスチック製品に代わる紙製品の研究・開発を可能な限り支援します。

## 基本施策③ 「みんなでなくそう食品ロス」の推進

### 本市のこれまでの取組と課題

「みんなでなくそう 食品ロス」というスローガンのもと、  
行政・市民・事業者と連携して食品ロスの削減に取り組んできました。

### 食品ロスの概要と社会の動向

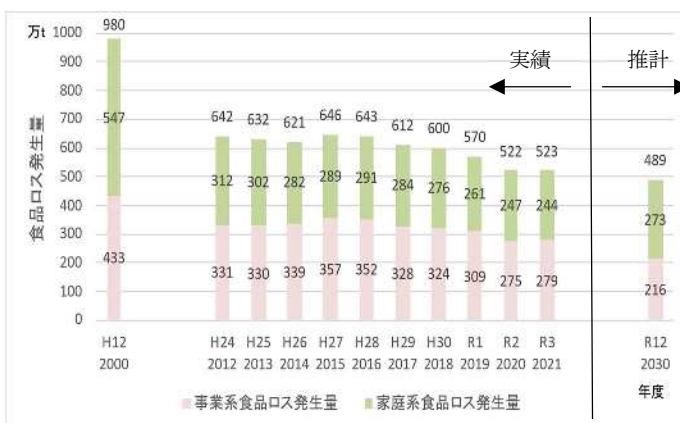
食品ロス削減推進法の施行を契機に、全国的に食品ロス削減に対する気運が高まっています。

食品ロスとは、まだ食べられるのに捨てられてしまった食べ物のことで、排出される場所により家庭系と事業系に分けられます。家庭系の食品ロスには、食卓での「食べ残し」、調理における「過剰除去」、期限切れ等により手つかずの状態ですてる「直接廃棄」があります。事業系の食品ロスには、食品製造業における食品残渣や外食産業における調理残渣や客の食べ残し、小売店における売れ残りなどがあります。



図 3-2 0 家庭から出る食品ロス

国では、「第5次循環型社会形成推進基本計画」及び食品リサイクル法に基づく「食品循環資源の再生利用等の促進に関する基本方針」において、「家庭系及び事業系の食品ロスを 2030（令和 12）年度までに 2000（平成 12）年度比で半減する」との目標が定められています。事業系食品ロス発生量については目標値に未達の状況ではあるものの、家庭系食品ロス発生量については目標値を達成している状況です。食品ロス発生量の推移を右図に示します。



出典：我が国の食品ロスの発生量の推移等（環境省）

図 3-2 1 食品ロス発生量の推移（全国）

## 本市の状況と取組

本市では、平成 30 年度より「みんなでなくそう食品ロス」をスローガンに、行政・市民・事業者と連携し、食品ロスの削減に取り組んできました。本市独自の食品ロス削減強化月間の設定（12 月と 1 月）や買い物習慣の見直しの呼び掛け（てまえどりの推進）など、一人ひとりの「もったいない」という意識の醸成を図ってきました。

また、令和 5 年度には民間事業者が、まちづくりの推進と食品ロスの削減を目的に、パンや菓子を販売する店舗が地区のまちづくり等に携わる市民に向けて販売期限が近づいた商品を特別価格で提供する「まちぐる Me(み)」という事業を展開するなど、市全体で食品ロス削減の気運が高まっています。

本市における食品ロス発生量は、家庭系ごみの組成分析調査(\*)により、燃えるごみの約 3 割を占める生ごみのうち、約 11%が食品ロス（直接廃棄）と推計しています。

(\*) 令和元年度から令和 6 年度における湿ベース重量比での調査結果の平均値

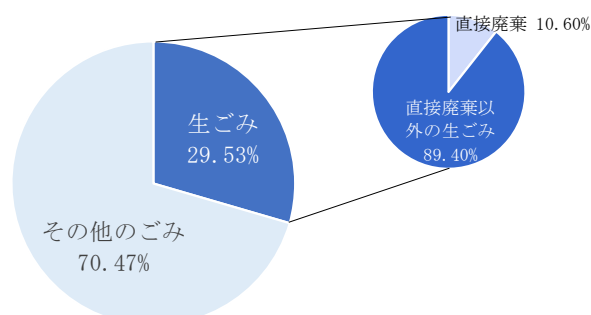
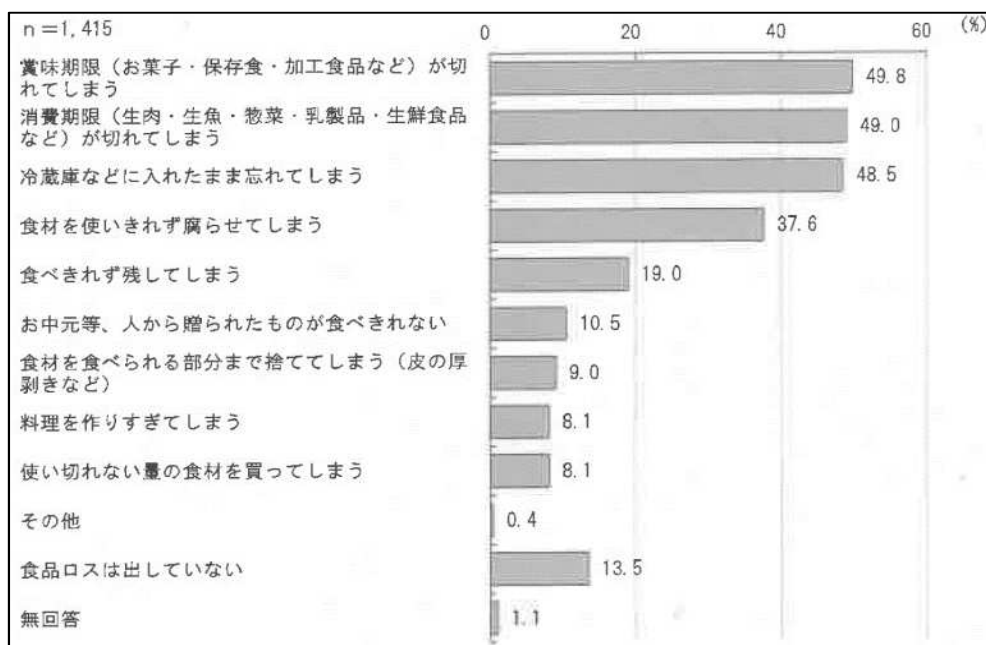


図 3-2 2 家庭系燃えるごみにおける生ごみ及び食品ロスの割合

また、令和 5 年度に実施した本市の第 52 回世論調査について、食品ロスを出してしまう際にやりがちな行為として「賞味期限や消費期限が切れてしまうこと」が多く挙げられており、賞味期限と消費期限の違いに関する周知や買い物習慣の見直しに関して継続して啓発する必要があります。



出典：第 52 回世論調査報告書

図 3-2 3 食品ロスを出してしまう際にやりがちな行為に関する世論調査結果

## 今後の具体的な取組

食品ロスの削減に向けて、市民や事業者と連携した取組を強化します。

本計画には食品ロス削減推進計画を包括することとし、本市で発生する食品ロスの削減に向けた各種施策を実施します。施策の実施に当たっては、引き続き「みんなでなくそう 食品ロス」をスローガンに掲げ、民間事業者との連携を図りながら、市民への啓発を行います。

### ③-（１）食品ロス量の把握に向けた組成分析調査の実施

本市における家庭系食品ロスの排出状況を把握するため、家庭系ごみの組成分析調査において家庭系食品ロス（直接廃棄）の発生量を調査します。

### ③-（２）事業系食品ロスの削減

#### １）小売店との連携（てまえどりの推進）

食品を取り扱う小売店等において、消費者に対して、商品棚の手前にある商品を選ぶことを促す「てまえどり」を推進します。購入してすぐに食べる場合には、製造日の古い商品から購入してもらうことで、店舗から廃棄される食品ロスを削減します。

#### ２）飲食店との連携（mottECO と 3010 運動の推進）

mottECO（もってこ）とは、飲食店で食べきれなかった料理を「お客様の自己責任で」持ち帰る行為を推進するための愛称です。この名前には「もっとエコ」、「持って帰ろう」というメッセージが込められています。環境省が提唱している取組で、食品ロス削減の一環として、外食時に食べ残しを持ち帰ることで、食品ロスを減らす取組です。

3010 運動とは、宴会時における食べ残しを減らす取組であり、乾杯後 30 分間とお開き前 10 分間は席に座り料理を楽しむことを心がけることです。市内の飲食店と連携し、上記のような啓発を行うことで、飲食店からの食品ロスを削減します。

#### ３）その他食品ロス削減に取り組む事業者への支援

上記のような業種に関わらず、食品ロスの削減に取り組もうとする事業者の取組を支援するため、必要に応じて情報提供や発信を行います。



図 3-24  
てまえどりポスター



出典：環境省ウェブサイト

図 3-25  
mottECO ロゴマーク

### ③-（３）食品ロス削減等に関する講座の開催

#### １）クッキング講座の開催

調理の実習を通し、食品ロスを出さない調理技術や、買い物から調理・片づけに至るまでのエネルギー使用量を最小限にする工夫などを学ぶための講座を開催します。

講座の開催に当たっては、民間事業者及び市の食育推進部門と連携し、より効果的な講座となるよう努めます。



図 3-26 クッキング講座の様子

#### ２）出前講座の実施

市内の小学校及び中学校等を対象に、食品ロス削減をテーマとした出前講座を実施します。



図 3-27 食品ロス出前講座の様子

### ③-（４）食品ロス削減に関するイベントの開催

#### １）食品ロス削減ポスター展の実施

市内の小学生・中学生を対象に、食品ロス削減をテーマとするポスター展を実施します。応募されたポスターは、食品ロス削減の啓発に活用します。

#### ２）食品ロス削減レシピコンテストの実施

家庭での食品ロスを削減する手法として、余った料理をリメイクする「リメイク料理」や食材の「過剰除去」をしないことなどがあります。食品ロスを出さない工夫を募るレシピコンテストの実施を検討します。



図 3-28 ポスター展の様子

### ③-（５）フードドライブの推進

フードドライブとは、家庭で消費しきれない未使用の食品の寄付を募り、フードバンク団体や、地域の福祉施設、子ども食堂などに寄贈する活動のことを指します。本市においても、NPO 法人等と連携したフードドライブ活動を推進します。

### ③-（６）食品ロス削減強化月間の継続

本市が独自に設定してきた「食品ロス削減強化月間」（12 月・1 月）を継続し、特に食品ロスが発生しやすい時期に、重点的に啓発を行います。



図 3-29

フードドライブ回収ボックス

### ③-（７）日常生活における食品ロス削減の推進

日常生活において、買いすぎ、作りすぎによる食品ロスが発生していることから、料理を作りすぎない（食べ残し）、料理の工夫（過剰除去）、冷蔵庫の整理整頓（直接廃棄）を中心とした食品ロス削減の推進について、ウェブサイトや SNS 等で啓発を行います。



図 3-30 冷蔵庫の整理整頓を啓発する  
パンフレット



図 3-31 食品ロス削減リーダーむすびん

本市のこれまでの取組と課題

さらなるごみの減量には、様々な分野とのより効果的な連携が求められます。

「資源を循環させるまち」の実現に向けて、行政・市民・民間事業者が連携してごみの減量や資源循環に取り組むことが重要です。

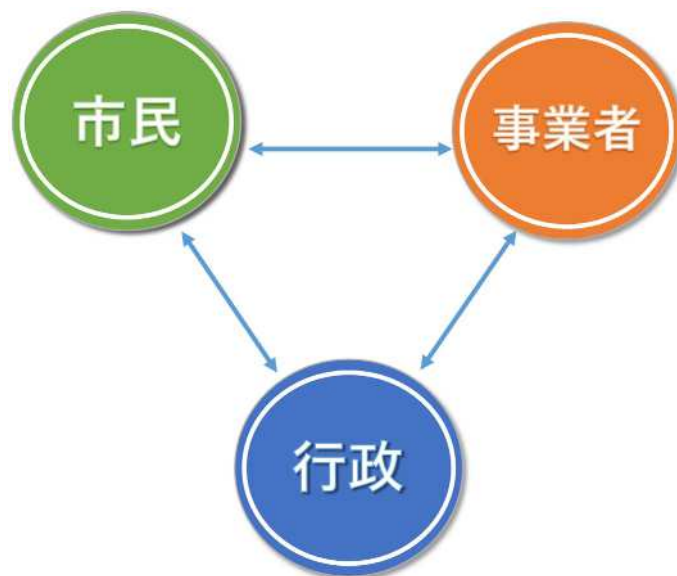


図 3-3 2 様々な主体との連携イメージ

これまでも市民や民間事業者等と様々な連携を図ってきましたが、さらなるごみの減量に向けて、より効果的な連携となるよう努めていかなければなりません。

また、社会情勢の変化に対応した新たな連携の構築についても、検討していく必要があります。



図 3-3 3 市民団体と協働開催した講座の様子

## 今後の具体的な取組

行政・市民・事業者の「オール富士市」でごみの減量に取り組めます。

### ④-（１）町内会（区）と連携したステーションの管理体制の継続

家庭系ごみの行政回収及び協働型古紙回収制度は、ステーションを管理する町内会（区）と引き続き連携を図りながら、適正な分別排出を促進します。（P9 表 2 - 1 ごみの区分ごとの出し方参照）

また、ステーションの設置や移動、違反排出物に関しての相談や助言等の支援を行うほか、ステーションの管理に当たって必要なカラスよけネットや啓発看板等の配布を行うなど、町内会（区）によるステーションの管理を支援します。

### ④-（２）事業者と連携した３Ｒの推進

#### １）民間事業者との連携による回収機会や拠点の拡充

古紙をはじめ、ペットボトルや白色トレイ、空き缶など、様々な品目が小売店等の民間事業者により回収されています。このような店頭回収は、資源物を分別し排出する市民にとって、気軽に利用できるとても便利な取組です。

本市全体でのリサイクル率の向上につながることを期待されることから、民間事業者と連携し、店頭回収の拡充を推進するとともに、店頭回収の情報をリサイクルマップ等により広く周知します。

#### ２）民間事業者とのリユースに関する連携協定の締結

不要となったものをリユースする市民を増やすため、リユース事業を行う民間事業者と連携協定を締結します。

また、新環境クリーンセンターに持ち込まれた粗大ごみ等について、循環啓発棟において修理し販売するとともに、民間事業者によるリユースアプリを活用するなど、さらなる販路の拡大を行います。



図 3-3 4 循環啓発棟におけるリユース品の展示状況

#### ３）許可業者と連携した３Ｒ啓発（ごみ収集車のラッピング等）

毎日市内の各所を走行するごみ収集車を活用し、車両のラッピングによる３Ｒの啓発を検討します。市内を走行するごみ収集車は許可業者のものが多くことから、許可業者と連携し、効果的に啓発を行えるようにします。

#### 4) 廃棄物関係事業者と連携した環境教育の実施

ごみに関する大切な知識、意外と知らない知識などを市民が学習できるような環境教育の機会を設けられるよう、民間リサイクル工場の見学支援などの実施について検討します。

#### 5) 薬剤師会との連携による在宅医療廃棄物の回収

在宅医療で使用するペン型自己注射器や血糖値自己穿刺等の針を安全に回収するため、薬剤師会と連携し、市民が処方された薬局に直接返却する体制を継続します。

### ④- (3) 市民団体との連携

市民団体と連携したごみ減量に関するイベント及び講座を開催します。また、市民団体が自ら行うイベントや講座に対し、可能な範囲での支援（実施場所の提供や資材の貸出等）や情報発信を行います。



図 3-3 5 市民団体と協働開催したイベントの様子

## 本市のこれまでの取組と課題

多発する不法投棄を防止するさらなる取り組みが必要です。

富士山や駿河湾をはじめとする豊かな自然環境を守るため、本市では市民や事業者等による清掃ボランティア活動を支援するとともに、不法投棄の防止や早期発見に向けたパトロールなどを実施してきました。

市民による不法投棄の通報体制を強化するため、令和2年7月にMy City Report（MCR）アプリを導入しました。これにより、不法投棄件数は急激に増加しており、これまで発見できなかった不法投棄物の発見・回収につなげることができました。

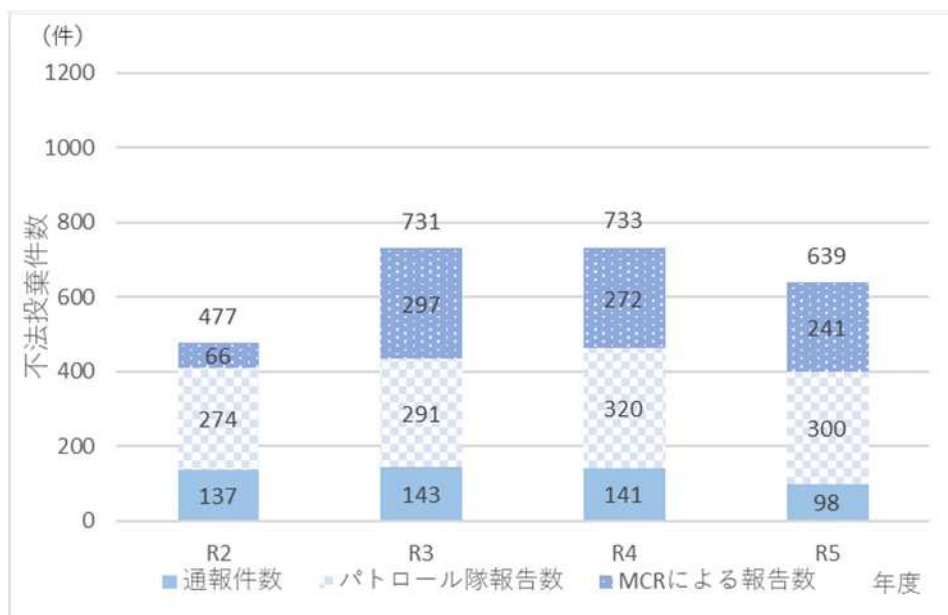


図 3-3 6 不法投棄件数

しかしながら、依然として不法投棄は後を絶ちません。不法投棄の一般的なイメージである冷蔵庫や洗濯機などの大型なものの投棄だけではなく、一般の家庭から排出されるごみの投棄（いわゆる「ポイ捨て」）も目立ちます。これまでの不法投棄の早期発見や未然防止に向けた取組を強化するとともに、ポイ捨てを含めた不法投棄を「しない・させない・許さない」という意識を醸成していかなければなりません。

また、駿河湾を有する本市では海洋プラスチック問題に対しても取り組んでいくことが求められます。静岡県では「海洋プラスチックごみ防止6R県民運動」が推進されており、海洋プラスチック問題における関心が高まっています。

このように、本市は富士山・駿河湾も有する自然豊かなまちであることから、豊かな自然環境を今後も引き継いでいく責務があります。

## 今後の具体的な取組

不法投棄を「しない・させない・許さない」という意識を醸成します。

「第三次富士市環境基本計画」では、2050 年度における望ましい環境像として「富士山の恵みを、みんなで守り、育て、ともに生きるまち」を掲げています。富士山や駿河湾など豊かな自然に恵まれた本市に暮らす者の責務として、不法投棄を「しない・させない・許さない」という意識を醸成します。



図 3-37 不法投棄の例

### ⑤-（１）不法投棄の未然防止策の推進及び早期発見体制の整備

不法投棄の未然防止策として、市民・行政・その他関係機関と連携したパトロールの実施や不法投棄・ポイ捨て禁止看板の配布を行います。

また、不法投棄が多発している現場に監視カメラを設置し、証拠映像をもとに警察等の関係機関と連携して取締りを強化することで、不法投棄への抑止力を高めます。

不法投棄の早期発見には多くの目で監視することが効果的なため、My City Report（MCR）アプリ等の活用による市民通報体制を継続し、さらなる投棄を招くことがないよう不法投棄物を確認次第、早急に撤去します。

さらに、広域的な対応として、富士山不法投棄ネットワーク会議に参加し、周辺自治体とも連携した不法投棄対策を引き続き推進します。



図 3-38 MCR のイメージ

#### ⑤-（２）不法投棄に関する情報発信

不法投棄の発生抑制と市民への意識醸成につなげることを目的に、発見した不法投棄物について、市ウェブサイト等において発信するなど、不法投棄の発生状況の見える化を行います。

#### ⑤-（３）不法投棄（ポイ捨て）に関する環境教育の実施

小学校や中学校等において、ポイ捨てや不法投棄による自然への影響や罰則についての環境教育を実施することで、ポイ捨てや不法投棄を「しない・させない・許さない」という意識を醸成します。

#### ⑤-（４）不適切処理の防止

一般廃棄物の収集運搬許可を持たない不用品回収業者等の無許可業者に対しては、警察と連携し実態の把握に努めるとともに、市民に対し無許可業者を利用しないよう注意喚起を行います。

また、野焼き行為により廃棄物の不適切処理をしている事業者及び市民に対して、迅速に指導を行い再発防止に努めるほか、市民への啓発を実施することにより、野焼き禁止の徹底を図ります。

##### 野焼きとは

家庭や事業所からでたごみを、庭や空き地に置いたドラム缶やブロック等で囲んだ簡易的な焼却炉を使用し、野外で焼却する行為を指します。このような野焼き行為は「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第16条の2において禁じられています。野焼き行為はダイオキシン類などの有害物質がそのまま大気環境中に排出される危険性があるとともに、発生する煙による生活環境の悪化につながります。

#### ⑤-（５）美化活動の推進

美化活動での使用を目的としたボランティア用ごみ袋の配布と、拾い集めた清掃ごみの収集を今後も継続するとともに、清掃ごみの分別や収集に関するマニュアルを作成し、ボランティアごみ袋と併せて配布を行います。

また、無理のない範囲でごみが落ちていたら見逃さない「ちょこっと美化活動」を推進していく「チームちょこ美」の募集を継続し、誰もが快適に過ごすことができる美しいまちの実現を目指すきっかけとなるように、「チームちょこ美」の活動を推進します。

さらに、市民にごみ拾いを身近に感じてもらえるよう、民間事業者によるごみ拾いアプリ等の利用を推進します。



図 3-39 「チームちょこ美」の活動

#### ⑤-（６）海洋ごみ問題への取組

近年環境問題として大きく取り上げられている海洋ごみ問題について、ごみ減量出前講座やふじさんエコトピアにおける展示やセミナー開催等を通じて啓発を行います。

また、静岡県で開催する「６Ｒ県民運動」に可能な限り協力します。



図 3-40 「６Ｒ県民運動」による海岸清掃

## 基本施策⑥ 3Rの推進に向けた取組

### 本市のこれまでの取組と課題

ごみの減量には、これまでの取組に加え新たな意識の醸成が必要です。

3Rはごみを減らすためのキーワードであり、Reduce（リデュース）、Reuse（リユース）、Recycle（リサイクル）の3つの英語の頭文字を表しています。

循環型社会の形成に向けて3Rの取組を推進することで、ごみを限りなく少なくし、ごみの焼却や埋立処分による環境への負荷を極力減らすこと、限りある資源を有効に繰り返し使う社会を目指すことが求められています。

これまでの取組により、ごみの排出量は過去10年間に於いて減少傾向となっており、家庭系ごみ1人1日当たりの排出量も、近年は減少傾向となっています。



図 3-4 1  
ごみ減量のキーワード「3R」

一方で、家庭から排出された燃えるごみの組成調査の結果(\*)を見ると、本来であれば資源物として分別すべき古紙や容器包装プラスチックがそれぞれ約5～7%含まれており、燃えるごみに混入している資源物は約17%にのぼります。また、燃えるごみの約30%が生ごみとなっています。

この結果から、資源物の分別の徹底や生ごみの減量化に引き続き取り組むことで、燃えるごみのさらなる減量が期待できます。

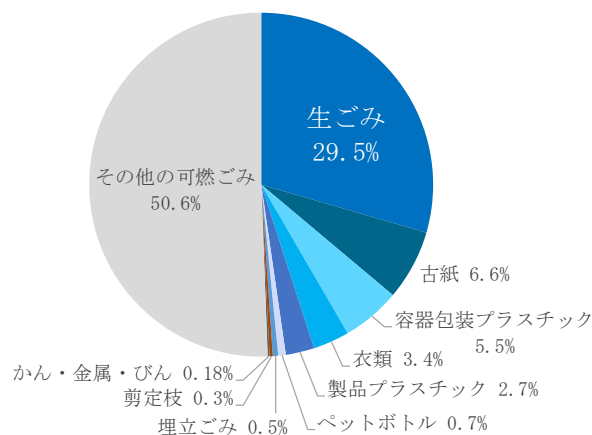


図 3-4 2  
家庭系燃えるごみの組成分析結果

(\*)令和元年度から令和6年度における湿ベース重量比での調査結果の平均値

しかし、従来の取組を継続するだけでは、さらなるごみの減量には限界があります。基本理念でもある3Rの推進では、特にリデュースやリユースを促すことが大切です。これまでの、消費して捨てるのが前提のリニアエコノミーの意識から、ごみを出さないことが前提のサーキュラーエコノミーの意識転換を促す取組が求められています。

## 今後の具体的な取組

リデュースやリユースを推進し、さらなるごみの減量を目指します。

さらなるごみの減量に向け、使用頻度が少ないものを「購入する」文化から「レンタル・シェアする」文化への転換を図ることや、不要品をリユースすること、日常生活におけるリデュースの浸透など、特にリデュースとリユースに関する取組を行います。また、ごみ・資源の適正分別や生ごみの削減に向けた取組など、従来の取組も引き続き実施します。

### ⑥-（１）日常生活におけるリデュースの推進

マイバッグ・マイボトルの利用の呼び掛けや詰替用商品の購入促進・簡易包装の推奨など、日常生活の中で実践できるリデュースを推進します。

また、物を購入する際に、容器や包装が少なく必要な量だけ購入できる「量り売り」の利用を、小売店等とも連携しつつ推進します。



図 3-4 3 マイバッグ

### ⑥-（２）所有（購入）から共有（レンタル）への意識転換

近年は傘、自転車、モバイルバッテリー等のレンタル・シェアリングサービスが普及しています。所有（購入）するという従来の考え方から、共有（レンタル）するという意識の転換が図れるよう、市民や事業者に対して啓発します。そのためにはレンタル・シェアリングサービスの利用を促進する必要があることから、それらサービスについての情報発信を積極的に実施します。

また、本市の福祉所管部署と連携して、福祉用具の貸出事業の実施を検討します。



図 3-4 4  
福祉機器リサイクル伝言板

### ⑥-（３）リユースの推進

民間事業者と連携し、市民が安心してリユースを行えるよう、リユースの推進を市民へ啓発します。

ふじさんエコトピアにおいて実施している粗大ごみ等の修理販売について、民間事業者と連携し効率的に販売するとともに、市民が気軽にリユースを実践できるリユーススポットの設置について検討します。

また、リユースに取り組む市民を増やすため、市民団体等が主催するフリーマーケットに関する情報を発信するとともに、リユースアプリの利用方法に関する講座の開催を検討します。

なお、このような粗大ごみが多く搬入される機会として遺品整理時が想定されることから、対象者に対してリユースに関する情報提供を行います。

## ⑥-（４）ごみの分別や排出方法に関する周知

ごみの分別や排出方法を定期的に周知するため、ごみ出しの日を記載した「ごみのカレンダー」、ごみの出し方をまとめた「ごみの分け方便利帳」、旬な情報を周知する「ごみ情報誌」を定期的に発行します。



図 3-45 「ごみの分け方便利帳」と「ごみのカレンダー」

## ⑥-（５）生ごみの減量化・たい肥化

生ごみには約80%の水分が含まれており、水切りの徹底によりごみ量が大幅に減量できるため、水切りについてSNS等で推奨するとともに、生ごみたい肥化のための資材の交付を継続します。

さらに、様々な生活環境に対応するため、トートバッグ型コンポストを活用した生ごみ減量化効果の実証事業を行います。

スーパーマーケットや社員食堂等の事業者を対象に、大型生ごみ処理機導入の支援も継続するほか、学校などの公共施設から発生する生ごみについては、民間事業者を活用するなど、率先して資源化を図ります。



図 3-46 生ごみ堆肥化セットとイベントでの配布の様子

## ⑥-（６）イベント等における３Ｒの推進

祭りや行事などのイベントにおいては、一時的に大量のごみが発生します。イベントの主催者に対し、リユース食器の使用やエコバッグ持参の呼びかけなど、発生するごみを少なくする手法について啓発を行います。

また、イベント主催者がごみを適切に管理できるよう、分別の種類や処理方法についての基準を定め、周知を行います。



図 3-47  
イベントでのごみの分別の様子

## ⑥-（７）環境教育の推進

環境教育として、これまで実施してきたごみの減量出前講座、新環境クリーンセンター工場棟見学等を継続します。

ごみの減量出前講座は、ごみの減量や分別、食品ロス、海洋プラスチック問題など、ごみについて幅広く学ぶことができる講座内容とします。これまで、主に小学生と中学生を対象として実施してきましたが、対象者を幼児にも拡大し、その家庭を含めた幅広い世代への環境教育を推進します。

また、市民団体と協働で、暮らしの中でリデュースやリユースを実践することで家計の負担を軽くできることを伝えるなど、家庭での３Ｒを推進する講座を開催します。



図 3-48 ごみの減量出前講座の様子

## ⑥-（８）事業系ごみにおける３Ｒの推進

### １）事業系ごみの分別・適正排出に関する啓発

本市で処理を受け入れる事業系ごみの品目等について、パンフレットを作成し、啓発を行います。パンフレットには、事業系ごみを家庭系ごみのステーションに排出することはできないことなどを掲載し、事業系ごみの適正排出を促進します。

### ２）事業系ごみ処理料金の見直しの検討

事業系ごみ処理料金について、適正な処理料金を維持していくために、必要に応じて料金見直しについての検討を行います。

### 3) 「事業系一般廃棄物減量化等計画書」等の提出依頼・指導

事業系一般廃棄物の月平均排出量が3,000kgを超える事業者などに対しては、「富士市事業系一般廃棄物の減量化等に関する指導要綱」に基づき、引き続き「事業系一般廃棄物減量化等計画書」等の提出を求め、必要に応じて立入検査による指導を行います。

### 4) 事業系ごみの搬入検査

新環境クリーンセンターに事業系ごみを搬入する許可業者に対して、定期的に搬入検査を行います。産業廃棄物などの搬入禁止物や古紙などの資源化可能物の混入状況を確認し、必要に応じて許可業者への指導や排出事業所への立入指導を行います。

また、指導により排出状況に改善が見られない場合には、受入を一時停止するなど、事業系ごみの減量及び分別徹底の強化を図ります。



図 3-49 事業系ごみ搬入検査の実施状況

### 5) 事業系剪定枝の資源化

事業者が排出する資源化可能な剪定枝については、新環境クリーンセンターにおいて事業系ごみとしての受け入れは行わず、今後も引き続き資源物として受け入れます。

回収した剪定枝は新環境クリーンセンターにおいてチップ・ミンチ化し、市民に無料で配布します。



図 3-50 剪定枝から作ったチップ

## ⑥- (9) 分別・リサイクルの推進

### 1) 家庭系ごみの分別状況の調査

家庭系ごみの分別状況等を調査するため、引き続き「家庭系ごみの組成分析調査」を実施します。



図 3-51 家庭系ごみの組成分析調査状況

## 2) 家庭系ごみの指定ごみ袋製の継続

市民の排出者責任と分別意識を醸成するため、「燃えるごみ専用袋」と「資源物専用袋」の利用を引き続き継続し、ごみの適正排出と分別を推進します。



図 3-5 2 家庭系ごみの指定ごみ袋

## 3) プラスチック一括回収実証実験の検討

現在、本市では家庭から排出されるプラスチックについては、容器包装リサイクル法の対象であるプラスチック製容器包装のみを分別・収集しています。容器包装以外のプラスチック（以下、「製品プラスチック」とします。）については、燃えるごみとして収集・処理をしています。

令和4年のプラスチック資源循環法の施行を受け、資源の有効活用や燃えるごみの減量につなげるべく、これまで分別収集していなかった製品プラスチックについても資源化を目指します。

まずは、製品プラスチックの分別収集に伴う新たな費用負担や分別不適物の混入などの課題を明確にするため、市内の一部地区において製品プラスチックの分別収集・資源化に係るモデル事業を実施します。そこから排出量などの基礎データを収集し、収集方法やリサイクルの手法等について検討を進めます。

## 基本施策⑦ 誰も取り残さないごみ処理体制の構築

### 本市のこれまでの取組と課題

時代の変化に対応したごみ処理体制の構築が求められています。

本市は、「SDGs 未来都市」として、SDGs の理念に沿った取組を総合的に推進することにより、持続可能な社会を目指しています。本市の最上位計画である「富士市第六次総合計画」では、「SDGs という世界共通のものさしで地域全体を見つめ、解決すべき地域の課題を発見し、本市の特徴や強みを活かして、多角的な視点から課題の解決を図ります。」としています。

ごみ処理分野においても、急速に進む少子高齢化や、増加傾向にある外国人居住者、多様化するライフスタイルなどにより、従来のごみ処理体制では対応できない市民が増えており、時代の変化に対応したごみ処理体制の検討が急務となっています。

ごみを出すことは、誰にとっても生活する上で欠かせない要素です。すべての市民が、住みやすい豊かな生活を送ることができるよう、ごみを出すことが困難な市民への対応を強化することが求められます。



SDGs 未来都市 富士市

図 3-5 3 SDGs 未来都市のアイコン

### 今後の具体的な取組

情報発信を強化し、すべての市民が安心してごみ出しができるようにします。

誰も取り残さないごみ処理体制の構築に向けて、情報を的確に発信できるよう本市の実態にあった取組を行います。その上で、時代の変化に対応したごみ処理体制について検討します。

#### ⑦-（１）多様な手法による情報発信の継続

ごみの出し方やごみの収集日などの情報は、全ての市民に届けなければなりません。アプリ（「さんあ〜る」）やウェブサイト、SNS 等のデジタル技術を活用した情報発信を強化する一方で、ごみのカレンダーやごみの分け方便利帳をはじめとする紙媒体による情報発信についても引き続き実施します。

また、情報媒体による発信に限らず、ふじさんエコトピアや講座、イベント等における情報発信を行います。

## ⑦-（２）対象を明確化した情報発信の強化

### １）外国人居住者への情報発信

増加傾向にある外国人居住者にごみの出し方や分別について周知するため、ごみに関する講座の開催や、「さんあ〜る」やごみのカレンダー等の多言語対応を引き続き行うとともに、対応する言語についても外国人居住者の動態に合わせて検討を行います。

また、ステーションの管理においても、多言語で表記した看板を作成し町内会（区）に配布するなど、外国人居住者が安心してごみ出しができるように支援を行います。



図 3-5 4 英語版ごみのカレンダー

### ２）その他の対象への情報発信

市外からの転入者に対して、本市のごみ処理方法を周知するため、転入手続き時に本市のごみの分別に関する情報や資材を配布します。

観光客に対しては、ごみの適正排出やポイ捨て禁止を促すための情報発信や、ごみを出さない手法について、民間事業者との連携を含めて検討します。

事業者に対しては、事業系ごみの分別や減量・資源化のガイドブックを作成し配布するなど、本市のごみ減量化施策等への協力を呼びかけます。

## ⑦-（３）社会状況及び多様な生活スタイルに対応したごみ収集体制の検討

ごみ出しが困難な高齢者及び障害者のみの世帯を対象として、粗大ごみの戸別回収事業を継続して実施するとともに、対象品目の拡大についても検討します。

また、高齢などにより自身でごみ出しができない市民の支援者が、代わりにごみ出しがしやすい環境づくりとして、指定の時間以降でもごみ出しができるような制度について検討します。

そのほか、多様なライフスタイルに対応したごみ収集体制についても検討します。

## 基本施策⑧ 安全で適正なごみ処理に関する取組

### 本市のこれまでの取組と課題

時代の流れや技術の進歩に対応したごみ処理が求められています。

本市ではこれまで、令和2年10月に竣工した新環境クリーンセンターを中心に、一般廃棄物及び資源物の適正処理を行ってきました。

#### 新環境クリーンセンター運営

新環境クリーンセンターでは、ごみの焼却に伴う熱エネルギーを回収し電気や温水をつくるサーマルリサイクルを行っています。電気や温水は施設内で活用するほか、余った電気は売電するなど、脱炭素化に貢献しています。今後も、国や静岡県の動向を注視しながら、先進的なリサイクル技術などの導入検討や研究開発を進め、時代の流れに順応した資源循環の在り方を検討していく必要があるほか、ごみ処理分野における温室効果ガス発生量の低減に努める必要があります。



図 3-55 新環境クリーンセンター

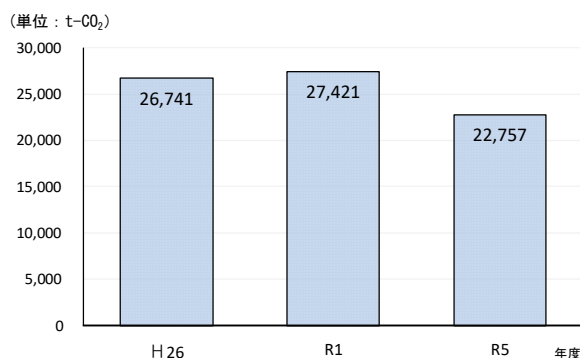


図 3-56 一般廃棄物焼却に伴う温室効果ガスの排出量の推移

#### 一般廃棄物処分業の許可

一般廃棄物を安全かつ適正に処理することは市の責務です。本市では、一般廃棄物を安全かつ適正に処理するために、収集運搬・中間処理・最終処分の各段階で、市では対応しきれない範囲を民間事業者に許可を与え業務を委託することで、円滑にごみ処理ができる体制を整えてきました。

表 3-4 本市の許可事業者数

| 許可の種類       | 許可事業者数 |
|-------------|--------|
| 一般廃棄物の収集運搬業 | 49     |
| 一般廃棄物の処分業   | 6      |

#### 安全なごみ処理体制

ごみ処理施設の長寿命化や安全な処理に資するため、分別指導の徹底や処理困難物の処理など、安全なごみ処理体制を構築してきました。最終処分については、公社へ委託し埋立処分を行っていますが、これまで埋立量の大半を占めていた焼却灰の再資源化を開始するなど、埋立量の最小化に努めてきました。近年ではプラスチック資源循環法の施行や2050年カーボンニュートラル宣言といった社会情勢の変化により、適正処理はもとより、環境への影響を配慮したごみ処理体制の構築が求められています。

## 災害への対応

東日本大震災においては、多くの災害廃棄物が発生している一方で、廃棄物処理施設の機能が停止する事例もありました。平成 28 年の熊本地震、令和 6 年の能登半島地震など、大規模な震災が頻発し、さらには南海トラフ地震などの大規模地震が予測される近年においては、今後起こり得る大規模災害により新環境クリーンセンターの機能が停止した場合の対策を講じる必要があります。

## 今後の具体的な取組

### 安全・適正で持続可能なごみ処理体制を目指します。

新環境クリーンセンターを長く使用するため、安全で適正なごみ処理を継続しながら、適正排出の推進、災害や社会情勢の変化への対応、新たな技術の調査・検討など、持続可能なごみ処理体制を確立するための施策を実施します。

#### ⑧-（１）適正排出の推進

適正なごみの排出を促すために、ステーションに出されたごみの収集時に明らかに分別状況が悪いごみ袋に対しては、違反シールの貼付や取り残しの対応をすることで適正排出を促します。



図 3-57 リチウムイオン電池が原因とみられる火災



図 3-58 小型家電回収ボックス

また、処理が困難とされているものについても、市の責任において適正処理ができる体制の構築を目指します。特にリチウムイオン電池等の小型充電式電池については、家電等から取り外せず、そのまま排出されてしまうことが増えています。収集運搬車両や処理施設における爆発・火災事故につながりやすいことから、小型家電回収ボックスによる拠点回収を推進するとともに、安全な収集体制を構築し、適正な排出方法についての周知徹底を図ります。

#### ⑧-（２）新環境クリーンセンター運営

新環境クリーンセンターを安心・安全で持続可能なごみ処理施設として運営していくため、24 時間監視しながら、環境負荷を抑えた焼却処理及び排ガス処理を行います。

また、廃棄物を焼却する際に発生する熱を利用したサーマルリサイクルを行い、発電した電気を地域 PPS(\*)に売却することや、温水の熱源として利用し場内の温浴施設において活用することで、エネルギーの地産地消を継続します。

さらに、脱炭素社会の実現に向けて、新環境クリーンセンター運営事業者と連携したバイオマス燃料の使用や先進技術の導入等の検討を行うほか、デジタル技術の活用を推進します。

(\*) PPS: 「Power Producer and Supplier (特定規模電気事業者)」の略。地域内で発電及び供給を行うものであって、エネルギーの地産地消に取り組む電力会社のこと。

### ⑧-（３）一般廃棄物処分業許可

一般廃棄物は市が責任を持って収集運搬・処分（中間処理、最終処分）を行うこととされています。しかし、市だけでは全ての一般廃棄物の収集運搬・処分を行うことは困難であり、市がまかないきれない範囲を民間事業者に業の許可を与えることで、市に代わり一般廃棄物の収集や処理を行っています。

一般廃棄物処分業の許可については、一般廃棄物の発生量が現在の処理施設の処理能力を上回る見込みがないことから、基本的には新たな許可は行わないものとします。ただし、本市が必要と認める場合については、新たな許可の付与についても必要に応じて検討します。

### ⑧-（４）一般廃棄物収集運搬業許可

一般廃棄物収集運搬業の許可について、一般廃棄物の収集量が現在の収集体制による能力を上回る見込みがないことから、基本的には新たな許可は行わないものとします。

### ⑧-（５）新たなごみ処理体制・手法・制度等の研究

#### １）環境配慮型車両の導入検討

本市が所有する収集運搬車両について、環境に配慮した電気自動車等の導入を検討します。

#### ２）脱炭素化に向けた調査・研究

本計画の計画期間内に、2050 年カーボンニュートラルに向けた中間目標年度となる 2030 年を迎えることとなります。これを踏まえ、ごみ処理分野における脱炭素化に向けた取組について、先進事例等の調査・研究を行います。

#### ３）新たなリサイクル品目の研究・検討

現在、燃えるごみや埋立ごみ等、資源物としてリサイクルしていない品目について、新たなリサイクルができないか、研究・検討を行います。

埋立ごみや粗大ごみとして収集し、破碎処理後にリサイクルできずに埋立処分を行っている不燃残渣のリサイクルについて研究・検討を行います。

また、使用済み紙おむつをはじめとする先進的なリサイクルの手法については、国内外問わず先進事例を調査し、本市における導入可能性についての検討を行います。

#### ４）ペットボトル水平リサイクルの検討

使用済みペットボトルを新たなペットボトルに再生することを「水平リサイクル」といいます。これにより、ペットボトルを資源として何度も活用することができ、化石燃料の使用量削減と CO<sub>2</sub> の削減に寄与することが期待されます。他自治体や民間事業者の事例を研究し、本市における導入可能性を検討します。

## 5) 粗大ごみの有料化の検討

粗大ごみの排出を抑制するため、これまでのごみ減量施策に加え、民間事業者のリユースサービス（売却・譲渡）の利用を推進します。リユースサービスを利用することで、不要品を処分せずに売却できる可能性があることや、自宅までの出張買取サービスなどもあることから、市民が自ら進んでリユースに取り組むことが期待でき、粗大ごみの排出の抑制にもつながります。

今後の粗大ごみの排出状況について注視し、粗大ごみの排出量に施策の効果が見られない場合、減量化の手法の1つとして、粗大ごみ処理の有料化について検討を行います。

## 6) 最終処分量の削減と適正処理

最終処分については、公社への委託を継続します。しかし、公社の最終処分場の残余容量にも限りがあることから、今後も可能な限り最終処分量を削減することが求められます。これまで実施してきた焼却灰の再資源化を引き続き実施するとともに、埋立処理をしている品目について、新たなリサイクルに関する研究を行います。

また、公社による次期最終処分場の整備について、市民から環境への影響に関し不安の声が寄せられていることから、公社に対し適切に指導を行うとともに、中長期的な視点での安定的な最終処分体制の検討を行います。

## 7) 国・県・周辺自治体との連携

ごみ処理分野における社会情勢は年々変化しているため、国及び静岡県との連携も図りつつ、常に最新の情報について確認し、必要な対応を図ります。

また、周辺自治体とも連携し、中長期的なごみ処理施設の集約化等の可能性についても検討します。

## ⑧-（6）災害廃棄物への対応

「災害廃棄物処理計画」について、定期的に見直しを行います。また、より詳細な対応を記した災害時対応マニュアルの作成も検討するとともに、発災時の対応が後手に回らないようにするために、災害時を想定した訓練について平常時からの実施を検討するほか、国及び静岡県が実施する災害廃棄物対応に関わる演習の参加を検討します。

さらに、災害廃棄物の収集運搬を円滑に行うため、各町内会（区）と連携し、災害時臨時集積所の設定を進めます。

加えて、近年、地震や水害などの災害が頻発化・激甚化していることを踏まえ、災害発生時に新環境クリーンセンターや公社の処理機能が停止してしまった場合も見据え、近隣の自治体にとどまらず遠方の自治体や廃棄物関係事業者団体等との広域的な相互協力関係の構築に努めます。



図 3-59 静岡市清水区への  
収集支援（令和4年度）

## 第4章 計画の推進体制

### 第1節 計画推進・進捗管理計画

本計画の進捗管理については、前計画に引き続き Plan（計画の策定）、Do（実行）、Check（評価）、Act（見直し）の PDCA サイクルにて見直しを図ります。なお、実施計画に基づき、着手した施策については毎年 PDCA サイクルを実施し、施策の実施内容について適宜見直しを行います。

表 4-1 PDCA サイクルの内容

| 項目 |             | 内容                           |
|----|-------------|------------------------------|
| 前期 | Plan（計画の策定） | 本計画及び前期実施計画の策定をする。           |
|    | Do（実行）      | 本計画及び前期実施計画に基づき、施策を実行する。     |
|    | Check（評価）   | 実行した施策の評価を行う。                |
|    | Act（見直し）    | 前期実施計画の評価結果を踏まえ、後期実施計画を策定する。 |
| 後期 | Plan（計画の策定） | 後期実施計画に基づき、施策を実行する。          |
|    | Do（実行）      | 実行した施策の評価を行う。                |
|    | Check（評価）   | 後期実施計画の評価結果を踏まえ、次期基本計画を策定する。 |
|    | Act（見直し）    |                              |



図 4-1 PDCA サイクル

## 第2節 計画推進スケジュール

本計画における施策については、次のスケジュールにて実施することで、計画を推進していきます。

表 4-2 施策の実施スケジュール（青：前期実施計画、赤：後期実施計画）

| 基本施策                         | 個別施策                             | 年度     |        |        |         |         |         |         |         |         |         |  |
|------------------------------|----------------------------------|--------|--------|--------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|--|
|                              |                                  | R<br>7 | R<br>8 | R<br>9 | R<br>10 | R<br>11 | R<br>12 | R<br>13 | R<br>14 | R<br>15 | R<br>16 |  |
| ①デジタルを活用した効率的なごみ処理の実現        | (1) デジタル技術を活用した情報発信              |        |        |        |         | ▶       |         |         |         |         | ▶       |  |
|                              | (2) アプリを活用したごみの減量の推進             |        |        |        |         | ▶       |         |         |         |         | ▶       |  |
|                              | (3) リサイクルマップの作成                  |        |        |        |         | ▶       |         |         |         |         | ▶       |  |
|                              | (4) ごみ処理分野における手続きの電子化の推進         |        |        |        |         | ▶       |         |         |         |         | ▶       |  |
|                              | (5) 収集運搬へのデジタル技術の導入              |        |        |        |         | ▶       |         |         |         |         | ▶       |  |
| ②紙をつくるまちから紙を大切に<br>するまちへ     | (1) 紙のリデュースの推進(不要な紙を使わない・受け取らない) |        |        |        |         | ▶       |         |         |         |         | ▶       |  |
|                              | (2) 町内会(区)との協働による古紙回収制度の継続       |        |        |        |         | ▶       |         |         |         |         | ▶       |  |
|                              | (3) 民間事業者による古紙回収の推進              |        |        |        |         | ▶       |         |         |         |         | ▶       |  |
|                              | (4) 事業系古紙のリサイクルの徹底               |        |        |        |         | ▶       |         |         |         |         | ▶       |  |
|                              | (5) 古紙の集団回収の推進                   |        |        |        |         | ▶       |         |         |         |         | ▶       |  |
|                              | (6) その他の紙の分別推進                   |        |        |        |         | ▶       |         |         |         |         | ▶       |  |
|                              | (7) プラスチックに代わる紙製品の研究・導入の推進       |        |        |        |         | ▶       |         |         |         |         | ▶       |  |
| ③「みんなでなくそう食品ロス」の推進           | (1) 食品ロス量の把握に向けた組成分析調査の実施        |        |        |        |         | ▶       |         |         |         |         | ▶       |  |
|                              | (2) 事業系食品ロスの削減                   |        |        |        |         | ▶       |         |         |         |         | ▶       |  |
|                              | (3) 食品ロス削減等に関する講座の開催             |        |        |        |         | ▶       |         |         |         |         | ▶       |  |
|                              | (4) 食品ロス削減に関するイベントの開催            |        |        |        |         | ▶       |         |         |         |         | ▶       |  |
|                              | (5) フードドライブの推進                   |        |        |        |         | ▶       |         |         |         |         | ▶       |  |
|                              | (6) 食品ロス削減強化月間の継続                |        |        |        |         | ▶       |         |         |         |         | ▶       |  |
|                              | (7) 日常生活における食品ロス削減の推進            |        |        |        |         | ▶       |         |         |         |         | ▶       |  |
| ④行政・市民・事業者が連携した<br>ごみ処理体制の構築 | (1) 町内会(区)と連携したステーションの管理体制の継続    |        |        |        |         | ▶       |         |         |         |         | ▶       |  |
|                              | (2) 事業者と連携した3Rの推進                |        |        |        |         | ▶       |         |         |         |         | ▶       |  |
|                              | (3) 市民団体との連携                     |        |        |        |         | ▶       |         |         |         |         | ▶       |  |
| ⑤豊かな自然環境を未来へつなぐ取組            | (1) 不法投棄の未然防止策の推進及び早期発見体制の整備     |        |        |        |         | ▶       |         |         |         |         | ▶       |  |
|                              | (2) 不法投棄に関する情報発信                 |        |        |        |         | ▶       |         |         |         |         | ▶       |  |
|                              | (3) 不法投棄(ポイ捨て)に関する環境教育の実施        |        |        |        |         | ▶       |         |         |         |         | ▶       |  |
|                              | (4) 不適切処理の防止                     |        |        |        |         | ▶       |         |         |         |         | ▶       |  |
|                              | (5) 美化活動の推進                      |        |        |        |         | ▶       |         |         |         |         | ▶       |  |
|                              | (6) 海洋ごみ問題への取組                   |        |        |        |         | ▶       |         |         |         |         | ▶       |  |

| 基本施策                | 個別施策                              | 年度     |        |        |         |         |         |         |         |         |         |
|---------------------|-----------------------------------|--------|--------|--------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
|                     |                                   | R<br>7 | R<br>8 | R<br>9 | R<br>10 | R<br>11 | R<br>12 | R<br>13 | R<br>14 | R<br>15 | R<br>16 |
| ⑥ 3 R の推進に向けた取組     | (1) 日常生活におけるリデュースの推進              |        |        |        |         | ▶       | ▶       | ▶       | ▶       | ▶       | ▶       |
|                     | (2) 所有（購入）から共有（レンタル）への意識転換        |        |        |        |         | ▶       | ▶       | ▶       | ▶       | ▶       | ▶       |
|                     | (3) リユースの推進                       |        |        |        |         | ▶       | ▶       | ▶       | ▶       | ▶       | ▶       |
|                     | (4) ごみの分別や排出方法に関する周知              |        |        |        |         | ▶       | ▶       | ▶       | ▶       | ▶       | ▶       |
|                     | (5) 生ごみの減量化・たい肥化                  |        |        |        |         | ▶       | ▶       | ▶       | ▶       | ▶       | ▶       |
|                     | (6) イベント等における 3 R の推進             |        |        |        |         | ▶       | ▶       | ▶       | ▶       | ▶       | ▶       |
|                     | (7) 環境教育の推進                       |        |        |        |         | ▶       | ▶       | ▶       | ▶       | ▶       | ▶       |
|                     | (8) 事業系ごみにおける 3 R の推進             |        |        |        |         | ▶       | ▶       | ▶       | ▶       | ▶       | ▶       |
|                     | (9) 分別・リサイクルの推進                   |        |        |        |         | ▶       | ▶       | ▶       | ▶       | ▶       | ▶       |
| ⑦ 誰も取り残さないごみ処理体制の構築 | (1) 多様な手法による情報発信の継続               |        |        |        |         | ▶       | ▶       | ▶       | ▶       | ▶       | ▶       |
|                     | (2) 対象を明確化した情報発信の強化               |        |        |        |         | ▶       | ▶       | ▶       | ▶       | ▶       | ▶       |
|                     | (3) 社会状況及び多様な生活スタイルに対応したごみ収集体制の検討 |        |        |        |         | ▶       | ▶       | ▶       | ▶       | ▶       | ▶       |
| ⑧ 安全で適正なごみ処理に関する取組  | (1) 適正排出の推進                       |        |        |        |         | ▶       | ▶       | ▶       | ▶       | ▶       | ▶       |
|                     | (2) 新環境クリーンセンター運営                 |        |        |        |         | ▶       | ▶       | ▶       | ▶       | ▶       | ▶       |
|                     | (3) 一般廃棄物処分業許可                    |        |        |        |         | ▶       | ▶       | ▶       | ▶       | ▶       | ▶       |
|                     | (4) 一般廃棄物収集運搬業許可                  |        |        |        |         | ▶       | ▶       | ▶       | ▶       | ▶       | ▶       |
|                     | (5) 新たなごみ処理体制・手法・制度等の研究           |        |        |        |         | ▶       | ▶       | ▶       | ▶       | ▶       | ▶       |
|                     | (6) 災害廃棄物への対応                     |        |        |        |         | ▶       | ▶       | ▶       | ▶       | ▶       | ▶       |

## 資料編

1. 平成 26 年度から令和 16 年度までの排出量（実績及び将来推計値）
2. ごみ処理経費
3. 富士市ごみ処理基本計画 2015-2024 における施策と実施状況
4. 本編に示すグラフのデータ詳細
5. 世論調査の結果
6. 諮問及び答申
7. 富士市廃棄物減量化等推進審議会委員名簿
8. 清掃事業概要年報
9. 用語集

# 1. 平成 26 年度から令和 16 年度までの排出量（実績及び将来推計値）

表 1 平成 26 年度から令和 5 年度までの年間の排出量

| ★発生量(tベース) |     |         |         |         |         |         |         |         |         |         | 実績 ←    |
|------------|-----|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 項目         | 単位  | H26     | H27     | H28     | H29     | H30     | R1      | R2      | R3      | R4      | R5      |
| 行政区域内人口    |     |         |         |         |         |         |         |         |         |         |         |
| 住民基本台帳登録人口 | 人   | 257,215 | 256,126 | 255,060 | 254,203 | 253,410 | 252,605 | 251,616 | 250,030 | 248,368 | 247,121 |
| 総ごみ量       | t/年 | 76,373  | 74,425  | 73,248  | 72,734  | 72,217  | 72,783  | 71,700  | 69,873  | 68,545  | 66,002  |
| 家庭系ごみ      | t/年 | 56,294  | 55,035  | 53,955  | 53,569  | 53,600  | 54,024  | 56,175  | 54,526  | 53,066  | 51,002  |
| 可燃ごみ       | t/年 | 45,432  | 44,171  | 43,634  | 43,260  | 43,243  | 43,665  | 45,619  | 44,579  | 43,593  | 41,764  |
| 収集量        | t/年 | 45,432  | 44,171  | 43,634  | 43,260  | 43,243  | 43,665  | 43,867  | 42,316  | 41,648  | 39,826  |
| 持込量        | t/年 | 0       | 0       | 0       | 0       | 0       | 0       | 1,752   | 2,263   | 1,945   | 1,938   |
| 埋立ごみ       | t/年 | 1,615   | 1,607   | 1,500   | 1,517   | 1,573   | 1,586   | 1,863   | 1,673   | 1,548   | 1,483   |
| 直接埋立       | t/年 | 29      | 31      | 26      | 27      | 31      | 30      | 35      | 43      | 39      | 36      |
| 破砕後埋立      | t/年 | 1,586   | 1,576   | 1,474   | 1,490   | 1,542   | 1,556   | 1,828   | 1,630   | 1,141   | 1,025   |
| 粗大可燃等      | t/年 | 0       | 0       | 0       | 0       | 0       | 0       | 0       | 0       | 368     | 422     |
| 罹災物        | t/年 | 169     | 99      | 62      | 137     | 1       | 63      | 72      | 103     | 83      | 168     |
| 資源物        | t/年 | 9,078   | 9,158   | 8,759   | 8,655   | 8,783   | 8,710   | 8,621   | 8,171   | 7,842   | 7,587   |
| びん         | t/年 | 1,728   | 1,705   | 1,788   | 1,764   | 1,689   | 1,595   | 1,474   | 1,372   | 1,423   | 1,499   |
| かん         | t/年 | 614     | 598     | 577     | 560     | 557     | 551     | 563     | 498     | 463     | 414     |
| 金属類        | t/年 | 799     | 864     | 863     | 900     | 959     | 1,053   | 1,190   | 1,090   | 961     | 907     |
| 古紙類        | t/年 | 2,694   | 2,379   | 2,273   | 2,004   | 1,909   | 1,836   | 1,417   | 1,398   | 1,190   | 1,080   |
| ペットボトル     | t/年 | 471     | 447     | 427     | 430     | 460     | 457     | 528     | 469     | 540     | 434     |
| 廃ブラ        | t/年 | 1,850   | 1,838   | 1,795   | 1,762   | 1,771   | 1,765   | 1,849   | 1,841   | 1,801   | 1,728   |
| 衣類・ふとん類等   | t/年 | 465     | 860     | 574     | 749     | 895     | 882     | 971     | 900     | 894     | 824     |
| 廃食用油       | t/年 | 22      | 28      | 29      | 29      | 28      | 28      | 20      | 10      | 19      | 15      |
| 小型家電・パソコン  | t/年 | 308     | 310     | 310     | 339     | 393     | 426     | 497     | 468     | 428     | 574     |
| 剪定枝        | t/年 | 55      | 58      | 52      | 44      | 46      | 39      | 29      | 34      | 36      | 32      |
| 電池類        | t/年 | 61      | 62      | 60      | 64      | 65      | 65      | 69      | 70      | 64      | 61      |
| コード類       | t/年 | 6       | 7       | 8       | 7       | 8       | 10      | 11      | 9       | 9       | 8       |
| その他（廃蛍光灯等） | t/年 | 4       | 3       | 3       | 3       | 3       | 3       | 3       | 12      | 14      | 11      |
| 事業系ごみ      | t/年 | 20,079  | 19,390  | 19,293  | 19,165  | 18,617  | 18,759  | 15,525  | 15,347  | 15,479  | 15,000  |
| 可燃ごみ       | t/年 | 19,188  | 18,534  | 18,445  | 18,402  | 17,762  | 17,930  | 14,810  | 14,792  | 14,987  | 14,553  |
| 収集量        | t/年 | 0       | 0       | 0       | 0       | 0       | 0       | 130     | 283     | 299     | 277     |
| 持込量        | t/年 | 19,188  | 18,534  | 18,445  | 18,402  | 17,762  | 17,930  | 14,680  | 14,509  | 14,689  | 14,276  |
| 不燃ごみ       | t/年 | 0       | 0       | 0       | 0       | 0       | 0       | 0       | 0       | 0       | 0       |
| 資源物        | t/年 | 891     | 856     | 848     | 763     | 855     | 829     | 715     | 555     | 492     | 447     |
| 剪定枝        | t/年 | 891     | 856     | 848     | 763     | 855     | 829     | 715     | 555     | 492     | 447     |

| ★発生量（g/人・日）  |         |       |        |       |       |       |       |        |        |        | 実績 ←   |
|--------------|---------|-------|--------|-------|-------|-------|-------|--------|--------|--------|--------|
| 項目           | 単位      | H26   | H27    | H28   | H29   | H30   | R1    | R2     | R3     | R4     | R5     |
| 総ごみ量         | g/(日・人) | 813   | 796    | 785   | 784   | 781   | 789   | 779    | 766    | 756    | 732    |
| 家庭系ごみ        | g/(日・人) | 600   | 588    | 580   | 577   | 580   | 586   | 612    | 597    | 586    | 565    |
| 可燃ごみ         | g/人・日   | 484   | 472    | 469   | 466   | 468   | 474   | 497    | 488    | 481    | 463    |
| 収集量          | g/人・日   | 484   | 472    | 469   | 466   | 468   | 474   | 478    | 464    | 459    | 442    |
| 持込量          | g/人・日   | 0     | 0      | 0     | 0     | 0     | 0     | 19     | 25     | 21     | 21     |
| 埋立ごみ         | g/人・日   | 17.2  | 17.2   | 16.1  | 16.3  | 17.0  | 17.2  | 20.3   | 18.3   | 17.1   | 16.4   |
| 直接埋立         | g/人・日   | 0.3   | 0.3    | 0.3   | 0.3   | 0.3   | 0.3   | 0.4    | 0.5    | 0.0    | 0.4    |
| 破砕後埋立        | g/人・日   | 16.9  | 16.9   | 15.8  | 16.1  | 16.7  | 16.9  | 19.9   | 17.9   | 12.6   | 11.4   |
| 粗大可燃等        | g/人・日   | 0.0   | 0.0    | 0.0   | 0.0   | 0.0   | 0.0   | 0.0    | 0.0    | 4.0    | 5.0    |
| 罹災物          | g/人・日   | 1.8   | 1.1    | 0.7   | 1.5   | 0.0   | 0.7   | 0.8    | 1.1    | 0.9    | 1.9    |
| 資源物          | g/人・日   | 97    | 98     | 94    | 93    | 95    | 94    | 94     | 90     | 87     | 84     |
| びん           | g/人・日   | 18    | 18     | 19    | 19    | 18    | 17    | 16     | 15     | 16     | 17     |
| かん           | g/人・日   | 7     | 6      | 6     | 6     | 6     | 6     | 6      | 5      | 5      | 5      |
| 金属類          | g/人・日   | 9     | 9      | 9     | 10    | 10    | 11    | 13     | 12     | 11     | 10     |
| 古紙類          | g/人・日   | 29    | 25     | 24    | 22    | 21    | 20    | 15     | 15     | 13     | 12     |
| ペットボトル       | g/人・日   | 5     | 5      | 5     | 5     | 5     | 5     | 6      | 5      | 6      | 5      |
| 廃ブラ          | g/人・日   | 20    | 20     | 19    | 19    | 19    | 19    | 20     | 20     | 20     | 19     |
| 衣類・ふとん類等     | g/人・日   | 5     | 9      | 6     | 8     | 10    | 10    | 11     | 10     | 10     | 9      |
| 廃食用油         | g/人・日   | 0     | 0      | 0     | 0     | 0     | 0     | 0      | 0      | 0      | 0      |
| 小型家電・パソコン    | g/人・日   | 3     | 3      | 3     | 4     | 4     | 5     | 5      | 5      | 5      | 6      |
| 剪定枝          | g/人・日   | 1     | 1      | 1     | 1     | 1     | 0     | 0      | 0      | 0      | 0      |
| 電池類          | g/人・日   | 1     | 1      | 1     | 1     | 1     | 1     | 1      | 1      | 1      | 1      |
| コード類         | g/人・日   | 0     | 0      | 0     | 0     | 0     | 0     | 0      | 0      | 0      | 0.1    |
| その他（廃蛍光灯等）   | g/人・日   | 0.00  | 0.00   | 0.00  | 0.00  | 0.00  | 0.00  | 0.00   | 0.10   | 0.20   | 0.10   |
| 総資源化量        | t/年     | 9,968 | 10,015 | 9,607 | 9,418 | 9,638 | 9,539 | 13,663 | 15,209 | 14,474 | 14,171 |
| 資源化率         | %       | 13.1% | 13.5%  | 13.1% | 13.0% | 13.3% | 13.1% | 19.1%  | 21.8%  | 21.1%  | 21.5%  |
| 資源化率（焼却灰を除く） | %       | 13.1% | 13.5%  | 13.1% | 12.9% | 13.3% | 13.1% | 13.0%  | 12.5%  | 12.2%  | 12.2%  |

※ 小数点以下の処理により総ごみ量の値とその内訳の値の合計が一致しないことがあります。

表 2 将来における排出量の単純推計値

| ★発生量(t/ベース) |     | → 将来推計値 |         |         |         |         |         |         |         |         |         |         |
|-------------|-----|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 項目          | 単位  | R6      | R7      | R8      | R9      | R10     | R11     | R12     | R13     | R14     | R15     | R16     |
| 行政区域内人口     |     |         |         |         |         |         |         |         |         |         |         |         |
| 住民基本台帳登録人口  | 人   | 245,891 | 244,618 | 243,273 | 241,842 | 240,319 | 238,708 | 237,179 | 235,565 | 233,864 | 232,097 | 230,268 |
| 総ごみ量        | t/年 | 66,494  | 66,090  | 65,815  | 65,426  | 65,336  | 64,781  | 64,466  | 64,132  | 63,910  | 63,413  | 62,951  |
| 家庭系ごみ       | t/年 | 51,156  | 50,752  | 50,477  | 50,088  | 49,998  | 49,443  | 49,128  | 48,794  | 48,572  | 48,075  | 47,613  |
| 可燃ごみ        | t/年 | 41,668  | 41,340  | 41,112  | 40,870  | 40,724  | 40,341  | 40,082  | 39,810  | 39,630  | 39,223  | 38,914  |
| 収集量         | t/年 | 39,868  | 39,554  | 39,336  | 39,105  | 38,965  | 38,598  | 38,351  | 38,090  | 37,918  | 37,529  | 37,233  |
| 持込量         | t/年 | 1,800   | 1,786   | 1,776   | 1,765   | 1,759   | 1,743   | 1,731   | 1,720   | 1,712   | 1,694   | 1,681   |
| 埋立ごみ        | t/年 | 1,530   | 1,518   | 1,510   | 1,500   | 1,583   | 1,569   | 1,559   | 1,547   | 1,540   | 1,525   | 1,513   |
| 直接埋立        | t/年 | 36      | 36      | 36      | 35      | 35      | 35      | 35      | 34      | 34      | 34      | 34      |
| 破砕後埋立       | t/年 | 1,089   | 1,080   | 1,074   | 1,068   | 1,135   | 1,124   | 1,117   | 1,109   | 1,104   | 1,093   | 1,084   |
| 粗大可燃等       | t/年 | 405     | 402     | 400     | 397     | 413     | 410     | 407     | 404     | 402     | 398     | 395     |
| 罹災物         | t/年 | 106     | 106     | 106     | 106     | 106     | 106     | 106     | 106     | 106     | 106     | 106     |
| 資源物         | t/年 | 7,852   | 7,788   | 7,749   | 7,612   | 7,585   | 7,427   | 7,381   | 7,331   | 7,296   | 7,221   | 7,080   |
| びん          | t/年 | 1,440   | 1,429   | 1,421   | 1,412   | 1,407   | 1,394   | 1,385   | 1,376   | 1,370   | 1,355   | 1,345   |
| かん          | t/年 | 522     | 518     | 515     | 512     | 510     | 505     | 502     | 499     | 496     | 491     | 487     |
| 金属類         | t/年 | 1,080   | 1,071   | 1,066   | 1,059   | 1,055   | 1,046   | 1,039   | 1,032   | 1,027   | 1,017   | 1,009   |
| 古紙類         | t/年 | 1,170   | 1,071   | 1,066   | 971     | 968     | 871     | 866     | 774     | 770     | 762     | 672     |
| ペットボトル      | t/年 | 468     | 464     | 462     | 459     | 457     | 453     | 450     | 447     | 445     | 441     | 437     |
| 廃プラ         | t/年 | 1,710   | 1,696   | 1,687   | 1,677   | 1,671   | 1,655   | 1,645   | 1,634   | 1,626   | 1,610   | 1,597   |
| 衣類・ふとん類等    | t/年 | 900     | 982     | 977     | 971     | 968     | 958     | 952     | 1,032   | 1,027   | 1,017   | 1,009   |
| 廃食用油        | t/年 | 22      | 21      | 21      | 21      | 21      | 21      | 21      | 21      | 21      | 20      | 20      |
| 小型家電・パソコン   | t/年 | 387     | 384     | 382     | 380     | 378     | 375     | 372     | 370     | 368     | 364     | 361     |
| 剪定枝         | t/年 | 42      | 42      | 42      | 41      | 41      | 41      | 41      | 40      | 40      | 40      | 40      |
| 電池類         | t/年 | 90      | 89      | 89      | 88      | 88      | 87      | 87      | 86      | 86      | 85      | 84      |
| コード類        | t/年 | 9       | 9       | 9       | 9       | 9       | 9       | 9       | 9       | 9       | 8       | 8       |
| その他（廃蛍光灯等）  | t/年 | 12      | 12      | 12      | 12      | 12      | 12      | 12      | 11      | 11      | 11      | 11      |
| 事業系ごみ       | t/年 | 15,338  | 15,338  | 15,338  | 15,338  | 15,338  | 15,338  | 15,338  | 15,338  | 15,338  | 15,338  | 15,338  |
| 事業系可燃ごみ     | t/年 | 14,786  | 14,786  | 14,786  | 14,786  | 14,786  | 14,786  | 14,786  | 14,786  | 14,786  | 14,786  | 14,786  |
| 収集量         | t/年 | 248     | 248     | 248     | 248     | 248     | 248     | 248     | 248     | 248     | 248     | 248     |
| 持込量         | t/年 | 14,538  | 14,538  | 14,538  | 14,538  | 14,538  | 14,538  | 14,538  | 14,538  | 14,538  | 14,538  | 14,538  |
| 不燃ごみ        | t/年 | 0       | 0       | 0       | 0       | 0       | 0       | 0       | 0       | 0       | 0       | 0       |
| 資源物         | t/年 | 552     | 552     | 552     | 552     | 552     | 552     | 552     | 552     | 552     | 552     | 552     |
| 剪定枝         | t/年 | 552     | 552     | 552     | 552     | 552     | 552     | 552     | 552     | 552     | 552     | 552     |

| ★発生量(g/人・日)  |       | → 将来推計値 |        |        |        |        |        |        |        |        |        |        |
|--------------|-------|---------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 項目           | 単位    | R6      | R7     | R8     | R9     | R10    | R11    | R12    | R13    | R14    | R15    | R16    |
| 総ごみ量         | g/日・人 | 739     | 740    | 741    | 741    | 742    | 743    | 744    | 745    | 746    | 749    | 749    |
| 家庭系ごみ        | g/日・人 | 568     | 568    | 568    | 567    | 568    | 567    | 567    | 567    | 567    | 567    | 566    |
| 可燃ごみ         | g/日・人 | 463     | 463    | 463    | 463    | 463    | 463    | 463    | 463    | 463    | 463    | 463    |
| 収集量          | g/人・日 | 443     | 443    | 443    | 443    | 443    | 443    | 443    | 443    | 443    | 443    | 443    |
| 持込量          | g/人・日 | 20      | 20     | 20     | 20     | 20     | 20     | 20     | 20     | 20     | 20     | 20     |
| 埋立ごみ         | g/人・日 | 17      | 17     | 17     | 17     | 18     | 18     | 18     | 18     | 18     | 18     | 18     |
| 直接埋立         | g/人・日 | 0.4     | 0.4    | 0.4    | 0.4    | 0.4    | 0.4    | 0.4    | 0.4    | 0.4    | 0.4    | 0.4    |
| 破砕後埋立        | g/人・日 | 12      | 12     | 12     | 12     | 13     | 13     | 13     | 13     | 13     | 13     | 13     |
| 粗大可燃等        | g/人・日 | 4.5     | 4.5    | 4.5    | 4.5    | 4.7    | 4.7    | 4.7    | 4.7    | 4.7    | 4.7    | 4.7    |
| 罹災物          | g/人・日 | 1       | 1      | 1      | 1      | 1      | 1      | 1      | 1      | 1      | 1      | 1      |
| 資源物          | g/人・日 | 87      | 87     | 87     | 86     | 86     | 85     | 85     | 85     | 85     | 85     | 84     |
| びん           | g/人・日 | 16      | 16     | 16     | 16     | 16     | 16     | 16     | 16     | 16     | 16     | 16     |
| かん           | g/人・日 | 6       | 6      | 6      | 6      | 6      | 6      | 6      | 6      | 6      | 6      | 6      |
| 金属類          | g/人・日 | 12      | 12     | 12     | 12     | 12     | 12     | 12     | 12     | 12     | 12     | 12     |
| 古紙類          | g/人・日 | 13      | 12     | 12     | 11     | 11     | 10     | 10     | 9      | 9      | 9      | 8      |
| ペットボトル       | g/人・日 | 5       | 5      | 5      | 5      | 5      | 5      | 5      | 5      | 5      | 5      | 5      |
| 廃プラ          | g/人・日 | 19      | 19     | 19     | 19     | 19     | 19     | 19     | 19     | 19     | 19     | 19     |
| 衣類・ふとん類等     | g/人・日 | 10      | 11     | 11     | 11     | 11     | 11     | 11     | 12     | 12     | 12     | 12     |
| 廃食用油         | g/人・日 | 0.2     | 0.2    | 0.2    | 0.2    | 0.2    | 0.2    | 0.2    | 0.2    | 0.2    | 0.2    | 0.2    |
| 小型家電・パソコン    | g/人・日 | 4       | 4      | 4      | 4      | 4      | 4      | 4      | 4      | 4      | 4      | 4      |
| 剪定枝          | g/人・日 | 0.5     | 0.5    | 0.5    | 0.5    | 0.5    | 0.5    | 0.5    | 0.5    | 0.5    | 0.5    | 0.5    |
| 電池類          | g/人・日 | 1       | 1      | 1      | 1      | 1      | 1      | 1      | 1      | 1      | 1      | 1      |
| コード類         | g/人・日 | 0.1     | 0.1    | 0.1    | 0.1    | 0.1    | 0.1    | 0.1    | 0.1    | 0.1    | 0.1    | 0.1    |
| その他（廃蛍光灯等）   | g/人・日 | 0.13    | 0.13   | 0.13   | 0.13   | 0.13   | 0.13   | 0.13   | 0.13   | 0.13   | 0.13   | 0.13   |
| 事業系ごみ        | g/日・人 | 171     | 172    | 173    | 174    | 174    | 176    | 177    | 178    | 179    | 182    | 183    |
| 可燃ごみ         | g/日・人 | 165     | 166    | 167    | 168    | 168    | 170    | 171    | 172    | 173    | 175    | 176    |
| 収集量          | g/日・人 | 3       | 3      | 3      | 3      | 3      | 3      | 3      | 3      | 3      | 3      | 3      |
| 持込量          | g/日・人 | 162     | 163    | 164    | 165    | 165    | 167    | 168    | 169    | 170    | 172    | 173    |
| 不燃ごみ         | g/日・人 | 0       | 0      | 0      | 0      | 0      | 0      | 0      | 0      | 0      | 0      | 0      |
| 資源物          | g/日・人 | 6       | 6      | 6      | 6      | 6      | 6      | 6      | 6      | 6      | 7      | 7      |
| 剪定枝          | g/日・人 | 6       | 6      | 6      | 6      | 6      | 6      | 6      | 6      | 6      | 7      | 7      |
| 総資源化量        | t/年   | 14,474  | 14,377 | 14,314 | 14,153 | 14,113 | 13,916 | 13,843 | 13,765 | 13,712 | 13,595 | 13,423 |
| 資源化率         | %     | 21.8%   | 21.8%  | 21.7%  | 21.6%  | 21.6%  | 21.5%  | 21.5%  | 21.5%  | 21.5%  | 21.4%  | 21.3%  |
| 資源化率（焼却灰を除く） | %     | 12.6%   | 12.6%  | 12.6%  | 12.5%  | 12.5%  | 12.3%  | 12.3%  | 12.3%  | 12.3%  | 12.3%  | 12.1%  |

※ 小数点以下の処理により総ごみ量の値とその内訳の値の合計が一致しないことがあります。

表 3 将来における排出量の推移（目標値）

| ★発生量(tベース)   |         | → 将来推計値 |         |         |         |         |         |         |         |         |         |         |
|--------------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 項目           | 単位      | R6      | R7      | R8      | R9      | R10     | R11     | R12     | R13     | R14     | R15     | R16     |
| 行政区域内人口      |         |         |         |         |         |         |         |         |         |         |         |         |
| 住民基本台帳登録人口   | 人       | 245,891 | 244,618 | 243,273 | 241,842 | 240,319 | 238,708 | 237,179 | 235,565 | 233,864 | 232,097 | 230,268 |
| 総ごみ量         | t/年     | 66,186  | 65,667  | 65,274  | 64,771  | 64,548  | 63,885  | 63,458  | 63,016  | 62,686  | 62,086  | 61,521  |
| 家庭系ごみ        | t/年     | 51,086  | 50,573  | 50,186  | 49,689  | 49,471  | 48,814  | 48,393  | 47,956  | 47,632  | 47,038  | 46,479  |
| 可燃ごみ         | t/年     | 41,496  | 40,999  | 40,603  | 40,196  | 39,884  | 39,343  | 38,925  | 38,497  | 38,160  | 37,606  | 37,149  |
| 収集量          | t/年     | 39,606  | 39,213  | 38,827  | 38,431  | 38,125  | 37,600  | 37,194  | 36,777  | 36,448  | 35,912  | 35,468  |
| 持込量          | t/年     | 1,890   | 1,786   | 1,776   | 1,765   | 1,759   | 1,743   | 1,731   | 1,720   | 1,712   | 1,694   | 1,681   |
| 埋立ごみ         | t/年     | 1,568   | 1,549   | 1,535   | 1,519   | 1,578   | 1,557   | 1,541   | 1,523   | 1,510   | 1,489   | 1,471   |
| 直接埋立         | t/年     | 36      | 36      | 36      | 35      | 35      | 35      | 35      | 34      | 34      | 34      | 34      |
| 破砕後埋立        | t/年     | 1,089   | 1,080   | 1,074   | 1,068   | 1,135   | 1,124   | 1,117   | 1,109   | 1,104   | 1,093   | 1,084   |
| 粗大可燃等        | t/年     | 443     | 433     | 425     | 416     | 408     | 398     | 389     | 380     | 372     | 362     | 353     |
| 罹災物          | t/年     | 106     | 106     | 106     | 106     | 106     | 106     | 106     | 106     | 106     | 106     | 106     |
| 資源物          | t/年     | 7,916   | 7,919   | 7,942   | 7,868   | 7,903   | 7,808   | 7,821   | 7,830   | 7,856   | 7,837   | 7,753   |
| びん           | t/年     | 1,440   | 1,429   | 1,421   | 1,412   | 1,407   | 1,394   | 1,385   | 1,376   | 1,370   | 1,355   | 1,345   |
| かん           | t/年     | 522     | 518     | 515     | 512     | 510     | 505     | 502     | 499     | 496     | 491     | 487     |
| 金属類          | t/年     | 1,080   | 1,071   | 1,066   | 1,059   | 1,055   | 1,046   | 1,039   | 1,032   | 1,027   | 1,017   | 1,009   |
| 古紙類          | t/年     | 1,194   | 1,120   | 1,138   | 1,067   | 1,087   | 1,014   | 1,031   | 961     | 980     | 993     | 925     |
| ペットボトル       | t/年     | 468     | 464     | 462     | 459     | 457     | 453     | 450     | 447     | 445     | 441     | 437     |
| 廃ブラ          | t/年     | 1,734   | 1,745   | 1,760   | 1,773   | 1,791   | 1,798   | 1,810   | 1,821   | 1,836   | 1,841   | 1,849   |
| 衣類・ふとん類等     | t/年     | 916     | 1,015   | 1,025   | 1,035   | 1,047   | 1,053   | 1,062   | 1,157   | 1,167   | 1,171   | 1,177   |
| 廃食用油         | t/年     | 22      | 21      | 21      | 21      | 21      | 21      | 21      | 21      | 21      | 20      | 20      |
| 小型家電・パソコン    | t/年     | 387     | 384     | 382     | 380     | 378     | 375     | 372     | 370     | 368     | 364     | 361     |
| 剪定枝          | t/年     | 42      | 42      | 42      | 41      | 41      | 41      | 41      | 40      | 40      | 40      | 40      |
| 電池類          | t/年     | 90      | 89      | 89      | 88      | 88      | 87      | 87      | 86      | 86      | 85      | 84      |
| コード類         | t/年     | 9       | 9       | 9       | 9       | 9       | 9       | 9       | 9       | 9       | 8       | 8       |
| その他（廃蛍光灯等）   | t/年     | 12      | 12      | 12      | 12      | 12      | 12      | 12      | 11      | 11      | 11      | 11      |
| 事業系ごみ        | t/年     | 15,100  | 15,094  | 15,088  | 15,082  | 15,077  | 15,071  | 15,065  | 15,059  | 15,054  | 15,048  | 15,042  |
| 可燃ごみ         | t/年     | 14,547  | 14,542  | 14,536  | 14,530  | 14,524  | 14,519  | 14,513  | 14,507  | 14,501  | 14,496  | 14,490  |
| 収集量          | t/年     | 244     | 244     | 243     | 243     | 243     | 243     | 243     | 243     | 243     | 243     | 243     |
| 持込量          | t/年     | 14,303  | 14,298  | 14,293  | 14,287  | 14,281  | 14,276  | 14,270  | 14,264  | 14,258  | 14,253  | 14,247  |
| 不燃ごみ         | t/年     | 0       | 0       | 0       | 0       | 0       | 0       | 0       | 0       | 0       | 0       | 0       |
| 資源物          | t/年     | 552     | 552     | 552     | 552     | 552     | 552     | 552     | 552     | 552     | 552     | 552     |
| 剪定枝          | t/年     | 552     | 552     | 552     | 552     | 552     | 552     | 552     | 552     | 552     | 552     | 552     |
| ★発生量(g/人・日)  |         | → 将来推計値 |         |         |         |         |         |         |         |         |         |         |
| 項目           | 単位      | R6      | R7      | R8      | R9      | R10     | R11     | R12     | R13     | R14     | R15     | R16     |
| 総ごみ量         | g/(日・人) | 735     | 735     | 735     | 734     | 733     | 733     | 733     | 733     | 732     | 733     | 733     |
| 家庭系ごみ        | g/(日・人) | 567     | 566     | 565     | 563     | 562     | 560     | 559     | 558     | 556     | 555     | 553     |
| 可燃ごみ         | g/人・日   | 461     | 459     | 457     | 455     | 453     | 452     | 450     | 448     | 446     | 444     | 442     |
| 収集量          | g/人・日   | 440     | 439     | 437     | 435     | 433     | 432     | 430     | 428     | 426     | 424     | 422     |
| 持込量          | g/人・日   | 21      | 20      | 20      | 20      | 20      | 20      | 20      | 20      | 20      | 20      | 20      |
| 埋立ごみ         | g/人・日   | 17.4    | 17.4    | 17.3    | 17.2    | 17.9    | 17.9    | 17.8    | 17.7    | 17.6    | 17.6    | 17.5    |
| 直接埋立         | g/人・日   | 0.4     | 0.4     | 0.4     | 0.4     | 0.4     | 0.4     | 0.4     | 0.4     | 0.4     | 0.4     | 0.4     |
| 破砕後埋立        | g/人・日   | 12.1    | 12.1    | 12.1    | 12.1    | 12.9    | 12.9    | 12.9    | 12.9    | 12.9    | 12.9    | 12.9    |
| 粗大可燃等        | g/人・日   | 4.9     | 4.9     | 4.8     | 4.7     | 4.6     | 4.6     | 4.5     | 4.4     | 4.3     | 4.3     | 4.2     |
| 罹災物          | g/人・日   | 1       | 1       | 1       | 1       | 1       | 1       | 1       | 1       | 1       | 1       | 1       |
| 資源物          | g/人・日   | 88      | 89      | 89      | 89      | 90      | 90      | 90      | 91      | 92      | 93      | 92      |
| びん           | g/人・日   | 16      | 16      | 16      | 16      | 16      | 16      | 16      | 16      | 16      | 16      | 16      |
| かん           | g/人・日   | 6       | 6       | 6       | 6       | 6       | 6       | 6       | 6       | 6       | 6       | 6       |
| 金属類          | g/人・日   | 12      | 12      | 12      | 12      | 12      | 12      | 12      | 12      | 12      | 12      | 12      |
| 古紙類          | g/人・日   | 13      | 13      | 13      | 12      | 12      | 12      | 12      | 11      | 11      | 12      | 11      |
| ペットボトル       | g/人・日   | 5       | 5       | 5       | 5       | 5       | 5       | 5       | 5       | 5       | 5       | 5       |
| 廃ブラ          | g/人・日   | 19      | 20      | 20      | 20      | 20      | 21      | 21      | 21      | 21      | 22      | 22      |
| 衣類・ふとん類等     | g/人・日   | 10      | 11      | 12      | 12      | 12      | 12      | 12      | 13      | 14      | 14      | 14      |
| 廃食用油         | g/人・日   | 0.2     | 0.2     | 0.2     | 0.2     | 0.2     | 0.2     | 0.2     | 0.2     | 0.2     | 0.2     | 0.2     |
| 小型家電・パソコン    | g/人・日   | 4.3     | 4.3     | 4.3     | 4.3     | 4.3     | 4.3     | 4.3     | 4.3     | 4.3     | 4.3     | 4.3     |
| 剪定枝          | g/人・日   | 0.5     | 0.5     | 0.5     | 0.5     | 0.5     | 0.5     | 0.5     | 0.5     | 0.5     | 0.5     | 0.5     |
| 電池類          | g/人・日   | 1.0     | 1.0     | 1.0     | 1.0     | 1.0     | 1.0     | 1.0     | 1.0     | 1.0     | 1.0     | 1.0     |
| コード類         | g/人・日   | 0.1     | 0.1     | 0.1     | 0.1     | 0.1     | 0.1     | 0.1     | 0.1     | 0.1     | 0.1     | 0.1     |
| その他（廃蛍光灯等）   | g/人・日   | 0.1     | 0.1     | 0.1     | 0.1     | 0.1     | 0.1     | 0.1     | 0.1     | 0.1     | 0.1     | 0.1     |
| 総資源化量        | t/年     | 14,500  | 14,452  | 14,433  | 14,317  | 14,319  | 14,168  | 14,137  | 14,101  | 14,092  | 14,015  | 13,884  |
| 資源化率         | %       | 21.9%   | 22.0%   | 22.1%   | 22.1%   | 22.2%   | 22.2%   | 22.3%   | 22.4%   | 22.5%   | 22.6%   | 22.6%   |
| 資源化率（焼却灰を除く） | %       | 12.8%   | 12.9%   | 13.0%   | 13.0%   | 13.1%   | 13.1%   | 13.2%   | 13.3%   | 13.4%   | 13.5%   | 13.5%   |

※ 小数点以下の処理により総ごみ量の値とその内訳の値の合計が一致しないことがあります。

## 2. ごみ処理経費

### 1) ごみ処理に伴う市の支出

表 4 令和5年度ごみ処理費用の詳細

(単位：円)

|         | 収集・運搬       | 中間処理          | 最終処分      | 全体            |
|---------|-------------|---------------|-----------|---------------|
| 総経費     | 820,866,460 | 1,362,929,656 | 6,232,864 | 2,190,028,981 |
| 取扱量 (t) | 48,285      | 66,853        | 36        | 69,243        |
| 1トン当たり  | 17,000      | 20,387        | 173,135   | 31,628        |
| 市民1人当たり | 3,322       | 5,515         | 25        | 8,862         |
| 1世帯当たり  | 7,382       | 12,257        | 56        | 19,696        |

|    |         |     |         |              |
|----|---------|-----|---------|--------------|
| 人口 | 247,121 | 世帯数 | 111,193 | (令和6年4月1日現在) |
|----|---------|-----|---------|--------------|

※小数点以下は四捨五入する。そのため、各項目の合計と全体の値は異なる場合がある。

※ごみの種類によって取扱量が異なるため、トン当たりの費用合計はそれぞれの費用の合計とは異なる。

表 5 市民1人当たりのごみ処理費用

(単位：円)

| 年度   | 収集・運搬費 | 中間処理費 | 埋立処理費 | 処理費用全体 |
|------|--------|-------|-------|--------|
| 平成30 | 3,123  | 3,914 | 786   | 7,823  |
| 令和元  | 3,125  | 3,931 | 795   | 7,851  |
| 令和2  | 3,371  | 4,078 | 375   | 7,824  |
| 令和3  | 3,322  | 3,724 | 52    | 7,098  |
| 令和4  | 3,608  | 4,651 | 53    | 8,313  |
| 令和5  | 3,322  | 5,515 | 25    | 8,862  |

※小数点以下は四捨五入とする。そのため、各項目の値と全体の値は異なる場合がある。

### 2) ごみ処理に伴う市の収入

表 6 令和5年度ごみ処理に伴う市の収入額

|              | 品目                    | 収入額 円       |
|--------------|-----------------------|-------------|
| 資源物の売払いによる収入 | びん（リユースびん）            | 342,891     |
|              | かん・金属                 | 54,044,643  |
|              | コード類                  | 2,929,311   |
|              | 小型家電                  | 22,559,868  |
|              | 衣類等・布団類               | 6,772,543   |
|              | 古紙                    | 5,346,323   |
|              | その他（小型二次電池、鉛電池、再生家具等） | 880,931     |
|              | 落じん灰売払い               | 606,980     |
| 拠出金          | PETの有償入策拠出金           | 25,925,088  |
| 手数料          | 一般廃棄物処理手数料            | 266,261,890 |
| 売電電力量料金      | 売電電力量料金               | 413,843,732 |
| 合計           |                       | 799,514,200 |

### 3. 富士市ごみ処理基本計画 2015-2024 における施策と実施状況

表 7 富士市ごみ処理基本計画 2015-2024 における施策と実施状況

| 施策の柱           | 施設の項目                | 施策の内容                                                     | 実施状況                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |
|----------------|----------------------|-----------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 3 R の啓発及び学習の推進 | (1) 地域を軸とした減量啓発・指導   | 地域を軸としたごみ減量推進体制を整え、地域ぐるみでごみ減量に取り組むことができる環境を整備する。          | <p>○富士市ごみマイスター制度<br/>地域においてごみの分別指導などを行うごみマイスターを認定し、ごみの分別を推進した。</p> <p>○市政いきいき講座の実施<br/>希望する市民や団体に、市政いきいき講座として、ごみの減量や3 Rの推進に関する講座を行った。</p> <p>○町内会による集積所管理・指導</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |
|                | (2) さまざまなメディア・ツールの活用 | さまざまなメディアや時代に合ったツールを活用し、ごみ減量の啓発やごみ処理施策の広報を行う。             | <p>○SNS等を利用した情報発信<br/>広報ふじや SNS「むすびん（食品ロス削減リーダー）Instagram」による情報発信</p> <p>○ごみのカレンダー及びごみの分け便利帳の作成・配布<br/>市外からの転入手続き時に配布するほか、市庁舎2階総合案内及び地区まちづくりセンター等にて配布している。令和6年度版ごみのカレンダーを、令和6年3月1日に全戸配布した。また、外国語版8言語の作成を行い、廃棄物対策課にて配布するとともに市ウェブサイト公開した。</p> <p>○ごみ分別アプリ「さんあ〜る」の啓発<br/>ごみのカレンダー、ごみの分け便利帳、ごみのお知らせ等の機能を備えたごみ分別アプリ「さんあ〜る」を運用し、市民にダウンロードするよう呼びかけた。また、外国語8言語に対応した。令和5年度末の累計ダウンロード数は27,189件になった。</p> <p>○「その他の紙」分別用の紙袋を配布<br/>市外から転入した世帯に、富士市特有の「その他の紙」の分別回収を周知するため、オリジナルの紙袋を配布した。</p> <p>○富士市環境衛生事業概要の作成<br/>本市のごみ処理の状況、し尿処理の状況、公衆衛生の状況をまとめた「富士市環境衛生事業概要」を発行した。関係者に配布をし、富士市公式ホームページで公開した。</p> <p>○ウォール・アート・プロジェクトの実施<br/>ポスター展の食品ロス削減部門で最優秀賞を受賞した小・中学生の作品をスキヤニングし、ふじさんエコトピア・ふじかぐやの湯（新環境クリーンセンター循環啓発棟）の南側調整池にラッピングし掲示した。また、その様子を市公式YouTubeチャンネルで動画配信し、啓発を行った。</p> <p>○ごみ情報誌「ふじ3 Rナビ」の発行<br/>ごみに関する情報を掲載した「ふじ3 Rナビ」を作成し、全戸配布を行っている。令和5年度は、7月1日、11月1日、2月1日に発行した。</p> |
|                | (3) 教育機関との連携         | 小学校・中学校等の教育機関と連携を取り、ごみ減量に関する出前講座などを開催し、ごみや環境に対する意識の醸成を図る。 | <p>○出前講座の開催<br/>ごみの出前講座では、ごみのサンプルを用いて実際に分別を行ってもらい、小中学校を対象とした体験型の講座の時間を設けている。令和5年度は小学校校17校、中学校4校のほか、放課後児童クラブや外国人講座などに対象を広げ、6講座を実施した。また、令和5年度は、新たに食品ロス削減をテーマとした講座を開催した。</p> <p>○新環境クリーンセンター工場棟の見学</p> <p>○ポイ捨て禁止、食品ロス削減ポスター展の実施</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |

|                  |                              |                                                                                                                                                                                                                                                                           |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |
|------------------|------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 3<br>Rの啓発及び学習の推進 | (4)<br>市民団体との連携・活動支援         | 環境啓発などを行う市民団体と連携をとり、効果的な啓発や学習活動を実施するとともに、活動を支援する。                                                                                                                                                                                                                         | <ul style="list-style-type: none"> <li>○エコフェスタの開催（新環境クリーンセンター所管）<br/>市民団体や企業等と連携し、環境啓発を目的としたイベントを開催した。</li> <li>○食品廃棄物削減講座の実施<br/>市民団体「富士友の会」に業務を委託し、食品廃棄物削減講座（机上講習型）を実施し計画期間中に26地区すべての地区で開催した。</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |
|                  | (5)<br>各種団体、他の行政機関との連携       | 事業所の団体や他の自治体と連携した効果的な啓発や学習活動を実施する。                                                                                                                                                                                                                                        | <ul style="list-style-type: none"> <li>○諸団体との連携<br/>諸団体との協働でキャンペーンを行い、ポスター展の食品ロス削減部門で最優秀賞を受賞した小学生の作品を使用したポスターを市内各所に掲示した。</li> <li>○事業所との連携<br/>市内40店舗に協力していただき、賞味期間が短いものから取る「てまえどり」の推奨活動を行った。また、スーパー等でポイ捨て禁止の啓発のためチラシの配布を行った。そのほか、静岡ガス株式会社と協力しエコ・クッキング講座（エコ・クッキングは東京ガス（株）の登録商標です）を令和5年度は7回実施した。</li> <li>○県との連携<br/>海洋プラスチック問題への啓発として、県と連携し田子の浦の海岸清掃運動を実施した。</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                                                                             |
|                  | (6)<br>各種イベントによる啓発           | 各種イベントへの出展などを継続的に実施し、効果的なごみ減量啓発を実施する。                                                                                                                                                                                                                                     | <ul style="list-style-type: none"> <li>○イベントでの出展<br/>緑と花の百科展やエコフェスタ、生活展、地区の文化祭等で堆肥化バケツの配布を行った。</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |
|                  | (7)<br>啓発・学習拠点の整備と運営方法の検討・実施 | 啓発・学習活動の常時実施できる拠点を整備し、効果的・効率的な運営方法を検討・実施する。                                                                                                                                                                                                                               | <ul style="list-style-type: none"> <li>○拠点の整備<br/>新環境クリーンセンターに循環啓発棟を整備し、啓発・学習活動を常時実施できる拠点とした。</li> <li>○効果的・効率的な運営方法<br/>クッキング講座、施設見学会等の市主催事業やビオトープ観察会、着物リメイク、おもちゃ病院等の市民団体共催事業を実施した。</li> <li>○施設利用者増加への取組<br/>ふじさんエコトピアの使用料について、環境啓発を目的に使用する場合に全額減免した。</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
| 家庭系ごみの減量と資源化     | (1)<br>資源物の分別徹底              | <p>【古紙】<br/>再生不適物として可燃ごみにしている感熱紙やシール、アルミ加工紙などをその他の紙として収集することにより、可燃ごみの減量を図る。また、指定袋による排出を可能とし、分別の徹底を図る。</p> <p>【衣類・布類】<br/>拠点回収を実施している衣類・布類について、指定袋による月1回のステーション回収を並行して実施し、収集量増加と可燃ごみへの混入率低下を図る。また、布団類を回収対象に加える。</p> <p>【プラスチック製容器包装】<br/>住民説明会や各種開発メディアを通じて分別徹底を呼びかける。</p> | <ul style="list-style-type: none"> <li>○衣類・布類について、指定袋による月1回のステーション回収を加えた。</li> <li>○布団類を回収対象に加えた。</li> <li>○ごみ組成分析調査による分別状況の把握</li> <li>○違反シールの貼付及び訪問指導の実施（新環境クリーンセンター）<br/>分別不適ごみの取り置き、違反シール貼付による啓発、訪問指導などを行った。</li> <li>○ごみ情報誌等による定期的な啓発</li> <li>○事業系一般廃棄物の搬入展開検査の実施</li> <li>○事業所向けごみ分別パンフレットの作成・配布</li> <li>○各地区のまちづくりセンター等を拠点とした小型家電の拠点回収</li> <li>○廃食用油の回収<br/>小学校で拠点回収を行い、飼料等にリサイクルし、売払金は小学校のPTAの収入とした。</li> <li>○転入者に対する「ごみの分け方便利帳」、「紙ひも」及び「その他の紙分別用の紙袋」の配布</li> <li>○排出方法の多様化<br/>「その他の紙」の排出方法を、「紙袋に入れる」、「紙ひもで縛る」及び「資源物専用袋に入れる」の方法で排出できるようにした。</li> <li>○協働型古紙回収事業の実施<br/>地区の回収に応じて報奨金を各地区に還元した。</li> <li>○ごみのカレンダー、便利帳、さんあ〜る、ラジオ、広報ふじによる啓発の実施</li> </ul> |

|              |                               |                                                                                                  |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |
|--------------|-------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 家庭系ごみの減量と資源化 | (2)<br>生ごみの減量と自家処理の推進         | 生ごみの水切りや食品廃棄物削減講座の推進などによる生ごみの減量、ダンボールコンポストや生ごみ処理機器などによる生ごみの自家処理推進などにより、可燃ごみの4割を占める生ごみの減量と資源化を図る。 | <ul style="list-style-type: none"> <li>○エコフェスタにおけるたい肥化バケツの配布<br/>10月にエコトピアで開催されるエコフェスタにて、市民団体「ごみを考える会」から来場者へ生ごみ堆肥化の紹介をしてもらい、バケツの配布を行ってもらった。(R4・R5)</li> <li>○食品ロス削減横断幕やポスターの掲示</li> <li>○食品廃棄物削減講座(クッキング講座、友の会講座)の実施</li> <li>○生ごみたい肥化用バケツ配布事業<br/>R3:195人、R4:207人、R5:119人に配布を行った。</li> <li>○食品ロス分(直接破棄)も含めた組成分析調査の実施<br/>可燃ごみの組成分析調査を実施し、食品ロス分(直接廃棄)を把握した。その結果、可燃ごみのうちR3:2.2%、R4:3.3%、R5:3.9%の食品ロスが含まれていた。</li> </ul> |
|              | (3)<br>不用品リユース・リサイクル拠点の検討・整備  | 不用品リユース・リサイクル拠点についても検討・整備し、家具などの耐久消費財の再利用を促進してごみ減量を図るとともに、市民の「もったいない」意識を醸成する。                    | <ul style="list-style-type: none"> <li>○拠点の整備<br/>新環境クリーンセンターの循環啓発棟に、修理工房やリユース食器保管スペースを設けた。</li> <li>○市民の「もったいない」意識の醸成<br/>修理再生家具の販売会を開催した。<br/>家具以外にもエコバッグ作り体験や古布の裂き織り体験といったイベントを開催して、市民の「もったいない」意識の醸成を行った。令和5年度はリサイクル工作講座等を49講座123回実施した。</li> </ul>                                                                                                                                                                  |
|              | (4)<br>ごみ処理有料化の検討             | 可燃ごみ減量施策の成果を注視し、ごみ減量効果が十分でないときは、ごみ処理有料化を検討・実施する。                                                 | <ul style="list-style-type: none"> <li>○目標値には達成していないが、年々ごみの排出量は減少している状況である。新環境クリーンセンターでの粗大ごみの排出量の記録や平成30年度に他市の有料化の調査を実施し、情報収集を行い検討した。</li> <li>○平成30年度第3回審議会の際に、「粗大ごみ処理の有料化を検討する」として、審議会から市長へ答申を行った。</li> <li>○後期実施計画では、「粗大ごみの排出状況調査」および「粗大ごみ有料化の検討」が盛り込まれた。</li> </ul>                                                                                                                                                |
| 事業系ごみの減量と資源化 | (1)<br>指定袋の導入                 | 排出事業所の責任明確化と分別徹底、他自治体のごみの搬入防止を図るため、指定袋を導入する。                                                     | ○指定袋モデル事業の実施<br>令和元年6月1日～9月30日の4か月間で事業系一般廃棄物の指定袋モデル事業を実施した。令和6年度実施に向けたスケジュールを作成していたが、新型コロナウイルスの影響により、事業系ごみ排出量が大幅に減少したため、現時点において導入するタイミングではないと判断し、指定袋の導入を見送ることとした。                                                                                                                                                                                                                                                      |
|              | (2)<br>紙類・廃プラスチック類の分別徹底の啓発・指導 | 許可業者が搬入するごみの中には再生可能な紙類や廃プラスチック(産業廃棄物)が混入しているため、分別の徹底を啓発・指導する。                                    | ○事業系一般廃棄物の分別指導<br>新環境クリーンセンターに搬入される事業系一般廃棄物の搬入検査を実施し、適切な分別を指導した。過去5年間、平均110件以上の検査を行った。再生可能な紙類や廃プラスチックの混入については、収集運搬事業者を通して排出事業者へ指導している。                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
|              | (3)<br>焼却施設での搬入検査強化           | 許可業者がルールを守り適正にごみを搬入しているかを厳正にチェックするため、搬入検査体制を強化する。                                                | ○事業系一般廃棄物の分別指導<br>新環境クリーンセンターに搬入される事業系一般廃棄物の搬入検査を実施し、適切な分別を指導した。毎年10～11月に2週間程度強化期間を設け、集中的に検査した。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |
|              | (4)<br>生ごみ資源化の推進              | スーパーや飲食店など生ごみが多量の排出される事業所に対し、大型生ごみ処理機の導入を促進する。また、民間事業所による生ごみ資源化施設の活用など、事業系生ごみのリサイクルルートの研究を行う。    | <ul style="list-style-type: none"> <li>○大型生ごみ処理購入補助金制度の実施<br/>大型生ごみ処理購入補助金については令和元年度以降の申請実績はない。要因として、民間の生ごみ処理ルートが確立され自己処理の必然性が薄くなっていることが考えられる。</li> <li>○「てまえどり」の推奨<br/>スーパー等との協働により、賞味期限が近い食品を手前から買う「てまえどり」を推奨するポスターやポップを掲示した。</li> <li>○「まちぐるMe」の事業<br/>ラジオエフが主催し、まちづくり協議会と民間事業者との協働により行う「まちぐるMe」の事業について、小売店から発生する食品ロスの発生量を調査する事業を行った。</li> </ul>                                                                    |

|              |                                                                           |                                                                                 |                                                                                                                                                                                                                                                                   |
|--------------|---------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 事業系ごみの減量と資源化 | (5)<br>指 導 要<br>綱 に 基<br>づく 減<br>量 指 導<br>の実施                             | 事業系一般廃棄物の減量化等に関する指導要綱に基づき、対象事業所への訪問指導等を実施し、ごみ減量を図る。                             | ○廃棄物の減量化計画書の提出<br>多量排出事業所や大規模事業所等を対象に、廃棄物の減量化計画書の提出を依頼した。事業所から提出された報告書の精査が不十分である場合は、ヒアリングを実施し、改善されない場合は指導を行うなどの対応を行った。<br>○訪問指導の実施<br>事業系一般廃棄物の搬入展開検査を実施し、分別不適事業所への訪問指導を行った。<br>○事業所向けごみ分別パンフレットの作成・配布                                                            |
|              | (6)<br>少 量 排<br>出 事 業<br>所 の 適<br>正 排 出<br>促 進 制<br>度 の 創<br>設            | 少量排出事業所が適正に処理費用を負担するごみの排出制度を創設し、公平な費用負担を図る。                                     | ○平成 26 年度にモデル事業実施の結果、制度の創設は断念した。参加事業所が有料指定袋（1 袋 100 円）で指定の日時・場所に事業系一般廃棄物を排出し、市が委託した収集運搬業者が収集する。吉原商店街（31 店舗）、富士商店街（19 店舗）で週 1 回の収集を 5 か月間実施した。排出されたごみは合計 151 袋 570kg となった。1 袋当たりの収集運搬費用が高額となり、モデル事業の継続は難しいとの実施結果になった。                                              |
|              | (7)<br>ス マ ー<br>ト シ ョ<br>ッ プ 制<br>度 を 活<br>用 し た<br>ご み 減<br>量 指 導<br>の実施 | 生ごみ等の可燃ごみが多い飲食店などを中心にスマートショップ認定を進め、継続的なごみ減量指導を実施する。                             | ○平成 17 年度より、ごみの減量化又は資源化に積極的に取り組む市内の小売店舗をスマートショップとして認定し、市民に推奨する制度として開始した。平成 21 年と平成 25 年に要領の改正をした。平成 27 年 7 月に、ごみ分別アプリにスマートショップのクーポン機能を実装した。平成 24 年に 73 件、平成 27 年 6 月に 269 件が認定されていたが、これ以降徐々に減少した。令和元年 8 月に認定継続のアンケートを行ったところ、継続の意志がある店舗は全体の約 25%だったため翌年度に制度終了となった。 |
|              | (8)<br>事 業 系<br>ご み 処<br>理 料 金<br>の 見 直<br>し                              | 税制改正時やごみ減量施策の効果を見られないときは、ごみ処理料金の見直しを検討する。                                       | ○消費税の改定に伴い令和 2 年度に見直しを行った。                                                                                                                                                                                                                                        |
| 不法投棄対策       | (1)<br>不 法 投<br>棄 監 視<br>の強化                                              | 職員による不法投棄監視パトロールのほか、各地区から選出され市の委嘱を受けた不法投棄監視パトロール隊と協力し、山間部や河川敷、海岸等の不法投棄の未然防止を図る。 | ○市内 12 地区に計 21 名の不法投棄パトロール隊を配置し、不法投棄の発見や防止のためのパトロールを月 2 回行った。<br>○不法投棄パトロール隊報告や市民等からの通報に加え、令和 2 年度から導入された My City Report による通報件数は令和 5 年度までに約 900 件にのぼった。令和 5 年度の回収実績としては年間 14 t にもなった。                                                                            |
|              | (2)<br>関 係 機<br>関 や 隣<br>接 市 町<br>と の 連<br>携強化                            | 不法投棄対策では、警察や県と連携し、情報の共有に努めるほか、隣接する自治体と連携し、不法投棄の監視及び防止対策の強化を図る。                  | ○警察や県との連携<br>静岡県廃棄物リサイクル課主催の統一パトロールへの出席や産業廃棄物に関する情報提供に努めた。また、不法投棄物から投棄者が判明するような情報が得られた場合には、富士警察署生活安全課へと対応を引き継いだ。<br>そのほか、海洋プラスチック問題の啓発のため、海岸清掃運動の実施やポイ捨て禁止の啓発活動を行った。<br>○関係団体との連携<br>ごみ集積場への違反排出抑止を目的として、富士市環境衛生自治推進協会が購入したダミー防犯カメラを令和 5 年 2 月より配布した。             |
|              | (3)<br>自 己 所<br>有 地 等<br>で の 不<br>法 投 棄<br>防 止 対<br>策 の 促<br>進            | 自己所有地及び管理地に不法投棄されないように、不法投棄禁止の看板を配布するほか、清潔の維持を呼びかけ、柵の設置など防止対策の実施を促す。            | ○富士市環境衛生自治推進協会の協力のもと、過去 5 年間、平均 110 枚以上の不法投棄防止看板を配付した。<br>また、土地所有者に柵を設置する等の防止対策の呼びかけを行った。                                                                                                                                                                         |

|                     |                          |                                                                                                                |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |
|---------------------|--------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|                     | (4)<br>不法投棄物の処理          | 不法投棄がされた場合、投棄者に適正処理を指導する。投棄者が判明しない場合には、その土地の所有者・管理者に処理責任が及ぶため、所有者・管理者に適正処理を指導する。                               | ○不法投棄物から投棄者が判明するような情報が得られた場合には、富士警察署生活安全課へと対応を引き継いだ。自己所有地及び管理地に不法投棄がされてしまった場合には、その後改善策を講じることを条件に、回収を行った。                                                                                                                                                                                                                                                              |
| 収集運搬業者の許可           | (1)<br>収集運搬業のあり方         | 事業系一般廃棄物収集運搬については、一般廃棄物収集運搬許可業者が担うことを原則とする。                                                                    | ○事業者が無許可業者を利用しないよう、ごみの情報誌等にて注意を呼び掛けた。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
|                     | (2)<br>収集運搬業の新規許可の方向性    | 事業系一般廃棄物の発生量の増加が見込まれず、現在の収集運搬業者の能力を上回る見込みがないことから、新たな許可は行わないこととする。ただし、リサイクルの促進など循環型社会形成の観点から必要と認めた場合は、この限りではない。 | ○収集運搬業の新たな許可方針は行わないと計画にあるように、新規許可発給件数は0件。収集運搬業者には毎月収集運搬実績を報告させているが、実績が全くないものについては辞退を促し、業者数の適正化を図った。                                                                                                                                                                                                                                                                   |
| ニーズ・時勢に合った収集運搬体制の整備 | (1)<br>効率的な収集運搬体制の検討・整備  | 直営収集の段階的な民間委託への切り替え、家庭系ごみ直接持ち込み数の抑制、集積所数や収集ルートの見直しなど、効率的な収集体制を検討・整備する。                                         | ○可燃ごみ収集の民間委託化に伴い、ごみ集積所地図の電子化と収集コースの見直しを行った。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |
|                     | (2)<br>超高齢社会に対応した収集体制の検討 | 高齢化社会の進展によるごみ排出困難世帯の増加に対応できる収集運搬体制を検討・実施する。                                                                    | ○65歳以上の高齢者や重度身体障害者のみの世帯で家族の協力が得られず、自力で大型ごみを集積所へ排出することが困難な市民を対象に戸別収集を行った。毎週水曜日を中心に令和5年度は105件の戸別収集を実施した。                                                                                                                                                                                                                                                                |
| 新たな処理方法や資源化の研究      | (1)<br>新たな処理方法や資源化の研究    | 技術の進展や新たな需要の発生により可能となるごみの資源化を研究し、費用対効果を考慮しながら実施を検討する。                                                          | ○紙おむつのリサイクルについて、調査検討を行った。検討する上で、施設等からどれくらいの量が発生しているか把握する必要があるため、令和2年度に発生量調査を実施した。調査の結果、市内事業所から日量10,422kgの使用済み紙おむつが排出され、1kgあたり17円の処理費用（事業所負担）が発生しているとの推計が示された。<br>○紙おむつのリサイクルには、水平リサイクルを目標として調査検討を行ったが、初期投資およびランニングコストにおいても市の補助が必要との意見がまとめられた。そのため、国・県・他自治体の動向を見極め、情報収集に努めることとなった。<br>○平成27年度から「衣類・布団類」収集と再資源化を開始した。令和4年度に羽毛ふとんの売払いを開始した。<br>○平成27年度から「その他の紙」の収集を開始した。 |
| 中間処理施設における適正処理と再資源化 | (1)<br>環境負荷を抑えた処理施設の運転   | 現施設は竣工から28年が経過しているが、規制値をクリアした適正な運転管理を行う。                                                                       | ○令和2年度より新環境クリーンセンターが竣工しており、竣工からこれまで適正処理を継続し、排ガスの規制値等も遵守した。                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |
|                     | (2)<br>新たな中間処理施設の整備・運転   | 循環型社会の形成に資するよう、廃棄物の適正処理と再資源化のための新中間処理施設を「新環境クリーンセンター施設整備基本計画（平成25年1月策定）」の基本理念に基づき整備・運転する。                      | ○令和2年度より新環境クリーンセンターが竣工しており、竣工からこれまで適正処理を継続し、排ガスの規制値等も遵守した。                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |

|                     |                       |                                                                                                                                                      |                                                                                                                                                                         |
|---------------------|-----------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 中間処理施設における適正処理と再資源化 | (3)<br>剪定枝資源化の継続実施    | 平成12年からモデル事業として実施している剪定枝の資源化については、可燃ごみの減量や資源化促進のため、新施設でも継続して実施する。                                                                                    | ○新環境クリーンセンターにおいても継続して、剪定枝の資源化を行い、チップ・ミンチの無料配布を実施した。                                                                                                                     |
|                     | (4)<br>災害廃棄物の処理       | 台風、洪水、地震等災害時のごみ処理について必要な処理体制、処理方法などの計画を策定する。                                                                                                         | ○平成29年3月に災害廃棄物処理計画を策定した。<br>○災害廃棄物受入訓練の実施<br>近年、増加傾向にある自然災害への対応訓練を兼ね、災害ごみ受け入れ場所の候補地の1つである大洲公園駐車場において、令和4年12月28日に家庭ごみの受け入れを行った。訓練の実施にあたり、地元の産業廃棄物協会との連携を深めた。             |
|                     | (5)<br>他の自治体との連携      | 資源の環境利用、大規模災害時の対応など、本市だけでは解決できない問題については、近隣市町のほか、国及び県とも連携して取組を検討する。                                                                                   | ○災害時における協定の締結<br>静岡市と庵原衛生プラントの災害時の使用について、協定を結んだ。<br>○静岡市清水区への災害廃棄物収集応援<br>令和4年台風15号によって巴川が溢水し水害被害が発生した静岡市清水区へと、災害廃棄物の収集応援派遣を行った。<br>○環境省や県が開催する災害廃棄物対策会議に出席し、情報の収集に努めた。 |
|                     | (6)<br>適正処理困難物の取扱     | 国の指定する適正処理困難物、各種リサイクル法に従い処理を行うもの、各業界の自主回収品、及び本市処理施設では処理が困難な物については受け入れない。                                                                             | ○廃タイヤ、破損した充電電池、消火器具、不法投棄物を中心に処理業務の委託契約を締結し、適正処理を行っている。<br>国の指定する適正処理困難物、各種リサイクル法に従い処理を行うもの、各業界の自主回収品、及び本市処理施設では処理が困難な物については受け入れていない。一方で、不法投棄物が増加しており、処理経費も増大している。       |
|                     | (7)<br>中間処理業に関する許可    | 一般廃棄物の中間処理業に関する許可については、一般廃棄物の発生量が現在の処理施設の処理能力を上回る見込みがないことから、新たな許可は行わないものとする。ただし、循環型社会形成の観点から、その処理後の生成物が再利用・再生利用されることが確実であると本市が認める場合については、必要に応じて検討する。 | ○中間処理業の新たな許可については行わないと計画にあるように、相談は何件もあったが許可は発給しなかった。しかし、新環境クリーンセンターが稼働し、旧環境クリーンセンターとは同じ処理ができなくなったため、既存の一般廃棄物収集運搬業者の中で諸条件を満たす2業者に、新規に一般廃棄物処分業の許可を与えた。                    |
| 最終処分量の削減と適正処理       | (1)<br>焼却灰の資源化の検討・実施  | 最終処分量を抑えるため、焼却灰の資源化（セメント原料化、焼成処理による路盤材化等）を検討・実施する。                                                                                                   | ○新環境クリーンセンター竣工後、焼却残渣（焼却灰・飛灰）の全量を資源化処理（溶融・焼成）した。                                                                                                                         |
|                     | (2)<br>富士環境保全公社への処理委託 | 最終処分が必要な廃棄物は、(株)富士環境保全公社への処理委託を継続し適正に処分する。                                                                                                           | ○株式会社富士環境保全公社への処理委託を継続しており、廃棄物を適正に処分した。<br>受入可能品目については、契約に基づき適正処理を行っている。                                                                                                |
|                     | (3)<br>次期最終処分場の検討・整備  | 次期最終処分場は(株)富士環境保全公社が整備する。整備に当たっては、(株)富士環境保全公社と市及び関係者が協議・検討する。                                                                                        | ○令和4年度から株式会社富士環境保全公社が主体となり、市も協力する形で、次期廃棄物最終処分場建設事業に関する説明会を各地区にて実施した。事業に対する理解をいただくため丁寧な説明を行った。                                                                           |

## 4. 本編に示すグラフのデータ詳細

本編に示した3か年のみのグラフについて、10か年の実績データです。

### 1) ごみ処理の状況（本編 P12・P13）

表 8 本編 図2-2 総ごみ排出量（汚泥除く）の推移の詳細

|                     | H26    | H27    | H28    | H29    | H30    |
|---------------------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 総ごみ排出量 t/年間         | 76,373 | 74,425 | 73,248 | 72,734 | 72,217 |
| 総ごみ量（1人1日当たり） g/人・日 | 813    | 795    | 787    | 784    | 781    |
|                     | R1     | R2     | R3     | R4     | R5     |
| 総ごみ排出量 t/年間         | 72,783 | 71,700 | 69,873 | 68,545 | 66,002 |
| 総ごみ量（1人1日当たり） g/人・日 | 789    | 781    | 765    | 757    | 732    |

表 9 本編 図2-3 1人1日当たりの家庭系ごみ量（資源物を除く）の推移の詳細

|                      | H26 | H27 | H28 | H29 | H30 |
|----------------------|-----|-----|-----|-----|-----|
| 1人1日当たりの家庭系ごみ量 g/人・日 | 501 | 488 | 484 | 482 | 484 |
|                      | R1  | R2  | R3  | R4  | R5  |
| 1人1日当たりの家庭系ごみ量 g/人・日 | 490 | 516 | 504 | 497 | 478 |

※家庭系可燃ごみ+埋立ごみを合計した値。なお、小数点以下は四捨五入としている。

表 10 本編 図2-4 事業系ごみ量（剪定枝を除く）の推移の詳細

|            | H26    | H27    | H28    | H29    | H30    |
|------------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 事業系ごみ t/年間 | 19,188 | 18,534 | 18,445 | 18,402 | 17,762 |
|            | R1     | R2     | R3     | R4     | R5     |
| 事業系ごみ t/年間 | 17,930 | 14,810 | 14,792 | 14,987 | 14,553 |

表 11 本編 図2-5 資源化率の推移の詳細

|        | H26  | H27  | H28  | H29  | H30  |
|--------|------|------|------|------|------|
| 資源化率 % | 13.1 | 13.5 | 13.1 | 13.0 | 13.3 |
|        | R1   | R2   | R3   | R4   | R5   |
| 資源化率 % | 13.1 | 19.1 | 21.8 | 21.1 | 21.5 |

表 12 本編 図2-6 最終処分量の推移の詳細

|            | H26   | H27   | H28   | H29   | H30   |
|------------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 最終処分量 t/年間 | 9,002 | 8,643 | 8,360 | 8,571 | 8,271 |
|            | R1    | R2    | R3    | R4    | R5    |
| 最終処分量 t/年間 | 8,379 | 4,184 | 1,776 | 1,263 | 1,229 |

### 2) 新環境クリーンセンター運営（本編P60）

表 13 本編 図3-56 一般廃棄物焼却に伴う温室効果ガスの排出量の推移の詳細

|                                        | H26    | H27    | H28    | H29    | H30    |
|----------------------------------------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 一般廃棄物焼却に伴う温室効果ガスの排出量 t-CO <sub>2</sub> | 26,741 | 23,471 | 27,169 | 26,858 | 29,005 |
|                                        | R1     | R2     | R3     | R4     | R5     |
| 一般廃棄物焼却に伴う温室効果ガスの排出量 t-CO <sub>2</sub> | 27,421 | 25,130 | 25,128 | 19,750 | 22,757 |

## 5. 世論調査の結果

調査テーマ「ごみの分別・3Rの推進について」・「空き家・住宅リフォーム」(「ごみの分別・3Rの推進」から抜粋)

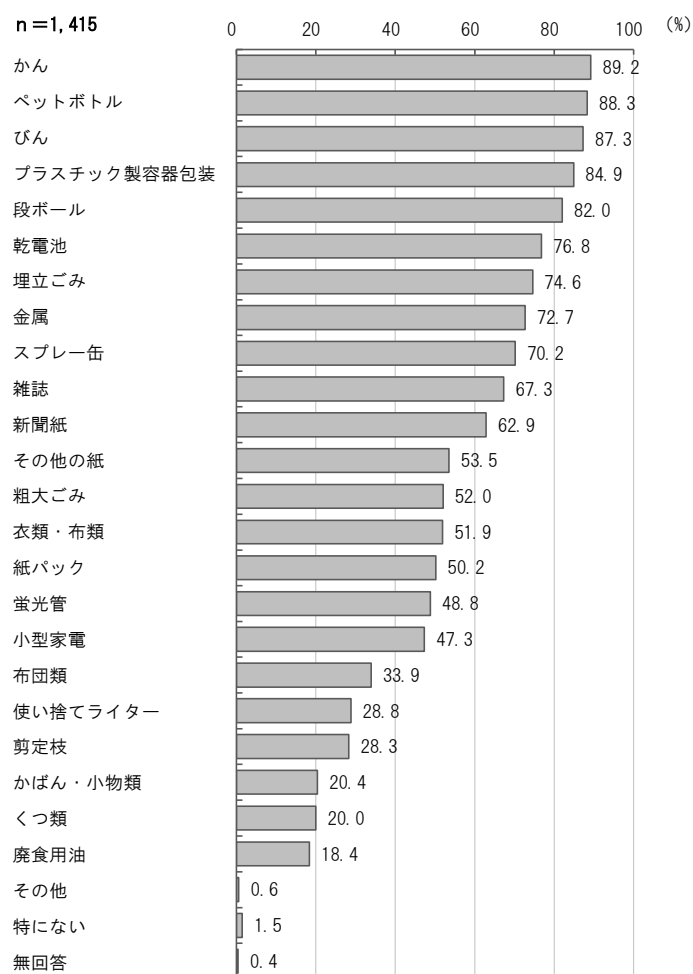
### ■調査概要

調査対象 富士市在住の満18歳以上80歳未満の市民  
 抽出方法 住民基本台帳から無作為抽出  
 発送数 3,000人  
 回答数 1,415人

### ■質問項目1 「ごみの3Rの推進」について意識してごみの分別をしているもの

問 ごみの分別について、意識して分別をしているものはありますか。次の中から当てはまるものを全て選んでください。

結果



意識してごみの分別をしているものは、「かん」が89.2%と最も多く、次いで「ペットボトル」が88.3%、「びん」が87.3%となっている。

問 市では、ごみ分別アプリ「さんあ〜る」を活用して、ごみの分け方便利帳、ごみのカレンダー、ごみに関するお役立ち情報を市民向けに配信していることを知っていますか。次の中から1つだけ選んでください。

|       | 性別      | 年代別 | 知っている (%) | 知らない（この調査で初めて知った） (%) | 無回答 (%) |
|-------|---------|-----|-----------|-----------------------|---------|
| 全体    | n=1,415 |     | 44.9      | 51.0                  | 4.1     |
| 男性    | n=610   |     | 43.0      | 52.6                  | 4.4     |
| 女性    | n=801   |     | 46.6      | 49.7                  | 3.7     |
| 20代以下 | n=66    |     | 24.2      | 74.2                  | 1.5     |
| 30代   | n=157   |     | 44.6      | 49.7                  | 5.7     |
| 40代   | n=210   |     | 47.1      | 51.9                  | 1.0     |
| 50代   | n=287   |     | 42.2      | 56.8                  | 1.0     |
| 60代   | n=330   |     | 40.6      | 55.2                  | 4.2     |
| 70代以上 | n=361   |     | 54.0      | 38.0                  | 8.0     |

性別で見ると、大きな差異は見られない。

資料編-14

### ■質問項目 3 粗大ごみの有料化についての考え

問 粗大ごみ（ソファやスプリング入りマットレス等）は、家庭から排出される機会が少なく、1個当たりの処理コストも大きいことから、有料化している市町村があります。

粗大ごみの有料化について、どのように思いますか。次の中から1つだけ選んでください。

結果



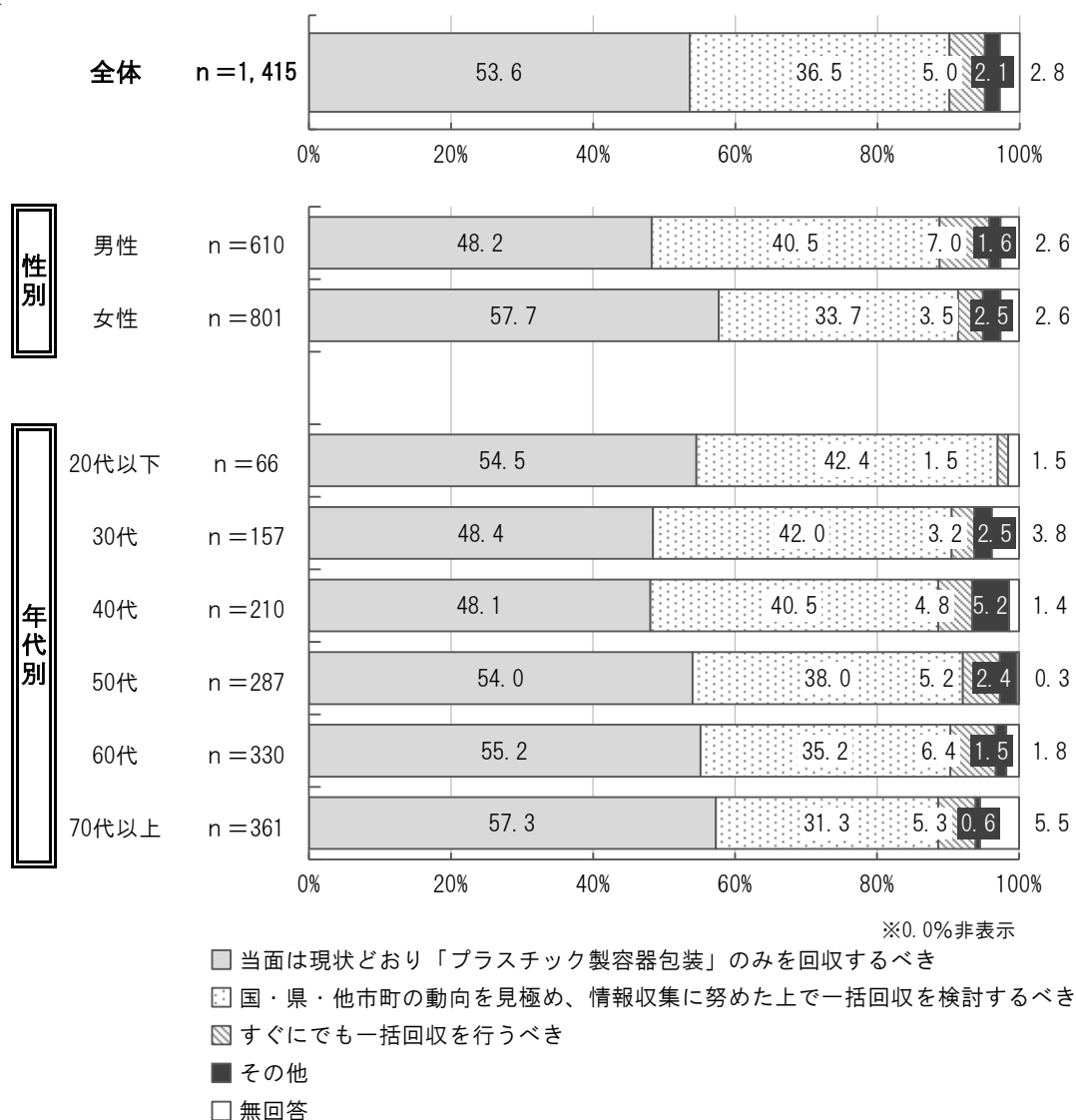
粗大ごみの有料化については、「有料化すると、ごみの不法投棄など弊害が生じるので反対」が39.3%と最も多く、次いで「ごみの分別や3Rの推進に役立つなら有料化もやむを得ない」が23.7%、「これまで無料だったので、理由はどうかあれ反対」が10.0%となっている。

粗大ごみの有料化については、『有料化に賛成』が36.3%、『有料化に反対』が52.7%となった。粗大ごみの有料化に対して市民の負担を抑えた対応が求められていると考えられる。

■質問項目4 プラスチック新法への対応についてプラスチックごみの一括回収について市が取り組むべきこと

問 「プラスチック製容器包装」だけでなく、「プラスチック製品」に分別品目を広げた場合、回収とリサイクルには、数億円規模のコストがかかることが予想されます。プラスチックごみの一括回収について、今後、市はどのように取り組むべきと考えますか。次の中から1つだけ選んでください。

結果



プラスチックごみの一括回収について市が取り組むべきことは、「当面は現状どおり『プラスチック製容器包装』のみを回収するべき」が53.6%、「国・県・他市町の動向を見極め、情報収集に努めた上で一括回収を検討するべき」が36.5%、「すぐにでも一括回収を行うべき」が5.0%、「その他」が2.1%となっている。

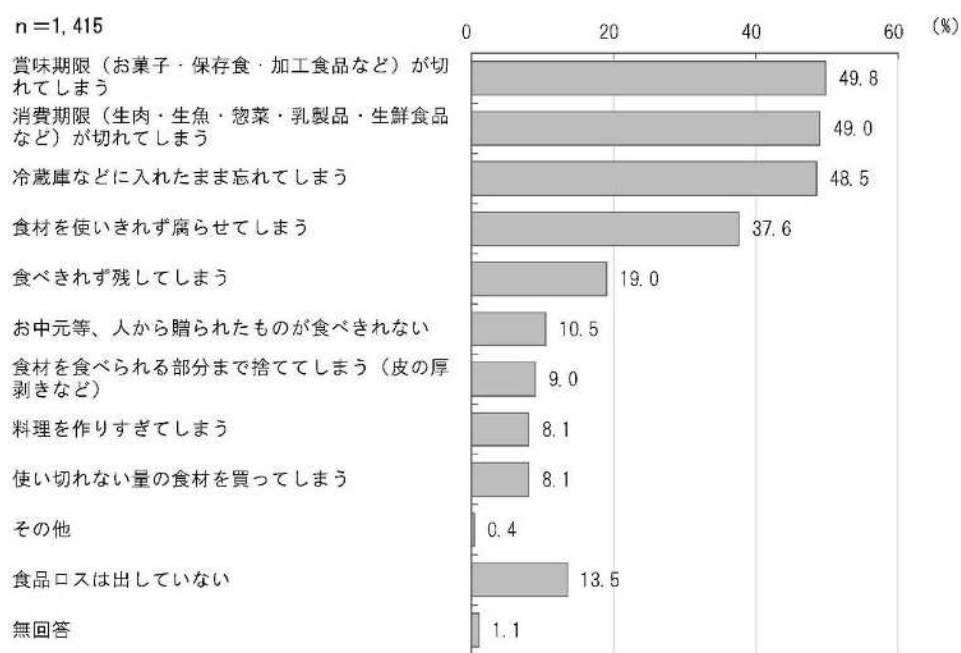
性別で見ると、男性において「国・県・他市町の動向を見極め、情報収集に努めた上で一括回収を検討するべき」が40.5%と女性より多くなっている。女性においては「当面は現状どおり『プラスチック製容器包装』のみを回収するべき」が57.7%と男性より多くなっている。

年代別では、「当面は現状どおり『プラスチック製容器包装』のみを回収するべき」は70代以上で57.3%となっている。

■質問項目5 食品ロス削減について食品ロスを出してしまう際にやりがちなこと

問 食品ロスを出してしまう際に、やりがちなことは何ですか。次の中から当てはまるものを全て選んでください。

結果



食品ロスを出してしまう際にやりがちなことは、「賞味期限が切れてしまう」、「消費期限が切れてしまう」、「冷蔵庫などに入れたまま忘れてしまう」がいずれも理由として挙げる人が多く、家庭系の食品ロスの主な発生原因となっている。

※ 今回の世論調査結果の全ては富士市公式サイトで公開しています。

トップページ > 市政情報 > 世論調査 > 令和5年度 第52回世論調査

## 6. 諮問及び答申

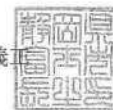
### 富士市ごみ処理基本計画 2025-2034 の策定についての諮問書

富環発第 1013 号

令和 5 年 7 月 21 日

富士市廃棄物減量化等推進審議会長 様

富士市長 小長井 義正



#### 諮 問 書

富士市廃棄物の処理及び清掃に関する条例第 15 条の規定に基づき、下記事項について諮問いたします。

#### 記

##### 1. 諮問事項

「富士市ごみ処理基本計画 2025-2034」の策定について

##### 2. 諮問趣旨

本市では「富士市ごみ処理基本計画 2015-2024」に基づき、ごみ減量やリサイクル推進に取り組んできました。現行の計画期間中に新たな分別や資源化を積極的に実施し、ごみは着実に減少し、市民のごみに対する意識は向上しました。

本計画は、現行の計画の成果を引継ぎ、近年の廃棄物をめぐる社会情勢の変化に的確に対応し、3R（リデュース・リユース・リサイクル）によるごみの減量化と資源化を図ることで、資源を有効に活用するごみのない美しいまちを目指すものです。

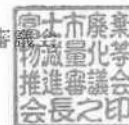
貴審議会におかれましては、本市のごみ処理の現状、これまでに実施した施策と成果、他の自治体との比較などを踏まえまして御審議をお願いし、本市のごみ処理の将来像を示す本計画について、さまざまなお立場からの御意見を賜りたくここに諮問いたします。

## 富士市ごみ処理基本計画 2025-2034 策定についての答申書

富 廃 審 発 第 1 号  
令和 6 年 11 月 1 日

富士市長 小長井 義正 様

富士市廃棄物減量化等推進審  
会 長 小杉山 晃一



富士市ごみ処理基本計画 2025-2034 策定について（答申）

令和 5 年 7 月 21 日付富環廃発第 1013 号により諮問のありましたこの  
ことについて、下記のとおり答申します。

### 記

「富士市ごみ処理基本計画 2025-2034 策定」について、厳正に審議  
を行いました。

なお、計画の推進に当たっては、別紙意見書に述べた内容について十  
分に配慮してください。

## 意見書

「富士市ごみ処理基本計画 2025-2034 策定」について、次のとおり意見を付す。

### 1 計画や施策の周知

ごみの減量や資源循環の推進に当たっては、市民 1 人 1 人が 3 R の意識を持って取り組むことが不可欠である。社会情勢を踏まえた先進的な計画や施策を効果的に推進するため、デジタル技術等を活用しながら積極的に市民への周知を図ること。

### 2 臨機応変な計画の見直し

本計画は 10 箇年計画で、5 年ごとに実施計画を策定することとしているが、昨今の目まぐるしい社会情勢の変化や廃棄物処理技術の革新を鑑み、臨機応変な見直しを行うことにより、時機を逸することなく効果的な施策を展開できるようにすること。

### 3 行政・市民・事業者の連携による取組の充実

現計画である「富士市ごみ処理基本計画 2015-2024」において、町内会連合会や民間事業者との連携による食品ロス削減事業や、市民団体との協働による事業が推進され、オール富士市でごみの減量に取り組む地盤が醸成された。本計画においてもこれまでの連携を強化するとともに、新たな連携についても積極的に推進すること。

### 4 「資源を循環させるまち」の実現に向けた、長期的視点に立った教育や啓発の推進

本計画の基本理念である「資源を循環させるまち」を実現するためには、長期的な視点での環境教育が不可欠である。未来を担う子どもたちが、ごみの減量や資源循環に当たり前に取り組むことで、豊かな自然環境を守りつつ、「紙のまち」としての富士市に誇りを持てるよう、子どもたちへの環境教育や啓発を一層推進すること。

### 5 新環境クリーンセンターを中心とした持続可能なごみ処理と資源循環の推進

令和 2 年に竣工した新環境クリーンセンターは、安全と安心を約束する資源循環パークとして市民に定着しつつある。今後も、長く新環境クリーンセンターが資源循環の象徴となるよう、安全で持続可能なごみ処理に努めるとともに、環境啓発の場として有効に活用すること。

## 7. 富士市廃棄物減量化等推進審議会委員名簿

### 第11期 富士市廃棄物減量化等推進審議会 委員名簿

任期: 令和5年7月1日～令和7年6月30日

令和5年7月1日現在

| 区分    | 氏名                                        | 性別 | 所属(推薦団体)         | 役職                          |
|-------|-------------------------------------------|----|------------------|-----------------------------|
| 学識経験者 | コスギヤマ コウイチ<br>小杉山 晃一                      | 男  | 常葉大学社会環境学部       | 准教授                         |
| 学識経験者 | スギヤマ リョウコ<br>杉山 涼子                        | 女  | (株)杉山・栗原環境事務所    | 取締役                         |
| 市民団体等 | チバ タツオ<br>千葉 辰夫                           | 男  | 富士市町内会連合会        | 副会長                         |
| 市民団体等 | イナバ ナツエ<br>稲葉 奈津江                         | 女  | 富士市消費者運動連絡会      | 理事                          |
| 市民団体等 | カノウ オサム<br>加藤 修                           | 男  | 富士市一般廃棄物協同組合     | 理事長                         |
| 市民団体等 | サイトウ トモハル<br>齋藤 知治                        | 男  | 富士市古紙リサイクル協議会    | 事務局                         |
| 市民団体等 | ヨシムラ サキコ<br>吉村 佐季子                        | 女  | 富士商工会議所          | 主任                          |
| 市民団体等 | トキタ ヒロツグ<br>時田 大嗣                         | 男  | 富士本町商店街振興組合      | 代表理事                        |
| 市民団体等 | タキ チカコ<br>瀧 千賀子                           | 女  | 吉原商店街振興組合        | 副理事長<br>令和6年度役職が<br>「監事」に変更 |
| 市民団体等 | タカヤナギ ヒロマサ<br>高柳 浩正                       | 男  | 富士市商工会           | 事務局長                        |
| 市民団体等 | ハセガワ アキ<br>長谷川 亜希                         | 女  | NPO法人富士市のごみを考える会 | 理事                          |
| 市民団体等 | フルノ ダイ<br>古野 大<br>令和6年11月「小澤 敬輔」に<br>委員変更 | 男  | マックスバリュ東海(株)     | Jスタッフ                       |
| 公募市民  | オグシ カズコ<br>小櫛 和子                          | 女  | 市民公募             |                             |
| 公募市民  | マツムラ シズエ<br>松村 静江                         | 女  | 市民公募             |                             |
| 公募市民  | ワタナベ キョウコ<br>渡邊 京子                        | 女  | 市民公募             |                             |

## 8. 清掃事業概要年報

表 14 ごみ処理に関する年報

| 年月           | 出来事                                               |
|--------------|---------------------------------------------------|
| 昭和 41 年 11 月 | 富士市、吉原市、鷹岡町の合併により新富士市の誕生                          |
| 昭和 42 年 10 月 | 収集体制変更(戸別収集方式→ステーション方式)                           |
| 昭和 44 年 12 月 | 可燃ごみと不燃ごみの2分別収集を開始<br>可燃ごみ収集に機械車を導入               |
| 昭和 47 年 5 月  | 第1清掃工場竣工(90t/日×2)                                 |
| 昭和 56 年 10 月 | 資源ごみ分別収集開始                                        |
| 昭和 57 年 8 月  | 市直営の桑崎一般廃棄物最終処分場埋立開始                              |
| 昭和 59 年 4 月  | 乾電池の分別収集開始                                        |
| 昭和 61 年 9 月  | 第1清掃工場竣工(150t/日×2)                                |
| 昭和 63 年 3 月  | 市直営処分場埋立終了                                        |
| 昭和 63 年 4 月  | 分別方法一部変更(ビニール・プラスチック類を可燃ごみ)                       |
| 平成 4 年 5 月   | 下水汚泥、し尿汚泥の焼却炉での混焼開始                               |
| 平成 5 年 3 月   | ごみ焼却熱を利用した発電により電力の有料逆送実現                          |
| 平成 5 年 9 月   | かんの指定袋による収集実施                                     |
| 平成 6 年 3 月   | 富士市ごみ処理基本計画(第一次計画)を策定                             |
| 平成 6 年 12 月  | 市直営の桑崎字御所舟埋立処分場埋立開始                               |
| 平成 7 年 4 月   | 第1清掃工場を「環境クリーンセンター」と名称変更                          |
| 平成 9 年 4 月   | 透明袋によるごみ収集、古紙回収を開始                                |
| 平成 10 年 4 月  | 資源ごみ収集を委託切替                                       |
| 平成 11 年 4 月  | 繊維類の集団回収活動助成制度開始                                  |
| 平成 11 年 7 月  | ペットボトル拠点回収を開始                                     |
| 平成 12 年 4 月  | 剪定枝の資源化事業を開始                                      |
| 平成 13 年 3 月  | 富士市ごみ処理基本計画 2000-2014(第二次計画・フジスマートプラン 21)を策定      |
| 平成 13 年 4 月  | 電気式生ごみ処理機補助金補助制度導入                                |
| 平成 14 年 4 月  | 埋立ごみ回収業務全面委託                                      |
| 平成 14 年 10 月 | ごみの出前講座開始                                         |
| 平成 15 年 3 月  | 富士市廃棄物の減量及び清掃に関する条例制定                             |
| 平成 15 年 4 月  | 富士市廃棄物減量化等推進審議会設置<br>株式会社環境保全公社の最終処分場・中間処理施設の事業開始 |
| 平成 15 年 7 月  | ごみマイスター育成講座実施                                     |
| 平成 16 年 9 月  | 地域生ごみ処理モデル事業開始                                    |
| 平成 18 年 4 月  | ペットボトル及びその他の紙のステーション回収を開始                         |
| 平成 18 年 10 月 | 白色トレイの拠点回収を開始(平成 24 年3月終了)                        |
| 平成 19 年 4 月  | 剪定枝のステーション回収を開始                                   |
| 平成 20 年 4 月  | 大型生ごみ処理機購入設置費助成金制度導入                              |
| 平成 20 年 11 月 | 富士市、富士川町の合併により新富士市の誕生                             |
| 平成 20 年 12 月 | 廃食用油拠点回収を開始                                       |

| 年月           | 出来事                                                                                                                                 |
|--------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 平成 21 年 4 月  | 家庭ごみの指定袋の導入<br>プラスチック製容器包装の分別回収を開始                                                                                                  |
| 平成 21 年 6 月  | 市内一部店舗で自主協定によるレジ袋の無料配布中止                                                                                                            |
| 平成 22 年 4 月  | 手動式生ごみ処理機器購入費助成金制度を開始                                                                                                               |
| 平成 22 年 5 月  | ダンボールコンポストモニター事業を開始                                                                                                                 |
| 平成 22 年 6 月  | 小学校において廃食用油拠点回収事業を開始                                                                                                                |
| 平成 24 年 4 月  | 地区まちづくりセンターでの衣類等拠点回収事業を開始                                                                                                           |
| 平成 24 年 5 月  | 富士市オリジナルダンボールコンポスト だっくす食ん太くん NEO 販売開始                                                                                               |
| 平成 24 年 11 月 | 環境クリーンセンターで小型家電の拠点回収を開始                                                                                                             |
| 平成 25 年 4 月  | 市内ステーションに出された小型家電のリサイクルを開始<br>各地区まちづくりセンター等を利用した衣類等拠点回収を開始                                                                          |
| 平成 26 年 4 月  | 協働事業型古紙回収制度を開始に伴い、古紙の回収回数を月1回から月2回に変更                                                                                               |
| 平成 27 年 3 月  | 富士市ごみ処理基本計画 2015-2024(第三次計画)を策定                                                                                                     |
| 平成 27 年 4 月  | 衣類等・布団類のステーション回収を開始<br>その他の紙の資源物指定袋での収集を開始                                                                                          |
| 平成 29 年 7 月  | 布団類を固形燃料(RPF)に再資源化する事業を開始                                                                                                           |
| 平成 30 年 4 月  | 小学生向けごみ減量出前講座を開始                                                                                                                    |
| 平成 30 年 6 月  | 食品廃棄物削減講座及びクッキング講座開始                                                                                                                |
| 平成 30 年 11 月 | 食品ロス削減強化月間キックオフイベント開催<br>毎年 12 月と1月を食品ロス削減強化月間に指定                                                                                   |
| 平成 31 年 3 月  | 家庭用生ごみ処理機器購入費補助金終了                                                                                                                  |
| 令和 元年 8 月    | 事業系一般廃棄物指定袋モデル事業実施                                                                                                                  |
| 令和 2 年 4 月   | 古紙の回収回数を月2回から月1回に変更                                                                                                                 |
| 令和 2 年 10 月  | 新環境クリーンセンター供用開始(125t/日×2)<br>ふじさんエコトピア、ふじかぐやの湯オープン<br>スプレー缶と使い捨てライターの収集区分を埋立等に変更<br>ごみ分別アプリ「さんあ〜る」供用開始<br>新環境クリーンセンターにおいて焼却灰の資源化を開始 |
| 令和 5 年 4 月   | 高品位小型家電の拠点回収に、小型家電・小型充電式電池を追加                                                                                                       |
| 令和 6 年 3 月   | ペットボトルの拠点回収終了                                                                                                                       |
| 令和 7 年 2 月   | パソコン(小型家電)及び家電4品目の回収に関する連携協定を締結                                                                                                     |
| 令和 7 年 3 月   | 富士市ごみ処理基本計画 2025-2034(第四次計画)を策定                                                                                                     |

## 9. 用語集

### あ行

#### 一般廃棄物

廃棄物処理法で定められている産業廃棄物以外の廃棄物のこと。家庭から排出されるごみやし尿、事務所、商店などから排出される紙ごみ、飲食店から排出される生ごみなどを指す。

#### 一般廃棄物の収集運搬・処分許可

一般廃棄物の収集運搬又は処分を業として行う場合に必要となる許可のこと。【関連施策は P60 を参照】

#### SDGs（エスディーゼーズ）

平成 27 年 9 月の国連総会で加盟国の全会一致で採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」に記載された、2030 年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標。地球上の「誰一人取り残さない」という理念の下、17 のゴール・169 のターゲットが示された。【本編該当箇所 P16 を参照】

#### 温室効果ガス

大気を構成する成分のうち、地球の放射熱を封じ込める（温室効果をもたらす）ガスのこと。主に二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、フロン類などがある。【詳細は本編 P18 を参照】

### か行

#### カーボンニュートラル（ゼロカーボン）

CO<sub>2</sub>等の温室効果ガスの人為的な発生源による排出量と、森林等の吸収源による吸収量との間の均衡を達成すること。【詳細は本編 P18 を参照】

#### 海洋プラスチック

適切な処理がされず自然界に流出してしまったプラスチックが、海の生態系などの環境を破壊している問題のこと。プラスチックは自然分解されにくい性質のため、海洋生物がプラスチックを誤って飲み込むことや、マイクロプラスチックが食物連鎖を通じて生物の体内に蓄積されるなどさまざまな影響がある。【関連施策は本編 P51 を参照】

#### 過剰除去

野菜や果物の皮を厚く剥くこと、本来食べられる部分まで取り除きすぎること。【詳細は本編 P40 を参照】

#### 家庭系ごみ（家庭系一般廃棄物）

一般家庭から、日常生活に伴って発生するごみのこと。

#### 家電 4 品目

家電リサイクル法の対象 4 品目である、エアコン、テレビ、冷蔵庫（冷凍庫）、洗濯機（衣類乾燥機）を示す。これらは廃棄する際に、使用者がリサイクル料金を支払い、リサイクルするよう義務付けられている。

#### 協働型古紙回収制度

各地区のステーション回収された古紙の年間回収量に応じて、売払い金の一部から各地区に還元する制度【関連施策は本編 P38 を参照】

#### 拠点回収

市役所や各地区まちづくりセンター等、市が定める特定の施設内に回収ボックスを設置し、資源物を回収すること。【詳細は本編 P9 を参照】

#### 小型家電回収ボックス

デジタルカメラや携帯ゲーム機などに含まれる金属を資源として有効に活用すること、及び小型充電式電池が内蔵されている家電を安全に収集することを目的に、埋立等（小型家電）の集積所回収とは別に、拠点回収を行うために設置しているもの。【関連施策は P61 を参照】

#### 古紙回収ボックス

新聞や雑誌、段ボール、紙パックなどの古紙を回収するためのボックスのこと。民間事業者により設置されており、無料で利用できる。【関連施策は本編 P38 を参照】

## さ行

### サーマルリサイクル

廃棄物を焼却処理する際に発生する熱エネルギーを回収し、利用するリサイクル方法のこと。

### 災害時臨時集積所

災害時に多量に発生する廃棄物を臨時的に集めるための集積所のこと。発災時に地域住民が自宅から比較的近い場所に持込めるよう設置される。【関連施策は本編 P63 を参照】

### 災害廃棄物

地震・水害・台風などの自然災害によって発生した廃棄物のこと。災害廃棄物は一般廃棄物に区分され、処理責任は市町村にある。【関連施策は本編 P63 を参照】

### 最終処分場

中間処理によって発生した焼却残渣や不燃ごみ等を埋立処分する施設のこと。【詳細は本編 P13 を参照】

### さんあ〜る（ごみ分別アプリ「さんあ〜る」）

家庭から出るごみについての、情報がまとめられたスマートフォン用アプリである。機能は、主に 5 つあり、「ごみカレンダー機能」、「ごみ出し日の通知機能」、「ごみの分別あいうえお検索機能」、「リサイクルマップ」、「ごみの最新情報のお知らせ機能」である。【関連施策は P35 を参照】

### 産業廃棄物

事業活動に伴って生じる廃棄物のうち、廃棄物処理法で規定された 20 種類の廃棄物のことである。汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、ゴムくず、金属くず、がれき類など法令で定められている 20 種類のこと。

### 3010 運動

宴会の時の食品ロスを減らすためのキャンペーンである。乾杯後 30 分間と終了 10 分前は席に座り料理を食べる運動のこと。【関連施策は本編 P42 を参照】

### 事業系一般廃棄物

会社、事務所、工場、スーパー、飲食店、小売店などの事業活動に伴って生じるごみのうち、「産業廃棄物以外の廃棄物」を指す。

### 資源化率

1 年間のごみの総排出量に対し、リサイクルされたごみ量の割合のこと。【資源化率の実績は本編 P12 を参照】

### 指定ごみ袋制度

市民が可燃ごみ及び資源ごみを排出する際に使用する袋を、市が指定したものとする制度。平成 21 年度から導入され、排出者責任に基づいた市民意識の向上や資源物の適正な分別の推進、収集時の安全性の確保などを目的に導入された。【詳細は本編 P57 を参照】

### 集団回収

町内会（区）、子ども会などの地域団体が、自主的に家庭の協力を得て、日時を決めて古紙・布類を一定の場所に集め、資源物を引き渡す活動のこと。

### 食品ロス

本来食べられるにも関わらず捨てられてしまう食べ物を指す。排出される場所により家庭系と事業系に分けられる。家庭系食品ロスには、「食べ残し」、「過剰除去」、「直接廃棄」がある。また、事業系食品ロスには、食品製造業・食品卸売業・食品小売業・外食産業による「規格外品・返品・売れ残り」、「作り過ぎ」、「食べ残し」などがある。【詳細は本編 P40 を参照】

### 食品ロス削減推進法（食品ロスの削減の推進に関する法律）

食品ロスの削減に関し、国、地方公共団体等の責務等を明らかにするとともに、基本方針の策定その他食品ロスの削減に関する施策の基本となる事項を定めること等により、食品ロスの削減を総合的に推進することを目的として令和元年 10 月 1 日に施行された法律。

### ステーション

路上や町内会（区）の共有地などに設けられた家庭ごみを排出する場所のこと。【詳細は本編 P9 を参照】

### 3 R（スリーアール）

ごみを減らすキーワードとして、リデュース（Reduce）、リユース（Reuse）、リサイクル（Recycle）の頭文字をとった言葉。【詳細は本編 P1 を参照】

### 製品プラスチック

プラスチック製容器包装やペットボトル以外のプラスチックで作られている製品。【関連施策は本編 P57 を参照】

### 組成分析調査

家庭からごみ集積所に排出された可燃ごみについて、品目や重量比を測定する調査のこと。ごみの排出状況を把握し、ごみ減量やリサイクルの施策、食品ロスの実態把握のための基礎資料となる。【詳細は本編 P52・P56 を参照】

### 粗大ごみ戸別回収

1人暮らしの高齢者・障害者や家族の協力が得られず大型ごみを集積所へ搬出することが困難な人を対象に、戸別収集を行う取組のこと。【関連施策は本編 P59 を参照】

### その他の紙

新聞・雑誌・段ボール・飲料用紙パック以外のリサイクルできる紙類のことで、本市特有の分別区分。【関連施策は本編 P39 を参照】

### た行

#### 食べ残し

一旦食事のために提供された料理のうち、食べられずに残され破棄される食品のこと。【詳細は本編 P40 を参照】

### チームちょこ美

富士市マナー条例の目的である「誰もが快適に過ごすことができる美しいまちづくり」を目指すために、無理の無い範囲で、ごみが落ちていたら見逃さないちょこっと美化を推進する取組のこと。【関連施策は P50 を参照】

### 直接廃棄

賞味期限や消費期限を超えた食品を、食材として使ったり、食事に提供したりすることなく、手つかずの状態でそのまま捨ててしまうこと。【詳細は本編 P40 を参照】

### 出前講座

小中学校や団体など市民のニーズに応じて、市職員が直接出向いて講座を行う取組。【関連施策は本編 P43・P55 を参照】

### てまえどり

購入してすぐに食べる場合に、商品棚の手前にある商品等、販売期限の迫った商品を積極的に選ぶ購買行動のこと。【関連施策は本編 P42 を参照】

### 電子マニフェスト

マニフェスト情報を電子化し、排出事業者、収集運搬業者、処分業者の3者が情報処理センターを介したネットワークでやり取りする仕組み【関連施策は本編 P36 を参照】

### な行

#### 生ごみたい肥化

家庭で出る生ごみを、微生物の働きにより発酵させ、たい肥を作る取組のこと。家庭から出るごみの減量につながる。【関連施策は本編 P54 を参照】

### は行

#### バイオマス

元々の意味は、生物（bio）の量（mass）のことであるが、近年は再生可能な、生物由来の有機性エネルギーや資源（化石燃料は除く。）を指す。

### 廃棄物処理法（廃棄物の処理及び清掃に関する法律）

廃棄物の排出を抑制し、及び廃棄物の適正な分別、保管、収集、運搬、再生、処分等の処理をし、並びに生活環境を清潔にすることにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ることを目的とした法律。

## 搬入検査

新環境クリーンセンターに事業系ごみを搬入する許可業者などを対象に、持ち込まれるごみを広げ、持込むことができない産業廃棄物や古紙等の資源物の有無を確認する検査のこと。産業廃棄物の搬入防止や廃棄物の適正処理を目的に行う。【関連施策は本編 P56 を参照】

## 不法投棄

廃棄物処理法などの法令に違反した処分方法で廃棄物を投棄すること。【関係施策は本編 P49・P50 を参照】

## フードドライブ

家庭で消費しきれない未利用の食品を回収し、福祉施設やフードバンク活動に取り組む団体などに寄付する活動のこと。【関連施策は本編 P44 を参照】

## 富士市のごみを考える会（NPO法人富士市のごみを考える会）

富士市民に対して環境の保全に関する事業を行い、富士市の環境の保全に寄与することを目的とした団体として平成 16 年 1 月 6 日に設立した。ごみなどの環境問題について、小学生を中心とした環境教育や清掃ボランティア活動など行っている。

## 富士友の会

女性月刊誌同社を中心に構成される「友の会」の一つで富士地区在住からなっているサークルである。衣食住や子育てなど日常生活に関する学習のほか、地球温暖化など環境問題を考える活動を行っている。

## プラスチック一括回収

現在（令和 7 年 3 月）、プラスチックに関してはプラスチック製容器包装のみを分別・収集しているが、それ以外の製品プラスチックのごみも同じ分別品目として回収すること。【関連施策は本編 P57 を参照】

## プラスチック資源循環法（プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律）

国内外におけるプラスチック使用製品の廃棄物をめぐる環境の変化に対応して、プラスチックに係る資源循環の促進等を図るため、プラスチック使用製品の使用の合理化、プラスチック使用製品の廃棄物の市町村による再商品化並びに事業者による自主回収及び再資源化を促進するための制度の創設等の措置を講ずることにより、生活環境の保全及び国民経済の健全な発展に寄与することを目的として令和 4 年 4 月 1 日施行された法律。

## プラスチック製容器包装

商品を入れる容器や包む包装で、中身の商品を取り出した後に不要になるプラスチック製のものを指す。容器包装リサイクル法の対象となっており、プラマークがついているものが対象になる。【関連施策は本編 P57 を参照】

## ペットボトル水平リサイクル（Bottle to Bottle）

使用済みペットボトルを原料として、再びペットボトルに再生するリサイクル方法のこと。【関連施策は P63 を参照】

## ま行

### My City Report（MCR）（マイシティレポート）

スマートフォンアプリとして令和 2 年 11 月 2 日より運用を開始した。本市の市民通報システムとして、市内で起きている様々な課題を市民からの情報提供を受け、対応を行っている。【関連施策は本編 P49 を参照】

### マイバッグ（エコバッグ）

買い物時にレジ袋の代わりに使用する繰り返し使える袋のこと。レジ袋の消費を減らし、ごみの減量や温室効果ガスの削減につながる。【関連施策は本編 P53 を参照】

### マイボトル

自分用の飲み物を入れて持ち運ぶ水筒やタンブラーのこと。ペットボトルなどの使い捨て容器を減らして環境負荷の軽減につながる。【関連施策は本編 P53 を参照】

### まちぐるMe（み）

富士コミュニティエフエム放送（株）が主催となり、民間店舗の協力を得て、まちづくり活動等に取り組む市民を対象に、消費期限が近いパンなどを割引価格で販売する取組。地域活性化の担い手を増やすとともに、事業系食品ロス削減につなげることを目指す。【関連施策は本編 P41 を参照】

## mottECO（モッテコ）

環境省が提唱している、食品ロス削減を目的とした取組。飲食店で食べきれなかった料理を「お客様の自己責任で」持ち帰ることを推奨する取組のこと。【関連施策は本編 P42 を参照】

## や行

### 容器包装リサイクル法（容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律）

包装廃棄物の排出の抑制並びにその分別収集及びこれにより得られた分別基準適合物の再商品化を促進するための措置を講ずること等により、一般廃棄物の減量及び再生資源の十分な利用等を通じて、廃棄物の適正な処理及び資源の有効な利用の確保を図り、もって生活環境の保全及び国民経済の健全な発展に寄与することを目的とした法律。

本市は現在（R 7. 3.31）、この法令に基づきプラスチック製容器包装、びん、ペットボトルの分別収集を行っている。

## ら行

### リサイクル（再生利用）

廃棄物等を原材料やエネルギー源として有効利用すること。廃棄物を新たな製品の原料として再利用する「マテリアルリサイクル」や、廃プラスチックを化学的に分解することで化学原料に戻し、再利用する「ケミカルリサイクル」、焼却して熱エネルギーを回収する「サーマルリサイクル」がある。【関連施策は本編 P56・P63 を参照】

### リサイクルマップ

ごみ分別アプリ「さんあ〜る」において、市による資源物の拠点回収場所や民間事業者が設置している資源物の回収ボックスの位置・回収集品目を公開している。【関連施策は本編 P36 を参照】

### リチウムイオン電池

電極にリチウムという金属を含んだ化合物を使い、リチウムイオンの移動によって放電する電池のこと。スマートフォンやモバイルバッテリーなど多くの電化製品に使用されている。外部からの強い圧迫や衝撃を与えることで、発火や爆発の危険性があり、全国的にもごみ処理過程における火災事故が多発している。【関連施策は本編 P61 を参照】

### リデュース（発生抑制）

ごみを出さないこと。製品をつくる時に使う資源の量を少なくすることや廃棄物の発生を少なくすることを指す。消費者が製品を長く使うこともリデュースのひとつである。【関連施策は本編 P53 を参照】

### リニアエコノミー

資源を採掘し、モノを作り、捨てるという一方通行型の経済の仕組み。これまでの大量生産・大量消費・大量廃棄のシステムのこと。【詳細は本編 P17 を参照】

### リユース（再利用）

使用済製品等を繰り返し使用すること。具体的には、不用になったが、まだ使えるものを他者に譲ったり売ったりして再び使用する場合や、事業者が使用済み製品を回収して修理・洗浄してから再び製品として使うことを指す。【関連施策は本編 P53 を参照】

## 6 R 県民運動

静岡県が推進している海洋プラスチックごみ防止の啓発活動のこと。ごみ削減の 3 R に、プラスチックごみの流出防止や発生抑制に必要なリターン（ごみは持ち帰る）、リカバー（清掃活動に参加する）、リフューズ（レジ袋を断る）の 3 つの R を加えた 6 R を掲げている。【関連施策は本編 P51 を参照】



## 富士市ごみ処理基本計画 2025-2034

令和7年(2025年)3月

富士市環境部廃棄物対策課

〒417-8601 静岡県富士市永田町1丁目100番地  
TEL: 0545-55-2769 FAX: 0545-51-0522  
Email: ka-haikibutu@div.city.fuji.shizuoka.jp  
URL: <https://www.city.fuji.shizuoka.jp/>

富士市行政資料番号

R6-48

この冊子は、印刷用の紙にリサイクルできます。